

第2次 和気町総合計画

人と地域が輝く
晴れの国の
和気あいあいのまち

■基本構想(2021～2030) ■前期基本計画(2021～2025)
(第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略)



第2次 和気町総合計画

人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち

- 基本構想（2021～2030）
- 前期基本計画（2021～2025）
（第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

“人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち”

を目指して

今日の地方自治体を取り巻く状況は、地方分権が進む一方、急速な人口減少と少子超高齢社会の到来という歴史的な転換点に直面しています。

和気町においても、合併から15年が経過し、環境が大きく変化しています。

頻発する大規模自然災害や、新型コロナウイルスの世界席卷など、社会不安が増幅する中、“安全・安心”を基調としつつ、人口減少や少子高齢化を乗り越え、住み心地の良い、あまねく人と地域が輝くまちを全力で作り上げていくため、この「第2次和気町総合計画」をまとめたところです。

明るい兆しとして、ここ数年、子育て世代を中心とした移住者による人口増が続き、社会増減ではプラスになるなど、移住定住施策が功を奏している面も見られます。

町としては、こうした一筋の光を糧として、若年層の定住をさらに促し、人口構成のバランスのとれた、活気にあふれた持続可能なまちづくりを、機を逸することなく推進していく所存でございます。

一方、「第1次和気町総合振興計画」策定時の予想よりも人口減少が早まってきているとともに、結婚や出産を機に若い人々が他の都市に転出する傾向が見られ、未来を担う若年世代の減少傾向が、今後さらに進むことも懸念されるところです。

私たちのまちは、幸いにも、山紫水明の豊かな自然と、先人たちが育み、大切に守ってきた文化や伝統とともに、多彩な人財や資源を有しています。

これからの和気町が輝かしい未来へと発展するように、この地域の貴重な資源を最大限活用させていただきながら、町民の皆様と共に手を携え、新たなまちづくりを進めていく所存ですので、計画の実現に向けて、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、終始熱心にご審議を賜りました審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様ならびに、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後も、引き続き町政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3(2021)年3月



和気町長 単加信義



町花「藤(フジ)」

和気町には、種類の多さ日本一を誇る藤公園があり、全国的にも知られ、和気町のイメージとして定着しています。また、藤は生命力豊かで、町の発展を願うにふさわしい花であることから町の花に決定しました。



町木「桜(さくら)」

和気町には、芳嵐園、吉井川河川公園、旧片上鉄道天瀬駅など、桜の名所が多数あります。また、日本を代表する植物であり、古くから町民にも愛され、親しまれてきたことから、町の木に決定しました。



町鳥「タンチョウ」

和気町には、国の天然記念物であるタンチョウの人工飼育を行っている岡山県自然保護センターがあり、飼育数では日本一を誇っています。また、古くから端鳥(めでたい鳥)といわれ、優雅に美しく飛ぶ姿は、町内外からの来場者を楽しませており、町を代表する鳥として町の鳥に決定しました。

和気町町民憲章

わたしたちは、歴史と伝統文化が薫る和気の町民であることに誇りを持ち、町民一人ひとりがお互いの幸せを願い、元気に笑顔で楽しく過ごせるまち「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちをめざし、ここに町民憲章を制定します。

- 1 自然を大切にし、環境にやさしい、美しいまちをつくります。
- 1 教養を高め、知性を磨き、薫り高い文化のまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、心身ともに健康で楽しいまちをつくります。
- 1 人権を尊重し、お互いを思いやり、和を尊ぶまちをつくります。
- 1 希望と未来を語り合い、共助と協働のまちをつくります。
- 1 働く喜びをもち、地域の産業を活かして活力のあるまちをつくります。

< 目次 >

第1部 序論	1
第1章 第2次総合計画の枠組み	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ	2
(1) 和気町の最上位計画.....	2
(2) 「第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画	2
3. 計画の構成と期間	3
(1) 構成	3
(2) 期間	3
4. 計画の特徴	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 和気町の概況(位置、地勢、特徴、周辺との関係性)	5
(1) 位置・地勢	5
(2) 沿革	5
(3) 人口の推移	6
2. 社会の潮流	7
(1) 安全・安心な社会の希求.....	7
(2) 人口急減・超高齢社会への対応.....	7
(3) 経済財政状況の変化.....	7
(4) Society5.0(超スマート社会)で実現する社会	8
(5) インフラ・公共施設の老朽化.....	8
(6) 世界共通の目標SDGsの推進.....	9
3. 町民の意識からみえる課題の整理.....	10
(1) 施策別の重要度と満足度(地方創生に関するアンケートから)	10
(2) 移住者による和気町の評価(移住者アンケートから)	12
(3) ワークショップ意見.....	13
4. 第2次総合計画で解決すべき町の課題	16
(1) いのちと暮らしを守る安全・安心への備え	16
(2) 人口減少、少子超高齢社会への対応.....	16
(3) 若者と子育て世代への支援.....	16
(4) 健康寿命の延伸と健康意識の高まり	16
(5) 公共施設の統廃合とインフラの長寿命化.....	17
(6) 農林業・農山村を取り巻く環境の変化.....	17
(7) 地域共生意識の醸成.....	17
第2部 基本構想	19
第1章 基本理念	20
第2章 将来像	21
第3章 将来人口	22

第4章 和気町の未来の姿	23
1. 全体像	23
2. ひと	23
(1) 子ども	23
(2) 子育て世代	24
(3) 高齢者	24
3. 暮らし・まちの様子	24
(1) 暮らし	24
(2) まち	25
第5章 財政の見通し・土地利用の基本方針	26
1. 財政の見通し	26
2. 土地利用の基本方針	27
(1) 土地利用の基本的な考え方	27
(2) 土地利用の基本方針	27
第6章 “人と地域が輝く”まちづくりの柱(施策の大綱)	29
基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】	29
基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち【教育・文化】	29
基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】	30
基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】	30
基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】	30
基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】	31
基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】	31
第7章 計画推進の基本姿勢	32
1. 持続可能な行政経営(施策、事業の選択と集中)	32
2. 参画と協働のまちづくりの推進	32
3. 総合計画の進行管理について	33
第3部 人口ビジョン	35
第1章 人口ビジョンの位置づけ	36
第2章 人口の現状分析	37
1. 人口の動向	37
(1) 総人口の推移	37
(2) 年齢3区分別の人口推移	40
2. 将来人口に影響を与える要因の分析	42
(1) 自然増減	42
(2) 未婚化の進行	43
(3) 合計特殊出生率の推移	44
(4) 社会増減	46
(5) 人口移動の状況	47
(6) 産業別の従業者構造	51

第3章 目指すべき将来の方向	52
1. 住民の意識・希望に関する調査結果	52
(1) 町民アンケートの結果	52
2. 目指すべき将来の方向	53
(1) 基本的な考え方	53
(2) 施策の方向性	54
3. 人口の将来展望	55
(1) 将来の人口展望	55
(2) 和気町が目指す人口目標	60
第4部 前期基本計画(第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略)	63
第1章 計画策定の趣旨	64
第2章 構成	64
第3章 計画期間	65
第4章 政策・施策の体系	66
1. 政策、施策の考え方	66
2. 体系	66
第5章 リーディングプロジェクト まち・ひと・しごと創生総合戦略	68
1. これまでの取組の効果の検証	68
2. 総合戦略の計画期間	69
3. 人口減少の状況	69
4. 総合戦略が目指すまちの姿	69
第6章 分野別基本計画の見方	73
第7章 分野別基本計画	75
基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】	75
基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち【教育・文化】	95
基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】	107
基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】	127
基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】	135
基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】	153
基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】	167
第8章 長期財政見通し	180
第5部 資料編	185
1. 計画策定の経過、審議会開催状況	186
2. 振興計画審議会委員名簿	187
3. 諮問・答申書	188
4. 審議会委員メッセージ	190
5. 用語解説	191
6. 関係条例・規則	196
7. パブリックコメント	198

第1部 序論



第2次総合計画の枠組み

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成18（2006）年の合併以降、「新町建設計画[※]」の趣旨を踏まえた「第1次和気町総合振興計画」（計画期間：平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）を策定し、「人かがやき 共に支え合う 快適で 健やかなまち」という将来像の実現に向けて、町民とともに、様々な取組を推進し、本町の発展と町の一体感の醸成に向けて、町民生活のあらゆる分野にわたる多くの施策を進めてきました。

しかし、この間、地球規模で頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症[※]の流行等、安全・安心に対する不安意識の高まり、国際情勢の不安定化、さらには急速に進行する人口減少と少子超高齢社会への対応など、我が国を取り巻く社会環境はこれまで経験したことのない試練の時を迎えているといえます。

また、本町においては、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子化が進行しており、人口構成バランスのとれた「持続可能な地域社会の構築」や、超高齢社会の到来に伴う健康寿命[※]の延伸などが大きな課題となっており、町民の意識は、“命と暮らしを守る安全・安心への希求”、“子育て・保育・教育の充実”、“保健、医療、福祉の充実”を重視する傾向がとりわけ強くなっています。

こうした町民の思いに的確に対応するとともに、将来にわたってすべての町民が安全・安心でいつまでも尊厳を持って住み続けられるまちを築いていくための指針として、第2次和気町総合計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 和気町の最上位計画

総合計画は、時代の潮流や本町を取り巻く環境の変化や、町民の声などを反映し、基本的な理念や町の将来像など、本町が目指すべきまちづくりの方向性を示すとともに、実現に向けた基本目標や具体的な施策をとりまとめたものであり、本町の行財政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位の計画です。

なお、「和気町議会の議決すべき事件を定める条例」において、町における総合かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画基本構想の策定は、議会の議決すべき事件として定められています。

(2) 「第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画

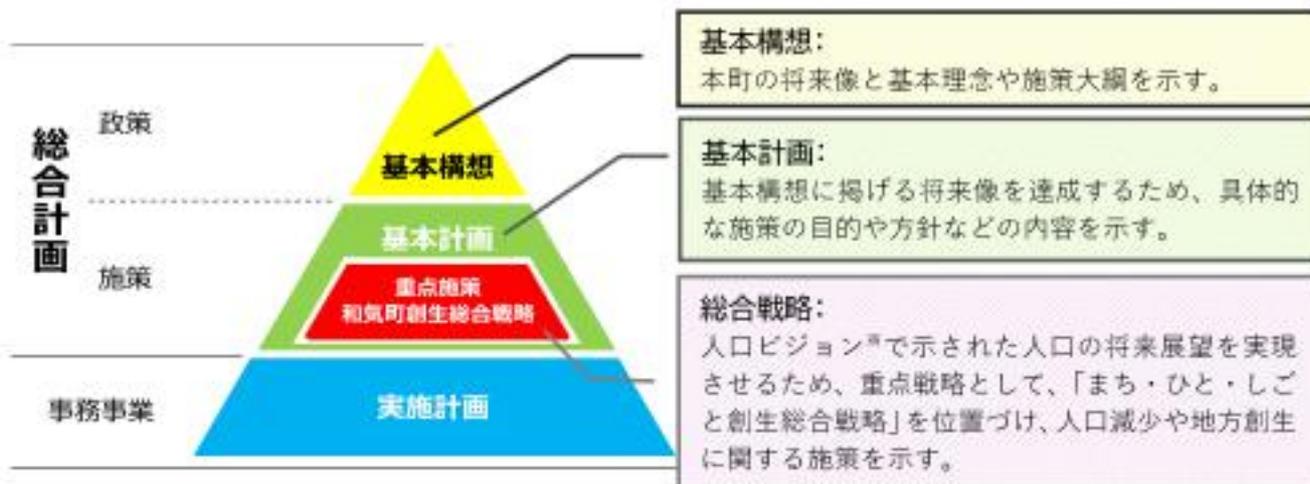
本町では、町の現状や国の動向等を踏まえ、現行の「第1期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」[※]の計画期間を1年間延長し、令和2（2020）年度末までの6年間としています。

また、総合戦略は、町の最上位計画である総合計画の理念や施策と一致するものであることから、「第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「第2次和気町総合計画」に統合し、前期基本計画のリーディングプロジェクト[※]として位置づけ、一体的に推進していくものとします。

3. 計画の構成と期間

(1) 構成

この総合計画は、基本構想と基本計画の2階層で構成します。



(2) 期間

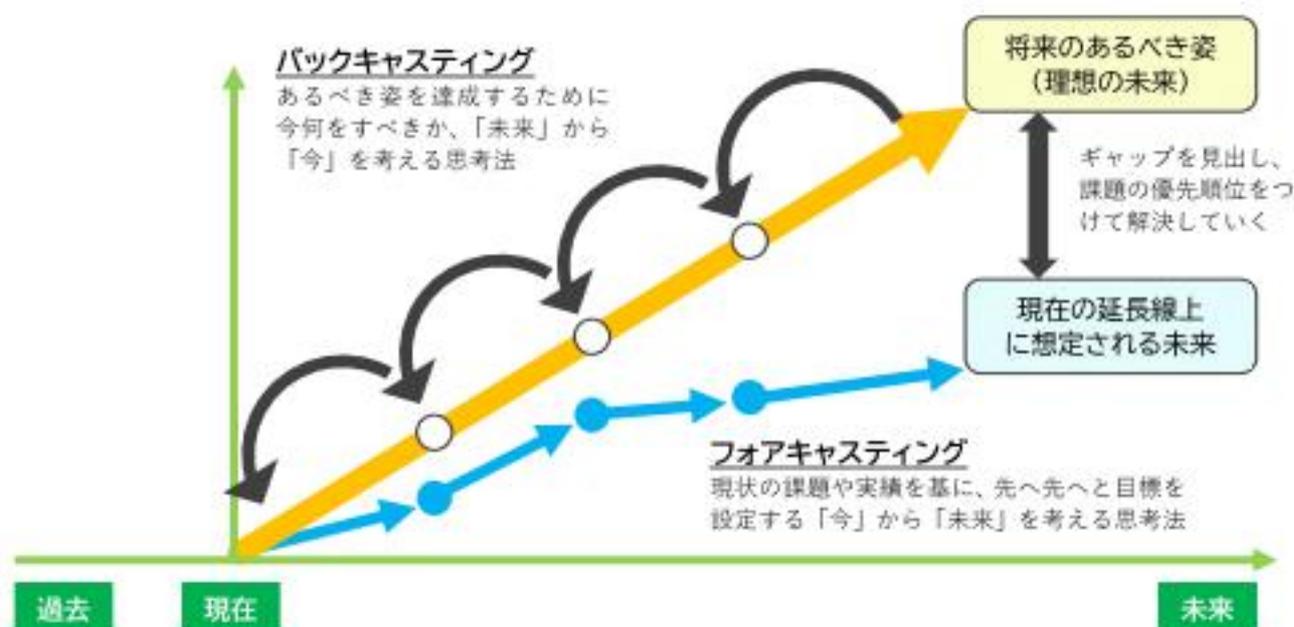
計画期間について、基本構想は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間、基本計画は、前期計画が令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間、後期計画は令和7（2025）年度に前期計画を見直し、後期計画を策定します。また、前期基本計画においてリーディングプロジェクトとして位置づける「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」も5年間を計画期間とします。なお、実施計画は、3カ年計画としますが、毎年見直しを行うローリング方式とします。

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本構想（期間：10年間）									
前期基本計画（期間：5年間）					後期基本計画（期間：5年間）				
第2期総合戦略（期間：5年間）									
実施計画			実施計画			実施計画			
見直し		見直し							

4. 計画の特徴

人口急減、少子超高齢社会の到来をはじめ、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う、新しい生活様式への転換や大規模な自然災害の頻発、持続可能な開発目標（SDGs[®]）への対応など社会潮流が本町にもたらす影響の把握に努め、これらに対応した計画とします。

また、本町の将来を展望して「理想の未来」を描き、その時点から計画期間を振り返って、実施すべきことを整理する「バックカスティング思考法」による計画づくりを行います。



「スポーツの町 和気」 こども絵画コンクール 町長賞(小学生・低学年の部)



和気小学校2年 小山 菜奈 さん

計画策定の背景

1. 和気町の概況（位置、地勢、特徴、周辺との関係性）

(1) 位置・地勢

本町は、岡山県の東南部に位置し、県庁所在地の岡山市から北東 32 km に位置しています。町の東部は兵庫県と接する備前市、北部は美作市、西部は赤磐市と接しています。

交通は、J R 山陽本線及び山陽自動車道が町南部を東西に通じ、町の西部を美作岡山道路が、また町の中心部を国道 374 号がそれぞれ南北に通る交通の利便性に恵まれた地域となっています。

本町の総面積は、144.21 km² で、町のほぼ中心部を岡山三大河川の1つである一級河川吉井川が貫流し、金剛川、初瀬川、王子川など吉井川支流沿いに市街地が形成されているとともに、林野面積が総面積の約 75% を占めるなど、豊かな水と緑に彩られています。

気象は、瀬戸内式気候^{*}に属し、年間平均気温は 14～15℃、年間降雨量は 1,200～1,300mm 程度で、全国的にみても降雨量が少なく、生活しやすい気候に恵まれています。



(2) 沿革

和気町は、平成 18（2006）年 3 月に旧佐伯町、旧和気町の 2 町が合併して誕生しました。

この地域は、古代から備前の国和気郡に属しており、吉備文化圏^{*}の東部に位置する交通の要衝で、奈良時代末期に平安遷都に尽力した和気清麻呂^{*}公を輩出しました。近世では、池田家^{*}の岡山藩に属し、吉井川を航行する高瀬舟が寄港する商業地として栄えてきました。その後、時代の流れとともに、交通機関も舟運から陸路へと変わり、県北部から備前市間を運行する旧片上鉄道^{*}や山陽鉄道^{*}の開通などにより、沿線を中心に市街化が進み、現在では、町南部を東西に貫通する山陽自動車道や、町の南北を貫通する国道 374 号を中心に広域交通の要衝として発展してきました。

(3) 人口の推移

本町の人口は昭和 55 (1980) 年前後をピークに減少に転じ、今後も減少基調で推移していくことが予測されています。



少子高齢化が進み、平成 27 (2015) 年の年少人口率は 10.4%、老年人口率 (高齢化率) は 38.6% となっています。また、従属人口指数 (働き手である生産年齢人口 100 人が年少人口及び老年人口を何人支えているかを示す比率) はこの 10 年間で急激に上昇し、今後もますます高くなることが予測されています。



「川のきれいな和気町」 こども絵画コンクール 議長賞(小学生・低学年の部)



本荘小学校2年 山口 絢加 さん

2. 社会の潮流

(1) 安全・安心な社会の希求

近年、大規模化する風水害や地震などの自然災害が地球規模で多発しており、我が国においても、毎年各地で大きな被害が出ています。災害への不安感が高まる一方、災害を我が事として捉え、「自助」、「共助」の意識をこれまで以上に高めていくことが必要です。

国が平成31(2019)年に公表した南海トラフ地震*をはじめとするマグニチュード8から9クラスの大規模地震や首都直下地震等も、今後30年以内に70~80%の確率で発生することが予測されており、有事に備えた更なる防災体制の強化充実など、しなやかで持続可能なまちづくりが急務となっています。

また、交通事故や特殊詐欺*等、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪の多発、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、人々の暮らしや健康を脅かす事案が多く発生しており、安全で安心な暮らしを希求する気運が以前にも増して高まっています。

(2) 人口急減・超高齢社会への対応

国立社会保障・人口問題研究所*が平成30(2018)年に公表した将来推計人口によれば、日本の将来人口は、平成27(2015)年の1億2,709万人から令和47(2065)年には、8,808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計されています。また、年齢3区分別人口の割合は、年少人口、生産年齢人口が減少する一方、老年人口が令和32(2050)年ごろまで急速に増加すると推計されています。老年人口の増加について、日本は、昭和45(1970)年に「高齢化社会*」に突入し、その後も高齢化率は急激に上昇、平成6(1994)年に「高齢社会*」、平成19(2007)年に「超高齢社会*」へ突入しました。高齢化率は今後も高くなると予測されており、令和7(2025)年には約30%、令和42(2060)年には約40%に達すると見込まれています。

このような人口急減・超高齢社会の到来は、支え手である生産年齢人口*の減少とそれに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力の低下をもたらすなど、「2025年問題」*として広く認識されています。

人口減少・少子高齢化の進行が避けられない状況を危機感として捉えた行政運営の改革が求められています。

(3) 経済財政状況の変化

長く低迷していた日本経済は、国の経済政策等により、近年は緩やかな回復基調となってきましたが、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、全世界的に経済がマイナス成長に陥ると見込まれており、経済協力開発機構(OECD)*によると令和2(2020)年の日本の実質GDP成長率*は、感染が再拡大した場合、マイナス7.3%まで落ち込むという見通しが示されています。また、平成20(2008)年のリーマンショック*時において、我が国の地方税収の落ち込みは回復に10年近くを要しましたが、この度の感染症の影響は当時を上回る可能性も指摘されており、これによって、今後の地方税収の落ち込みもより大きく長期化することが懸念されています。

(4) Society5.0[※] (超スマート社会[※]) で実現する社会

Society5.0 とは、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、内閣府の「第5期科学技術基本計画」(平成28(2016)年1月22日閣議決定)において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0 で実現する社会は、IoT[※] (Internet of Things) ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これからの課題や困難を克服します。また、人工知能 (AI[※]) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットやドローン、自動走行車などの技術により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服が期待されています。これらの社会変革を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適かつ活躍できる社会になることが期待されています。



(5) インフラ・公共施設の老朽化

我が国では、高度経済成長期に道路、橋梁、上下水道、公共施設等が集中的に整備されたため、建設後50年以上経過した施設の割合が高くなり、補修修繕、維持管理の費用が急速に増大することが見込まれています。このため、インフラ[※]、公共施設管理の効率的なシステム、手法の導入、インフラ施設、公共施設の長寿命化、公共施設の統廃合・複合化など戦略的かつ効率的に維持・更新することが求められています。

(6) 世界共通の目標SDGsの推進

貧困、紛争、テロ、気候変動、資源の枯渇など、人類はこれまでになかったような数多くの課題に直面しています。このままでは、人類は安定してこの世界で暮らし続けることができなくなるといわれており、これらの課題を解決するために、平成27(2015)年に令和12(2030)年までに達成を目指す17項目に及ぶ「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が国連で採択され、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において、行動していくことが求められています。

日本においても、力強い担い手として、SDGsを推進していくにあたり、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針が策定され、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンのもと、国家戦略として取組が進められています。このことから、行政、事業者、住民などすべての関係者がそれぞれの役割を担うことが求められており、国内でも持続可能な社会の実現のため、積極的にSDGsの達成に向けた取組を行う民間事業者が増えています。

「SDGs」が掲げるゴールは、本町が第2次総合計画において目指す理想の未来と合致するものであり、地球市民としての役割を果たすため、総合計画の基本計画の各分野施策とSDGsの17の目標との関連性を示し、各施策を推進することにより、SDGsの目標達成につなげていくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsが掲げる17のゴール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

3. 町民の意識からみえる課題の整理

(1) 施策別の重要度と満足度（地方創生に関するアンケートから）

- ・調査対象：18歳以上の町民 2,000人（回答数は 700人）
- ・実施期間：平成 29（2017）年 10月

本町の“地方創生”に関するアンケートにおいて、「和気町が住みやすいと感じる点」を“満足度”とし、「より多くの人和気町に住み続けるための取組として必要な取組」を“重要度”として、施策分野のCS分析[※]を行いました。

【問 10 満足度】

設問選択肢	施策分野
1 自然環境が良い	自然環境
2 JR 和気駅がある	交通
3 高速道路のインターチェンジがある	交通
4 生活インフラ(上下水道・光回線など)が整備されている	生活環境
5 職場が近い、仕事が多い	仕事
6 治安が良い	安全・安心
7 医療・福祉サービスが充実している	医療・福祉
8 子育て環境が充実している	子育て
9 買物が便利である	生活環境
10 近所の付き合い、地域活動が活発である	地域コミュニティ
11 その他	—
12 わからない	—

【問 22 重要度】

設問選択肢	施策分野
1 賃貸住宅や分譲地などの住居確保	住宅環境
2 交通の便の充実	交通
3 子育て環境の充実	子育て
4 教育環境の充実	教育
5 働く場所の確保	仕事
6 買物環境の充実	生活環境
7 医療・福祉の充実	医療・福祉
8 治安対策の充実	安全・安心
9 災害に強いまちづくり	安全・安心
10 観光資源を活かしたまちづくり	観光
11 町の活性化、にぎわい創出	地域コミュニティ
12 地域コミュニティの充実	地域コミュニティ
13 自然環境の保全	自然環境
14 その他	—
15 特にない	—

「あおのまち」 とも絵画コンクール 教育長賞(小学生・低学年の部)



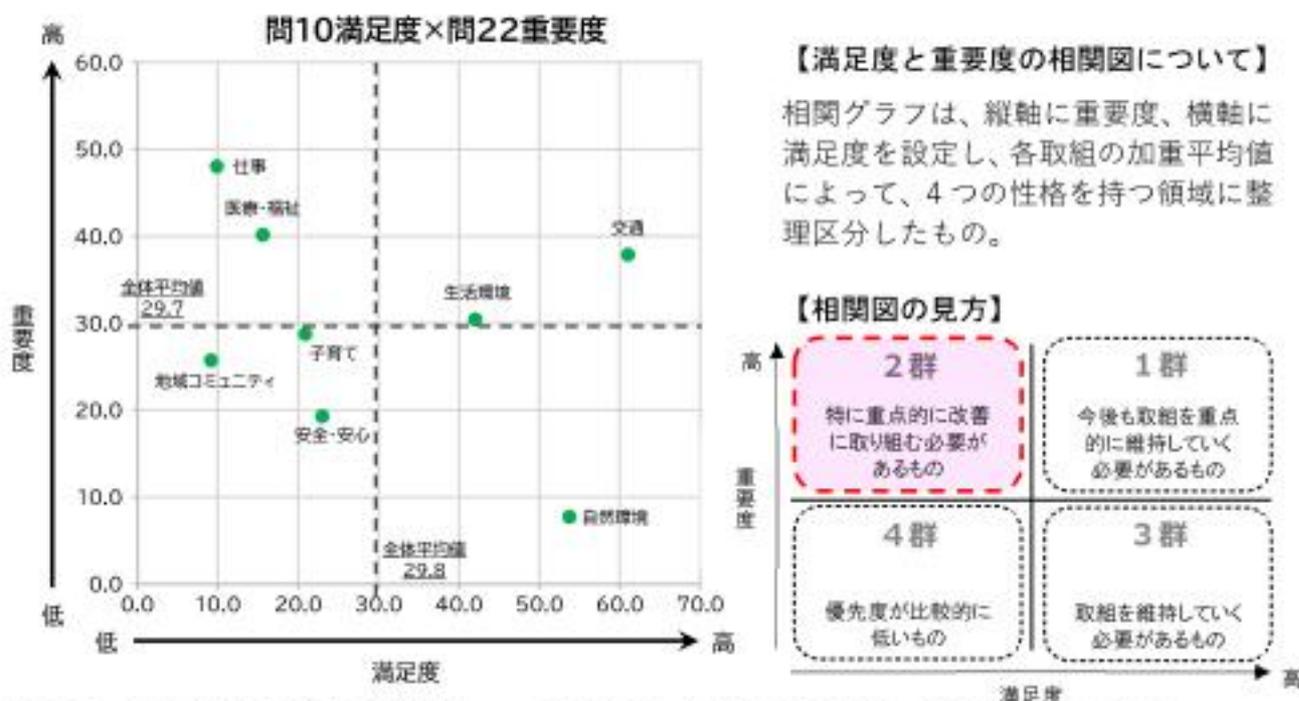
佐伯小学校2年 時本 智史 さん

満足度と重要度に位置づけて比較した結果、下のグラフの左上、2群にあたる、「重要度が高いにも関わらず満足度が低い」施策は「仕事」と「医療・福祉」という結果になりました。

特に、「仕事」に関しては重要度が最も高いにも関わらず、満足度が最低ランクとなっており、より多くの方が和気町に住み続けるために、最優先で取り組んでいかなければならない施策といえます。

医療・福祉に関しては、町内医療機関として、小児科・産婦人科・皮膚科がないことに起因していることが考えられます。

その他、満足度が低かったものは「地域コミュニティ」となっています。これは人口の減少を背景とする少子高齢化、高齢者世帯の増加や世帯の小規模化などの要因から、地域におけるコミュニティ意識の希薄化などが要因となっていると思われます。また、4群に属している施策であっても、「子育て」や「地域コミュニティ」のように重要度については平均値に近い施策もあり、満足度を高めていくための施策を充実する必要があります。



※問22における「住宅環境」「教育」「観光」については、満足度で比較する項目がなかったため考慮していません。

「どうぶつとくらせる町」 とも絵画コンクール 町振興計画審議会会長賞(小学生・低学年の部)



佐伯小学校 2年 片山 紗希 さん

(2) 移住者による和気町の評価（移住者アンケートから）

- ・調査対象：本町への移住者（20～50歳代）
- ・実施期間：令和2（2020）年7月

“子育て世代の移住者意識調査”（回答数は105人）において、「和気町を移住先に選んだ理由、判断材料になった事項」をみると、「災害が少ない」との回答が最も多くなっています。安全・安心な生活を求める移住者が多いだけでなく、本町の地理的特性による自然災害のリスクの少なさが移住者にとって大きな魅力となっていることが分かります。

また、「交通アクセスが良い」との回答も多くなっています。このことは“地方創生に関するアンケート”で「仕事」に関して重要度が高くなっていましたが、町内に魅力的な仕事が見つからない場合でもJR等を利用して近隣自治体へ通勤が可能な地域であるといえます。これらの優位性は、他の自治体と差別化できる本町の強みと思われるので、移住定住促進や企業誘致等の施策に積極的に活かしていくことが必要であると考えられます。



(3) ワークショップ意見

若い年代を中心にワークショップを実施し、和気町の10年後、20年後のあるべき姿をイメージしたバックカastingにより、現状の和気町に必要な取組を検討しました。

<実施概要>

対象	開催日
和気中学校、佐伯中学校 1～3年生	8月26日(水)
岡山県立和気開谷高等学校 1～3年生	8月4日(火)
町内出身大学生	8月9日(日)
町在住社会人女性	8月9日(日)

<ワークショップで出た主なキーワード>

<中学生> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物のお店、飲食店が充実してほしい ・ 交通利便性を高くしたい ・ まちの美しさ、景観 ・ 自然が豊か 	<高校生> <ul style="list-style-type: none"> ・ お店、商業施設がない・少ない ・ 自然(緑)が豊か ・ 人や地域の関わりが良い(良くなってほしい) ・ 医療費無料、医療の充実
<大学生> <ul style="list-style-type: none"> ・ Uターン、Iターン[※]、戻ってきたくなるまち ・ ICT[※]、IoT系の発達 ・ 公営塾など、教育の充実 ・ 若者でにぎわい、高齢者もいきいき 	<社会人> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが多い、高齢者が元気 ・ 英語教育が充実 ・ やりたいことが実現できる ・ ヒト・モノ・コトの町内での循環

「自ぜんがっぱいの和気町」 こども絵画コンクール 町長賞(小学生・中学年の部)



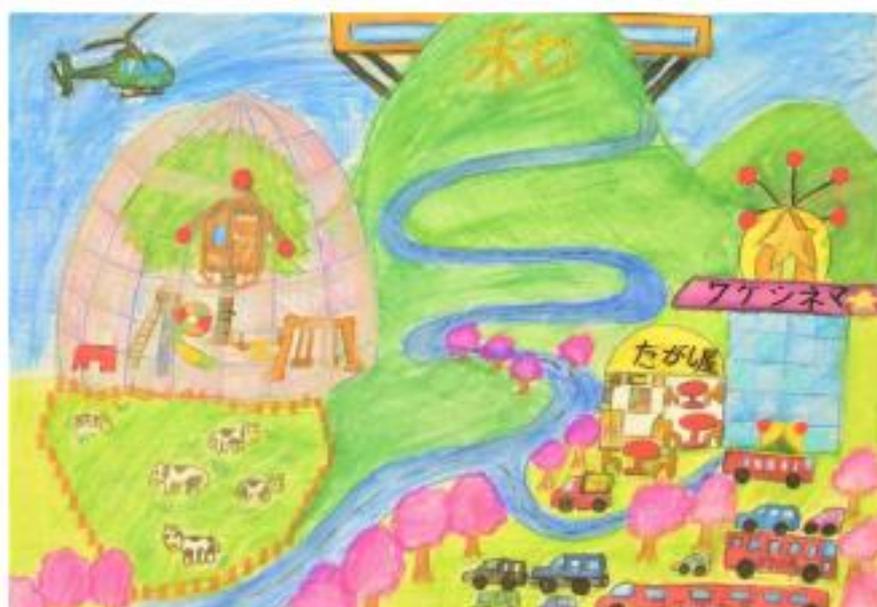
佐伯小学校3年 浦上 遥貴 さん

ワークショップで出た意見と、統計データや社会情勢、施策推進における見解等を踏まえ、和気町の状況を、強み (Strengths)、弱み (Weaknesses)、機会 (Opportunities)、脅威 (Threats) の4つのカテゴリに整理しました。

<和気町の状況>

◎ ワークショップ意見等からみえる強み	◎ ワークショップ意見等からみえる弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移住者が増えてきている ○ 豊かな自然環境や景観が良い ○ 自然災害が少ない ○ 高速道路ICやJRなど交通の便が良い ○ 英語教育に力を入れており、学習面が魅力 ○ 子育て支援策が充実している ○ 医療体制や医療費支援が充実している ○ 高齢者が元気 ○ 人が優しく、住民同士の関係が良い ○ 住民の地元愛が強い ○ 移住者を受け入れられるオープンな環境 ○ 光ファイバー普及率 100% ○ ドローン事業を活用した認知度向上 	<ul style="list-style-type: none"> × 児童・生徒数の更なる減少 × 高齢者世帯(ひとり暮らし)の増加 × 農業後継者の著しい減少 × 森林の荒廃 × 耕作放棄地の増加 × バスが少ないなど、車がないと交通が不便 × 道が狭く、防犯灯が少ない地域がある × インフラの老朽化 × 子育てへの経済的負担や不安感 × 地域のつながりの希薄化 × 若い世代が活躍できる仕事がない × 商店数等、地域格差が大きい
◎ 基礎的状況把握からみえる機会	◎ 基礎的状況把握からみえる脅威
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 安全安心な居住地への関心の高まりと多彩な移住希望者の増加 ☆ 就農希望者の増加 ☆ 都市と地方との交流の進展 ☆ インターネット、ICT、AI 環境等 Society5.0 の進展 ☆ 幅広い世代での健康意識の高まり ☆ 団塊世代等の退職に伴う余暇時間と多様な活動意欲の増加 ☆ 自然や地域資源を活用した観光ニーズの高まり ☆ 食へのこだわりや安全意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> △ 人口減少社会、少子高齢化の進行 △ 核家族化の増加 △ 自然災害の発生(大規模震災など) △ 地球温暖化による異常気象や大規模な自然災害 △ 地域間競争の激化 △ 鉄道を中心とした公共交通の縮減 △ 社会保障制度のひっ迫 △ SNS[※]等による新たな差別やいじめ問題の顕著化 △ 雇用条件等による人材流出等、労働力の減少 △ 県立高校の規模縮小と存廃の懸念

「ぼくの住みたい10年後の和気町」 とも絵画コンクール 議長賞(小学生・中学年の部)



本荘小学校4年 池田 杜佑 さん

このSWOT分析[※]の内容から、それぞれの状況を掛け合わせ、次のような和気町の今後のまちづくりにおける主要課題が浮かび上がってきました。

	強み=Strengths	弱み=Weaknesses
機会=Opportunities	【積極的攻勢】 強みを武器にして 機会を最大限に生かす	【弱点強化】 弱みによって機会を 失わないように対策を打つ
脅威=Threats	【差別化戦略】 強みを生かして 脅威に対抗する	【問題回避】 弱みと脅威が重なる 最悪の事態を回避する

【積極的攻勢】

- 自然環境を活かした地域の新たな魅力の創出
- 若者向け住宅供給、子育て世代の移住対策
- 和気に住んで町外で働く(岡山市通勤等)人への支援
- 元気な高齢者の活躍する場の充実
- IT等新技術と連携した健康づくりの推進
- 林野適正保全のための林業の成長産業化
- 新旧住民の交流活性化事業
- リモートワーク[※]、テレワーク[※]等、新しい働き方の推進

【弱点強化】

- 有機農法等による耕作放棄地解消対策
- フレイル[※]予防対策による健康寿命[※]の延伸
- リモートワークの増加と自然環境を活かした移住者誘致
- 山林、耕地等、里地里山[※]の保全対策
- 地域住民も関わる教育活動の推進(コミュニティ・スクール)
- 移動に係る公共交通の利便性の向上
- 体験型農園[※]の整備による交流人口[※]の増加

【差別化戦略】

- 大規模災害の発生確率が低い
- 子育て支援策を軸としたタウンプロモーション[※]
- 英語特区の活用による教育支援策の充実
- 地域の関係性の維持と地域共生社会の充実
- 生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム[※])の充実
- ドローン事業を活用した認知度向上の更なる強化(町のプロモーション強化)
- 地域で支え合う顔の見えるコミュニティづくりの強化

【問題回避】

- 子どもの数が少ないことを活かした個性教育の発展
- 子育てしながら働きやすい新たな環境の充実
- 買い物弱者対策、移動販売車等の運行支援
- 公共交通の改良による自宅までのラスト1マイル[※]の補完
- 地域活動の内容整理や役割分担による担い手の負担軽減
- 町の支援による複数の市街地への転居対策(コンパクトシティ構想[※])
- 少子・超高齢社会に応じた公共施設の統廃合とインフラの長寿命化
- 地域コミュニティと連携した継続できる交通インフラの確保

4. 第2次総合計画で解決すべき町の課題

前述の社会の潮流と将来の動向や町民意識等からみえるまちの課題を踏まえ、本町が強力に推進していく課題を次のとおり整理しました。

(1) いのちと暮らしを守る安全・安心への備え

大規模化で激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症のまん延に加え、次々と形態を変える特殊詐欺など、住民の平穏な生活を脅かすリスクが多様化、複雑化しています。このため、前例踏襲や現状への対応に留まることなく、次代を見据えた創造的な施策が求められているとともに、町ぐるみ、地域ぐるみで危機意識の醸成と対応力の向上を図るなど、危機管理対策の充実、強化が喫緊の課題となっています。町民の安寧な暮らしを守ることが何よりも重要となっています。

(2) 人口減少、少子超高齢社会への対応

我が国の人口減少、超高齢化については、本町においても深刻な課題であり、特に出生率については、平成26(2014)年に岡山県下ワーストとなるなど、人口の年齢構成の均整化に向けて、子育て世代が町に留まるとともに、町外から和気町へ子育て世代を誘引するための訴求力のある(移住・定住)施策を最優先で行わなければ、持続可能なまちや暮らしを維持することが困難になることが予測されます。

また、“人生100年時代*”といわれる平均寿命の延伸に伴い、介護予防やフレイル予防対策によって健康寿命を延ばしていくための対応策を講じなければ、これまでのような水準のサービスを提供し続けることが困難となる恐れがあり、危機意識を持って適切に対応していく必要があります。

(3) 若者と子育て世代への支援

子育て世代である若者の流出はまちの活力を低下させるだけでなく、将来にわたって人口構成バランスに影響を及ぼし、まちの将来に大きな不安を招くことになります。

まちの持続的発展のために最も必要な人口を維持するために、若者世代や子育て世代にとって、居心地よく、和気町に住みたい、住み続けたいと感じてもらえるまちであること、そして、そのために地域と行政が協働し、まちぐるみで子育てを尊び、子どもを守り育む体制を作り上げる必要があります。また、子どもは、町の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。子どもたちが未来に夢を馳せ、町に対する愛着を育む教育を推進し、子どもが健やかにのびのびと成長できる環境を提供することが必要です。子育て世帯の仕事と家庭の両立を支援するとともに、切れ目のない子育て支援を充実させて、核家族等の子育て不安を解消する取組を充実する必要があります。

(4) 健康寿命の延伸と健康意識の高まり

世界屈指の長寿国である我が国にあって、「2025年問題」として提起されているように、本町においても、今後、医療や介護を必要とする高齢者が急増するとともに、核家族化の増加傾向もあって、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も今後さらに増加することが見込まれます。

すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸や医療や介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の充実に向けた取組が必要です。

(5) 公共施設の統廃合とインフラの長寿命化

本町が保有する公共施設やインフラ等は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、整備後すでに30～50年の期間が経過していることから、老朽化が一斉に進行しており、維持管理コスト等の増大による町財政の圧迫が懸念されています。

本町における人口減少を避けたい現実として捉え、長期的な視点に立ち、公共施設等総合管理計画やインフラの長寿命化計画等によって、効果的で効率的な施設の管理運営を行い、財政への影響を緩和することが必要です。

(6) 農林業・農山村を取り巻く環境の変化

本町の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が増加しており、鳥獣被害による農業者の営農意欲の減退などを背景に、活力の低下が顕在化しています。このままでは、近い将来、集落の景観が一変することも懸念されます。持続可能な農業構造の実現のため、複合営農^⑩の模索や新規就農者等、継承者の確保、育成が大きな課題となっているとともに、農作業の省力・軽労化を図るなど、従来よりも効率的で経済的な農業経営ができる環境整備が求められています。

また、林業については、主に終戦直後や高度成長期の伐採跡地において、スギやヒノキなどの人工造林を進めてきた結果、現在は資源の利用期に移行していますが、人工林の放置が進み、里地里山の荒廃が顕著となっています。山林の適正な保全のためにも「森林資源の有効活用」を検討していく必要があります。

(7) 地域共生意識の醸成

本町においては、人口の減少を背景とする少子高齢化、高齢者世帯の増加や世帯の小規模化などの要因から、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化やなり手不足など、地域内で支え合う、地域力の低下が顕著となっています。また、本町では、第1次総合振興計画策定時から「和気町助け合いのまちづくり条例^⑪」を制定し、地域内の協働事業の取組を行ってきましたが、人口減少による担い手不足から活動が低迷している状況です。

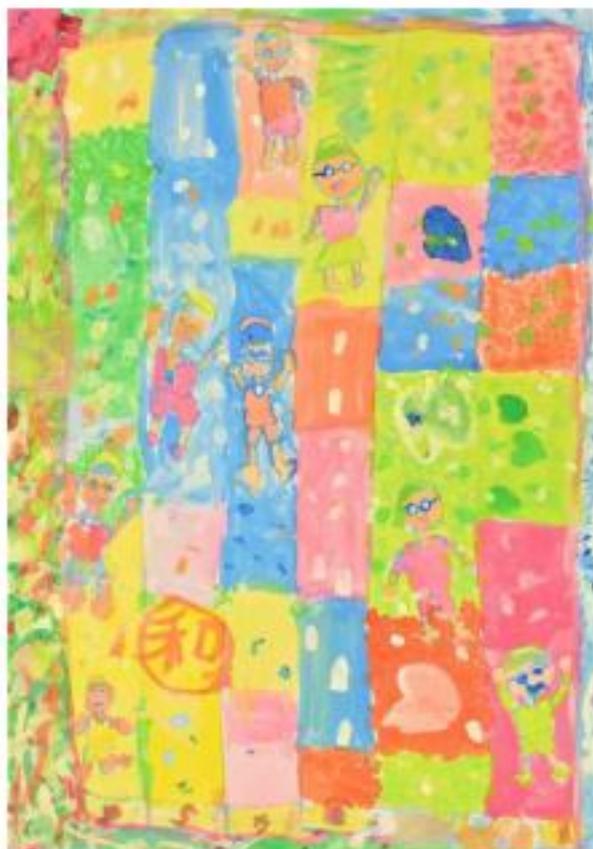
女性も男性も、高齢者も若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、共に助け合い、支え合いながら、だれもが生きがいを持って暮らし続けることができる「地域共生社会^⑫」の充実強化に向けた取組が必要です。

「わたしの好きな和気町の風景」 とも絵画コンクール 教育長賞(小学生・中学年の部)



和気小学校4年 宇高 咲花 さん

「にじ色プール」 こども絵画コンクール
町振興計画審議会会長賞(小学生・中学年の部)



佐伯小学校3年 時本 衣羽 さん

「自然の多い和気町」 こども絵画コンクール 町長賞(小学生・高学年の部)



佐伯小学校6年 村井 礼愛 さん

第2部 基本構想



基本理念

“人と地域が輝き続けるために”次の3つの基本理念を掲げ、今後のまちづくりのすべての施策にわたって大切にしている価値観や基本となる考え方を次のとおり定めます。

安心

すべての町民のいのちと暮らしを守り
安心して快適に暮らせるまちを創る

まちを取り巻く環境がいかに変化しようとも、“やすらぎが一番近くにあるまち”を目指し、すべての町民のいのちと暮らしを全力で守ることを最優先にまちづくりを進めます。

あらゆる世代が 心身ともに健康で
心豊かに人生を謳歌できるまちを創る

共生

あらゆる世代が、それぞれのライフステージにおいて、自分らしく仕事や暮らしを愉しみ、地域の中で支え合って生きる。だれもが、はつらつと暮らせるまちを創ります。

つなぐ

若者世代を軸に
次世代につながる 活気あるまちを創る

(様々な自然災害の発災確率の低さから、)“穏やかで、心地よい暮らしができる安住の地”を前面に、住み心地の良さをさらに高め、子育て世代に定住地として選んでいただける、未来へつなぐまちづくりを進めます。

人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち

人口減少、少子高齢化が進み、
世界を震撼させたコロナ禍もあり、
人の暮らし方や働き方が大きく変化し、
求められるまちのあり方も変わってきています。
成熟社会を迎えた現在、これまで以上に、「安全・安心と
人としての尊厳と生きがいを持って、安寧に暮らせること」が
何にも増して求められる時代になってきました。これから和気町は
すべての住民のいのちと暮らしを守ることを一番大切にしながら、
みんなが心地よく暮らせる

“陽だまりのようなまち”

を目指します。



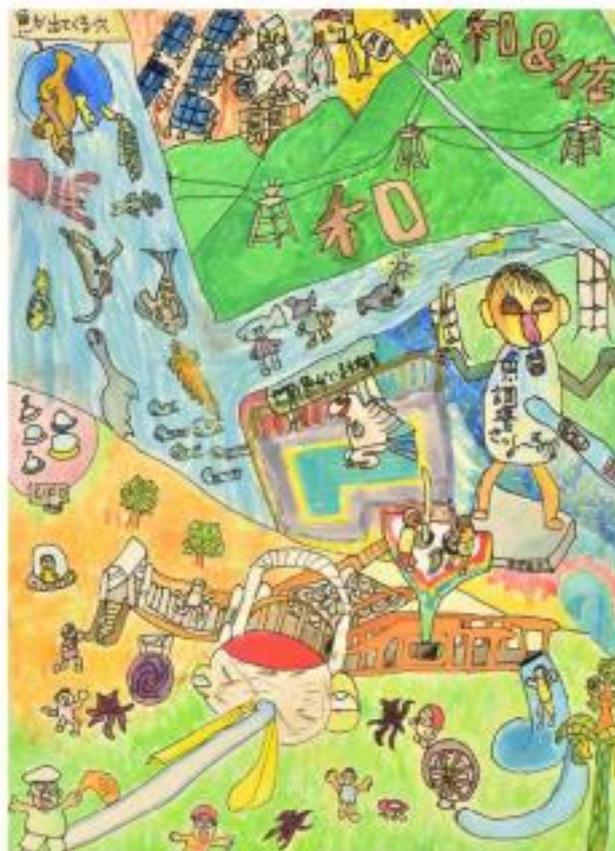
将来人口

令和 12(2030)年度の目標人口**12,500 人**

人口ビジョン*に基づき、第2次和気町総合計画（基本構想）の計画最終年度となる令和 12（2030）年における和気町の人口は 12,500 人を目標として設定します。

様々な推計結果から、和気町の人口は、10 年後の令和 12(2030)年には令和2(2020)年の 14,000 人から概ね 11,470 人まで減少するものと予測されています。

総合戦略を推進することによって、人口減少の速度を抑制し、推計値より約 1,000 人多い 12,500 人を目標値とするものです。

「世界に1つしかない自然がある町」 とも絵画コンクール 議長賞(小学生・高学年の部)

佐伯小学校6年 片山 馴太 さん

1. 全体像

10年後（令和12（2030）年）の和気町は、総人口こそ減少が見られるものの、安全・安心を求める都市部からの若年（20～30代）移住者の増加と、このことに伴う出生率の向上が見られ、世代構成のバランスが好転しています。

令和2（2020）年、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症によるパンデミック^{*}の試練を乗り越え、いのちを守る医療・防災体制と感染症リスクへの対応が整っています。

また、この試練に伴い後期高齢者を含む住民の健康志向の高まりがみられ、健康寿命が長くなり、多くの元気な後期高齢者が、豊富な知識や経験を活かし、現役の支え手、担い手となって、人の役に立ち、地域の発展に資することが生きがい対策となっています。

安全・安心を求めて移住、定住した若年世代を中心に、新規就農者やオンラインワーク^{*}従事者が増加し、自然の中でゆとりある暮らしを楽しむ住民が増えています。このことが、旧来の住民にも良い刺激となり、様々な技能や知識等を求めて新旧住民が活発に交流し、町が活性化しています。

荒廃が進行していた山林、耕地についても地域住民等による適切な保全活動と森林資源の有効活用などにより、かつてと同じ美しい山河、農地の風景が広がっています。

和気ならではの美しい自然や景観自然が観光資源として活かされ、SNSの有効活用や広域連携により、インバウンド^{*}を含めた人の往来が活発になり、片鉄口マン街道^{*}を中心としたサイクリングや和気アルプス^{*}の登山客でにぎわい、地域経済に好循環が生まれています。

2. ひと

（1）子ども

- Society 5.0時代真っただ中の令和12（2030）年。和気町の子どもたちは、目まぐるしく変化する社会を自立的に生き、周りの人と協働しながら社会の形成に参画するための資質・能力を確実に身につけています。
- 学校では、多様な願いを持つ子どもたち一人ひとりが大切にされ、一人1台のタブレット端末を必須アイテムとして使いこなしながら、「公正に個別最適化された学び」「創造性を育む学び」が行われています。
- 学校と地域とが目標・ビジョンを共有し、一体となって特色ある教育活動を展開していく「コミュニティ・スクール」^{*}が定着しています。園小中（高）を通して「地域とともにある学校」で学ぶ子どもたちは、地域・郷土に誇りを持つとともに、様々な手段で地域の魅力を発信するなど、他地域との人的・物的交流を行う力を身につけています。
- 人権教育を基盤に「知・徳・体のバランスのとれた教育」が展開される中、自分も他人も大切にできる「豊かな心」をもち、互いに認め合い、支え合い、高め合うことができます。そして、自己理解、他者理解、コミュニケーションスキル、感情のコントロール等のソーシャルスキル^{*}を身につけ、他者と良好な人間関係を築くことができます。
- 今や、東京への一極集中は過去のものとなり、人々の生活スタイルや価値観に大きな変化が生まれるとともに、子どもたちのなりた職業も10年前とは様変わりしました。しかし、「夢」や「目標達成に向かう意欲」は時代を超えても変わらない人生の原動力です。他者（友人や教員、地域住民、世界中の人々）との直接・間接的な関わりの中で、自らの適性に気づき、能力を伸ばしながら、夢に向かって変化の時代を強くしなやかに生きています。

- 和気町で少年、少女時代を過ごした子どもたちは、たとえ和気町を離れても、遠くからふるさとを思い、支え、心のよりどころとするとともに、また帰りたい、町の発展に寄与したいという心情が培われています。

(2) 子育て世代

- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を受けることができます。ボランティア母子サポートサービス*が町内の高齢者などにより構築されており、希望すればすべての子どもが低コストで保育施設を利用でき、安心して働くことができます。
- 町の啓発等により、妊産婦に対する敬愛の精神が芽生え、町ぐるみ、地域ぐるみで出産、子育てを支援する意識が高まっています。

(3) 高齢者

- 本町独自の高齢者の健康寿命延伸施策により、健康保持の意識が高まり、生活習慣の改善が図られ、現役で活躍する後期高齢者の割合が平成時代に比べ、倍増しています。また、在宅医療と介護の連携が円滑になったことから、住み慣れた地域で生涯にわたって、不安を感じることなく、生き生きと心地よい暮らしができています。
- 平成の時代までの後期高齢者と異なって、70歳代でも現役で農業や自営業ばかりでなく、様々な仕事に従事し、稼ぐ人が消費活動を支えています。また、後期高齢者になっても、元気にボランティア活動やゴルフ等のスポーツ活動に勤しんでいる人が多くなっています。また、子どもや若い世代に様々な技術や知識の提供機会ができており、若い世代は、町を維持するための歴史や伝統を習得し、郷土に対し、ますます愛着を深めるとともに、高齢者はいくつになっても尊厳と生きがいを持って暮らせています。
- 災害時、独居の高齢者世帯や障がい者の世帯等の要支援世帯は、行政区内において、複数の支援者のマッチングが行われています。また、行政区内で、有事に避難する際の避難所運営及び避難者確認ルールが構築されており、誰一人取り残すことのない万全の救援体制が構築されています。
- 団塊の世代[®]が80代になって、免許返納者が増加し、交通弱者が増えていますが、IoTやAIの技術の進歩により、新たな安全で安心なスマートモビリティ[®]が確立され、自由な移動が可能になっています。

3. 暮らし・まちの様子

(1) 暮らし

- すべての町民が、地域の中でつながり、互いを尊重しながら助け合って、暮らしています。
- 働き方改革により、リモートワーク、テレワーク等が進化し、働き方や働く場の選択肢が多くなり、若い世代や女性が働きやすい配慮の行き届いた職場が増えています。
- 快適な生活環境のもと、女性や若者、高齢者、障がい者等、すべての町民がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、生き生きと自分らしく暮らしています。
- 災害や犯罪に巻き込まれる不安を感じることなく、穏やかな暮らしができています。
- まちの各地へ移動する手段があり、便利に生活できています。

- まちの自然や歴史、文化が世代を超えて大切に引き継がれ、親しみを持たれています。
- 老若男女共に、気軽にスポーツに親しむ人が増えて、心身ともに健康に暮らしています。
- 大部分の農業従事者の年齢が80歳代に達し、農地の荒廃が加速することが懸念されていましたが、スマート農業^④の普及による、作業負担軽減や、移住者への圃場貸与制度の創設や園芸作物づくりの推奨などによって、荒廃農地の拡大には至っていません。

(2) まち

- 市街地、集落、通学路とも、まちの灯りが格段に増え、かつての“田舎の夜は暗くて怖い”というイメージは払しょくされています。また、市街地、集落の水路は転落防止の防護柵が設置され、安全度が高まっています。
- 旧来の公共交通に改良が加えられ、自宅までのラスト1マイルの補完ができており移動にかかる利便性が大きく向上しています。
- 昭和40(1965)年～50(1975)年代に集中して整備された公共施設や交通安全施設、街路灯などの耐用年数が集中しましたが、計画的な更新や長寿命化の措置により、対応できています。
- 町で起こりうる災害(ため池、急傾斜地崩壊対策等)の計画的な防災、減災対策^⑤が進み、いつまでも住み続けられる、強さとしなやかさを備えたまちになっています。
- 南海トラフ地震の発生により、町は各地で小規模な土砂崩れや、築年数の古い木造家屋等の一部損壊が見られました。町は、沿岸部や近接都市の企業等のテレワーク臨時オフィスとして、遊休施設の提供により貢献しています。
- 町の辺縁部(の集落コミュニティ)まで、移動販売車が運行しており、品物を選んで買える、買い物の楽しさを味わうことができます。
- 公共施設が適切に(統合)配置され、すべての町民が健康で文化的な生活を享受しています。
- 町内の主な1、2級河川の河床が土砂の堆積により、豪雨時に洪水の発生が懸念されていましたが、国県の計画的な浚渫工事の実施により、安全が保たれています。
- 山林等に隣接する町道等の上空へ樹木が張り出し、通行の障害となりつつありましたが、計画的な伐採等の実施により、安全が保たれています。
- 国道、県道等の沿道へ町花、町木に指定されている桜、藤が計画的に植栽されるとともに、町民の住宅へも、苗木の配布事業により、植栽が進められ、「桜と藤の町」のPRにより、内外に広く認知されています。
また、片鉄ロマン街道には、桜、藤のほか、四季を彩る樹木や草花が計画的に植栽され、サイクリングやウォーキングの名所として町内外の人に利用され、県内有数のサイクリングコースとして親しまれています。

1. 財政の見通し

人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保に最大限努めるとともに、事業の選択と集中を図り、歳出を最大限抑制する取組が必要となります。

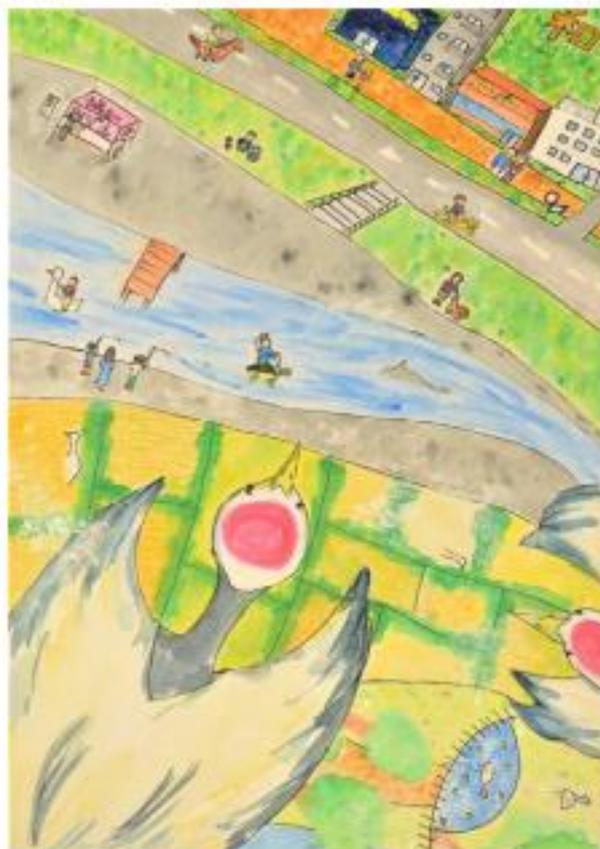
歳入では、町民税を中心とする地方税は、人口急減による労働人口の減少に加え、コロナ禍の影響により今後減収が予想されます。また、普通交付税の合併算定替の終了、合併特例債の発行が令和7（2025）年度に終了となり、国からの手厚い財政支援もなくなる予定です。国庫補助事業の活用、自主財源の確保、使用料の見直しによる適正な受益者負担の推進などの財源の確保策を講じていく必要があります。

歳出では、超高齢社会を迎えることによる社会保障費のほか、公共施設や都市基盤施設の老朽化の進行により維持管理費及び更新費用など財政需要の増大は避けられない状況となっています。インフラ施設の長寿命化対策による投資的経費の平準化、費用対効果による事務事業の見直し、適正な人員管理など、歳出の抜本的改革を図っていく必要があります。一方、本町の歳出の特徴として、上下水道や光ファイバー等の主要インフラはすでに町内全域をカバーしているとともに、これらの償還金もピークアウトしつつあります。

今後、第2次和気町総合計画の施策を着実に推進するためには、上記に掲げた財政運営の効率化を継続的に進めることで、歳入・歳出改革を徹底することが不可欠となります。

※なお、分析にあたっての各種推計値等については、第4部前期基本計画第8章長期財政見通しに掲載しています。令和3（2021）年度から12（2030）年度までの財政推計を行っています。

「自然豊かな和気」 こども絵画コンクール 教育長賞(小学生・高学年の部)



佐伯小学校6年 松島 種夏 さん

2. 土地利用の基本方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、限りある貴重な資源であり、私たちの生活や産業活動の土台となっています。このため、自然環境との共生や景観の保全、安全性を前提として、開発等は必要最小限に抑えながら活力創出の拠点となるところには積極的な投資を行うなど、メリハリのある土地利用に努めるとともに、コンパクトで合理的な土地利用を推進します。

(2) 土地利用の基本方針

① 定住人口確保のための土地利用の推進

生活利便性の高い都市計画用途地域[※]周辺や、旧町中心地を中心として、低未利用地を活用し、住宅地の整備や、民間活力の誘導、生活環境の充実を図ることで、快適で暮らしやすい住環境を創出します。また、新しい住民を呼び込むための付加価値の高い住環境の整備や企業誘致などにより、定住促進につながる取組を進めます。

② 人口減少を考慮した土地利用への政策転換

各地域・地区のバランスを考慮しつつ、公共施設の効率的な配置等、都市機能を拡散からコンパクト化へシフトチェンジし、人口減少を視野に入れた土地利用を進めます。

③ 自然災害リスクを考慮した安心して暮らせる基盤の形成

災害リスクの高い区域における都市部土地利用の制限を検討するとともに、災害に備えたハード対策とソフト対策による被害を最小限に抑える取組を行います。

イ) ハード施設の整備による防災・減災対策、インフラの戦略的な維持管理

水害、土砂災害等の災害リスクの高い地域におけるハード施設の整備を進めるとともに、施設の老朽化に対応するため、戦略的な維持管理を進め、現在のインフラを効率的、効果的に活用します。

ロ) 災害リスクの情報提供と土地利用の誘導等

大規模自然災害をハード整備により、すべて防ぎきることは困難であることから、災害リスク情報をより分かりやすく伝えることで土地利用の誘導や的確な避難行動へのインセンティブ[※]とします。

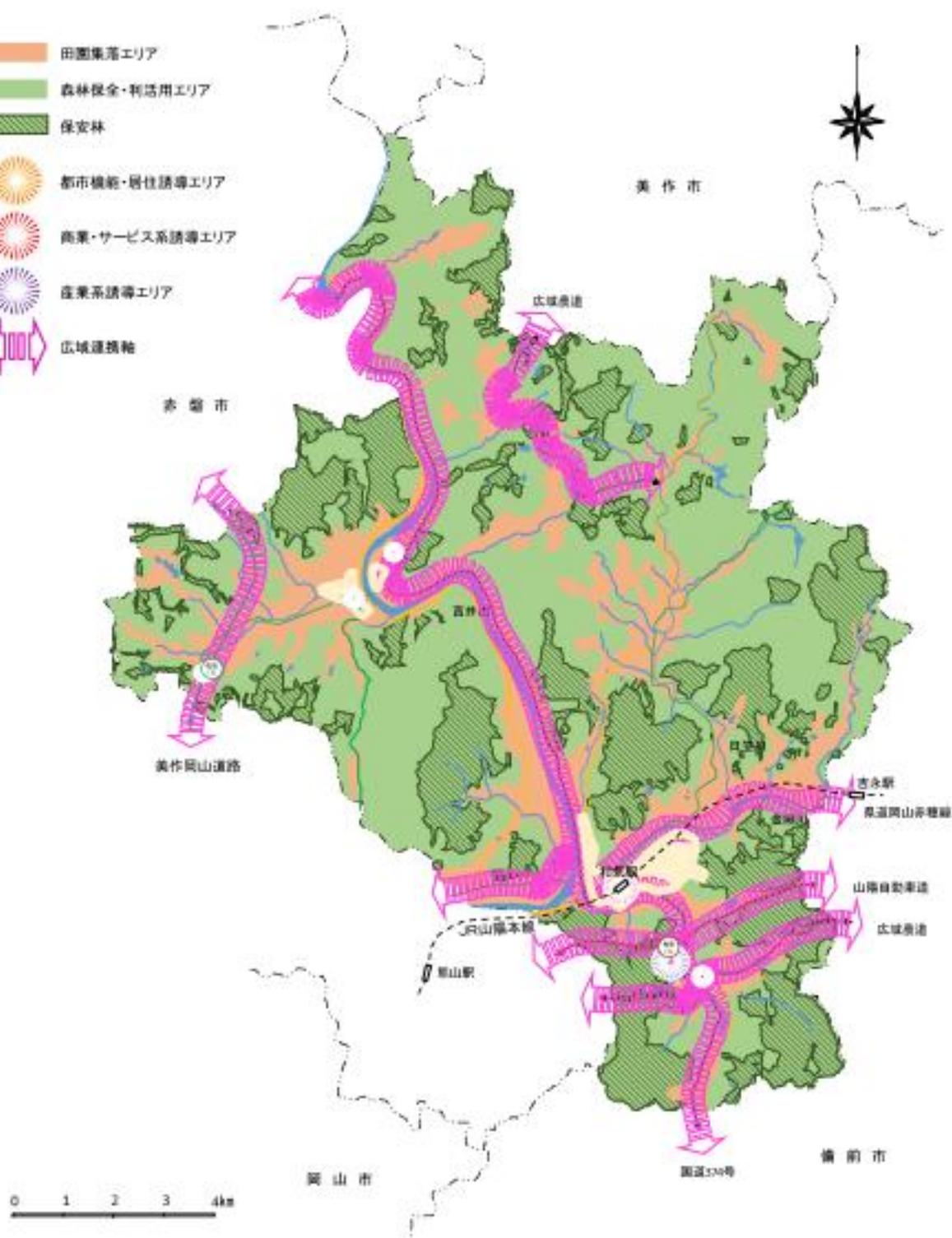
④ 豊かな自然環境・美しい景観の保全・再生・活用

次代へ継承すべき、かけがえのない自然環境や自然条件を有する地域を核として、里地里山の良好な保全や、再生可能な資源の循環的な利活用を図りながら、自然環境の保全・再生を進め、自然と共生した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。

また、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす侵略的な外来種への対策や鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人の活動との共生を図るとともに、自然の有する防災や水質浄化などの力を積極的に利用して、施設整備や土地利用を進めるグリーンインフラ[※]の取組を進めます。

<土地利用構想図>

-  田園集落エリア
-  森林保全・利活用エリア
-  保安林
-  都市機能・居住誘導エリア
-  商業・サービス系誘導エリア
-  産業系誘導エリア
-  広域連携軸



“人と地域が輝く”まちづくりの柱(施策の大綱)

第2次和気町総合計画の将来像「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいのまち」を実現するため、7つの柱を掲げ、世界各国が推進する持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえて、第2次総合計画の目標や施策を立案し、取組を推進します。

基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】

安全・安心はまちづくりの基本であり、すべての町民の共通の願いです。安全・安心があってこそ“人と地域が輝く”ことを踏まえ、かけがえのない町民のいのちを守る政策を最優先に、自助・共助・公助による防災・危機管理対策の充実強化により、大規模な災害に見舞われてもすべての町民のいのちを守り、しなやかに復旧する“レジリエント*なまちづくり”を進めます。また、安全安心の視点ばかりでなく、美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな環境を将来に継承し、貴重な財産である自然景観を維持していくため、緑の保全と市街地緑化の推進を図り、和気町ならではの魅力を感じられるまちづくりを進めます。

また、防犯・交通安全対策等の強化により、町民の生活不安をなくし、安全・安心でやすらぎが実感できるまちを創ります。



基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち【教育・文化】

次代を担う子どもたちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましく、しなやかに生きる力を育むため、個別最適化された学び、創造性を育む質の高い学びが展開できるよう、ICTを軸とした学習環境や教育環境の整備を進めます。

また、すべての町民が生涯にわたって、生きがいを持ち、豊かな心で生活していくためには、自ら学び、楽しみを見出すことが必要です。そのため、様々な町民のニーズに応える環境づくりとして、学びたいときに学び、成果を活かす場づくりに取り組みます。

さらに、町の歴史にふれ、広める活動や文化活動への参加機会の充実に努め、これらの活動を通じた交流を促進するとともに、だれもが気軽に参加し、楽しむことができるスポーツ、レクリエーション活動を推進し、健康づくりだけでなく、町内外の人との交流や仲間づくりの機会を設けることで、まちの活性化につなげていきます。



基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】

新型コロナウイルス感染症対策について、新たな感染拡大が到来することを想定し、ウィズコロナ*の視点で、「新しい生活様式」*の普及啓発をはじめ、感染予防対策の徹底と拡大を可能な限り抑制し、町民のいのちと健康を守ります。

子育て中の不安や悩みが解消され、地域の中で、安心して楽しく子育てができるように、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確立します。

“人生100年時代”*といわれる中、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らすことができるようにします。また、健康管理や病気の予防に関する正しい知識と情報を持ち、町民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができるまちを目指します。



基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】

町民一人ひとりが、互いの多様性*や能力を認め合い、尊重し合う意識を醸成することで、すべての人が人として、尊重される地域社会の創造を目指します。また、町民一人ひとりが、「個」を尊重し、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現をはじめとして、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる“包摂的な社会”*の実現を目指します。



基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】

本町は、豊かな水や緑と調和した先進的なインフラを備えるとともに、周辺都市とのアクセス性にも優れています。良好な環境と交通利便性を併せ持つ優位性を活かし、さらに安全で住み心地の良いまちを目指します。また、超高齢社会の到来による運転免許返納者の急増に備え、だれもが安心して円滑に移動できるまちを実現するため、公共交通の更なる充実に努めます。



基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】

まちの活力を維持、向上させるためには、農林業や商工業、サービス業など、様々な産業の均衡ある発展が必要です。既存産業が保有する技術を継承しながら、新たな商品やサービスの創造に取り組むことができる環境の整備を図ります。また、農林業や商工業の関係団体との連携により、事業者の経営基盤強化を図るとともに、円滑な事業承継や起業・創業の支援、企業誘致等に取り組む、若い世代を中心としたUターンを促進します。

さらに、循環型システムの確立に向け、高付加価値作物の導入支援や、担い手への農地の集積、新たな技術を活用したスマート農業の実現等に係る取組や、環境保全型林業の振興に係る取組を関係団体との連携により推進します。

観光においては、地域資源の魅力を最大限に引き出し、効果的な情報発信により、国内外からの交流人口の増加を図り、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを推進します。



基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】

少子高齢化の急速な進行による本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症のまん延、大規模自然災害の頻発などにより、経済の縮小と税収等の減少が見込まれる中であっても、地方公共団体は、町民のニーズを的確に捉え、町の特性を生かしながら、複雑多様化する諸課題の解決を自らの判断と責任において取り組んでいく必要があります。

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する町民ニーズに対応し、町役場が地域の主要サービス業であるという認識を持って、町民の視点に立ったサービスに努めます。

また、効果的で効率的な行政運営を常に点検し、改善するとともに、近隣自治体等との積極的な連携や機能分担による、共通する様々な行政課題に取り組めます。



計画推進の基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中が歴史的な危機に直面する中、我が国は、人口急減・超高齢社会に突入するなど、これまで経験したことのない、時代の転換点に直面しており、これからの10年間は本町において、未来を左右する重要な局面といえます。本章では、こうした難局に立ち向かい、町全体で将来像を実現するための基本的な姿勢を示します。

1. 持続可能な行政経営（施策、事業の選択と集中）

予測を上回る速度で進行する人口減少・少子・超高齢化は、町にとって税収が減少する一方で、社会保障費の支出が増大するなど、地方行財政に深刻な影響をもたらすとともに、働き手の不足による町の活力の低下から、更なる行財政運営の悪化を招くといった負のスパイラルに陥ることが懸念されています。このような事態を回避するため、多様な行政サービスは維持しつつ、地方自治体の最大の使命である、住民の“いのち”を守ること、そして活力あふれる持続可能な地域社会を維持するため、住民の健康寿命の増進と若い世代を誘引するための施策を重点的に実施し、町の人口構成の均整化を図り、様々な“担い手”の確保や税収の安定化などの好循環を生み出すこととします。

2. 参画と協働のまちづくりの推進

本町では、これまでも「和気町助け合いのまちづくり条例」の趣旨に則り、パートナーシップを築いて協働社会の構築に努めてきました。令和7（2025）年には、国民の4人に1人が75歳以上になるとともに、地域社会の担い手となるべき世代が急速に減少する見込みとなるなど、社会保障費の急増や、地域社会の活力低下が懸念されます。このような中において、公共サービスを維持し、まちの魅力を高めていくために、町政情報を積極的に公開し、住民や各種団体、企業、学校、行政など、まちづくりを担う各主体が同じ目線で、地域課題の解決のために協働・連携して、取組を進めることができるように努め、町条例に謳う「人情あふれ、活力に満ちた住みよい和気町」の実現を目指します。

「ドローンの発展した和気」 こども絵画コンクール
町振興計画審議会会長賞(小学生・高学年の部)



佐伯小学校6年 関根 葉一 さん

3. 総合計画の進行管理について

第2次総合計画の実効性を担保するため、計画に記載している主要プロジェクト及び個別施策・事業で定めた目標の達成状況を検証し、その結果を事業の実施方法の改善等に反映させることで、取組の成果を最大化するためにPDCAサイクル[※]を構築し、計画の進捗管理を行います。このため、前期基本計画を構成する主要プロジェクト（第2期まち・ひと・しごと・創生総合戦略）及び個別施策に指標を設定し、目標を数値で表しています。

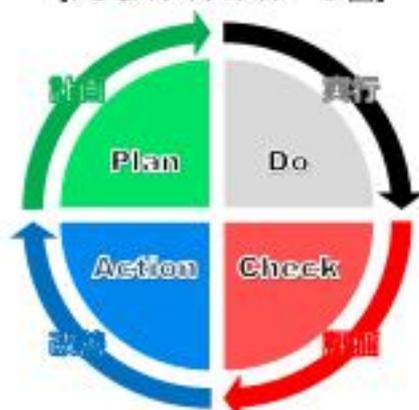
なお、社会情勢の変化や制度改正等、さらには目標値の達成状況等を勘案し、最適な指標や目標値への変更を検討することとします。

総合計画に掲載されている施策・事業を適切に実施するため、進捗状況の進行管理の具体的な仕組みを構築する必要があります。実施計画については、毎年内部での進捗状況の評価、事業改善・計画見直し、計画の再作成を行います。令和5（2023）年度には、外部委員による審議会を設置するとともに、パブリックコメントを実施し、社会情勢を反映した計画となるよう進捗状況を管理します。また、令和7（2025）年度には、町民の満足度を確認するためアンケートを実施し、行政の取組状況を踏まえて、「目指す将来像」にどれだけ近づいているか総合的な評価を行います。

（1）基本的な進行管理について（PDCAサイクル）【令和3～4年度】

【PDCAサイクル】

【PDCAサイクルイメージ図】



◆P(Plan=計画) 総合計画(総合戦略)の策定

振興計画審議会を設置し、総合計画（基本構想・前期基本計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略））を策定するとともに、各年度において実施計画を策定し、具体的な取組や事業を示します。

◆D(Do=実行) 取組・事業を町民・町の協働で実行する

町は、基本構想に謳う町の将来像や基本計画における基本目標の実現に向けて、取組・事業を実行するとともに、町民や地域、関係団体、事業者などまちづくりに関わるすべての主体が連携し、それぞれの役割を担うことで、協働して取組・事業を実行します。

◆C(Check=評価・検証) 客観的な行政評価・検証の実施

実施した取組・事業について、行政内部での評価を行うとともに、町民や各種団体、学識経験者などで構成する附属機関（有識者会議）等を設置し、多様な視点・立場から計画の進捗状況や効果を検証します。

◆A(Action=改善・見直し) 次年度の取組・事業や実施方法を改善する

政策・施策の達成状況や取組・事業の進捗状況、住民アンケートに基づく町民の意向、附属機関（有識者会議）等における意見等を踏まえ、次年度における行動計画の策定や施策の実施方法の見直し・改善を行います。

（2）外部委員による評価・検証について【令和5年度】

令和5（2023）年度には、審議会委員による検証を行い、内部評価と併せて外部評価による進捗状況の検証を行います。併せてパブリックコメントを実施することにより、町民の意向を踏まえた実施計画となるよう計画の改善を行います。

(3) 後期基本計画の策定に向けての評価・検証について【令和7年度】

令和7（2025）年度には、後期基本計画の策定準備に取り掛かり、計画を構成する基本的な単位である46の基本施策の検証を行います。総合計画審議会を開催し、担当部署が作成した内部評価シートを基に、審議会委員による評価を取り入れます。また、住民アンケートを実施し、各分野の事業に対する住民満足度を把握し、計画策定に反映させます。

【進捗状況の評価の方法】

住民アンケートに基づく「住民満足度調査」と、定量的・客観的で分かりやすい「客観指標評価」を用いて、両面から基本計画の進捗状況の評価を行います。

① 住民満足度調査

基本計画における各分野の「施策目標」の現状について、住民がどのように感じているかを尋ねる、住民満足度調査を実施し、その結果に基づいて5段階評価を行います。

② 行政の客観指標評価

基本計画の46の分野に掲げている「施策目標」に実現に向け、達成度を測る指標を設定しています。各担当部局において設定した目標の達成状況から自己評価を行います。

③ 総合評価

①住民満足度調査と、②行政の客観指標評価を踏まえ、「施策目標」にどれだけ近づいているか5段階評価を行います。

④ 総合計画審議会の意見

事前に行政内部で検証分析した内部評価を基に、審議会において分析結果を語り、最終的な進捗状況の評価を行います。

<具体的スケジュール>

月	(1)令和3(2021)～4(2022)年度	(2)令和5(2023)年度 外部委員評価による計画改善	(3)令和7(2025)年度 外部委員評価による計画改善 及び住民満足度調査の反映
4月	事業実施 (Do)		
5月		行政内部で進捗状況の評価 (Check) パブリックコメントの実施	行政内部で進捗状況の評価 (Check) 住民アンケート実施
6月		行政内部で進捗状況の評価、 パブリックコメントのとりまとめ	行政内部で進捗状況の評価、 住民アンケートのとりまとめ
7月	有識者会議による総合戦略評価 (Check)	総合計画審議会での評価の検証 (Check)	
8月			
9月	行政内部で進捗状況の評価 (Check)	総合計画審議会での評価の検証とりまとめ	
10月		実施計画の見直し (Action)	後期基本計画の見直し (Action)
11月	事業改善・見直し (Action)	総合計画審議会での計画の検証 (Check)	
12月		総合計画審議会での計画の検証とりまとめ	
1月	実施計画の再作成 (Plan)	実施計画の再作成 (Plan)	後期基本計画の再作成 (Plan)
2月			
3月			

第3部 人口ビジョン



人口ビジョンの位置づけ

少子高齢化の進行を背景に、平成 21 (2009) 年以降日本の人口は減少局面に突入し、長期にわたって減少が続く見通しとなっており、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加など、社会経済に与える深刻な影響が懸念されています。

和気町では、年間約 200 人もの人口が減少しており、令和 27 (2045) 年には 8,537 人まで減少するとの推計 (平成 30 (2018) 年、国立社会保障・人口問題研究所) もあります。

また、令和 2 (2020) 年の高齢化率の推計は、41.8% と岡山県内で 5 番目に高い数値となっており、今後も高い水準で推移するものと考えられています。

こうした人口減少や少子高齢化は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

例えば、近年、行政区での祭りや共同作業の継続が難しくなったり、隣近所の助け合いや万が一の災害への対応ができにくくなったりする地域が出始めています。

また、農地や山林の管理、集落施設の維持など、町の自然や生活環境を保全していく上で、担い手不足等の課題が生じています。

このような課題を克服するため、年齢を問わず働く意欲や能力のある人財の積極的な活用、子どもを産み育てやすい環境づくり、安心して住み続けられる活力あるまちづくりを住民と行政及び民間との協働や助け合いによって進めていくことが求められています。

一方、全国的な傾向として、都市部住民の農山漁村への関心度が高くなっており、若い世代が農山村に移住して地域に積極的に関わっているケースも数多く報告されています。

和気町においては、長い間、人口の社会減が社会増を大きく上回る状況が続いてきたものの、地震や津波などの深刻な自然災害が少ない地域ということもあり、3年連続で移住者が 100 人を超え、平成 29 (2017) 年、平成 30 (2018) 年には社会増の状況が続くなど、時宜を得た効果的な施策を行うことにより、人口の逡減に歯止めをかけることもあながち不可能ではなくなりつつあります。

こうしたことから、この度本町の地方創生の取組をより強固なものとし、人口減少に歯止めをかけるため、平成 27 (2015) 年度に策定した「和気町人口ビジョン」を改訂したところです。

「和気町人口ビジョン」は、本町における人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

「僕の好きな和気町の変わらぬ風景」 こども絵画コンクール 町長賞(中学生の部)



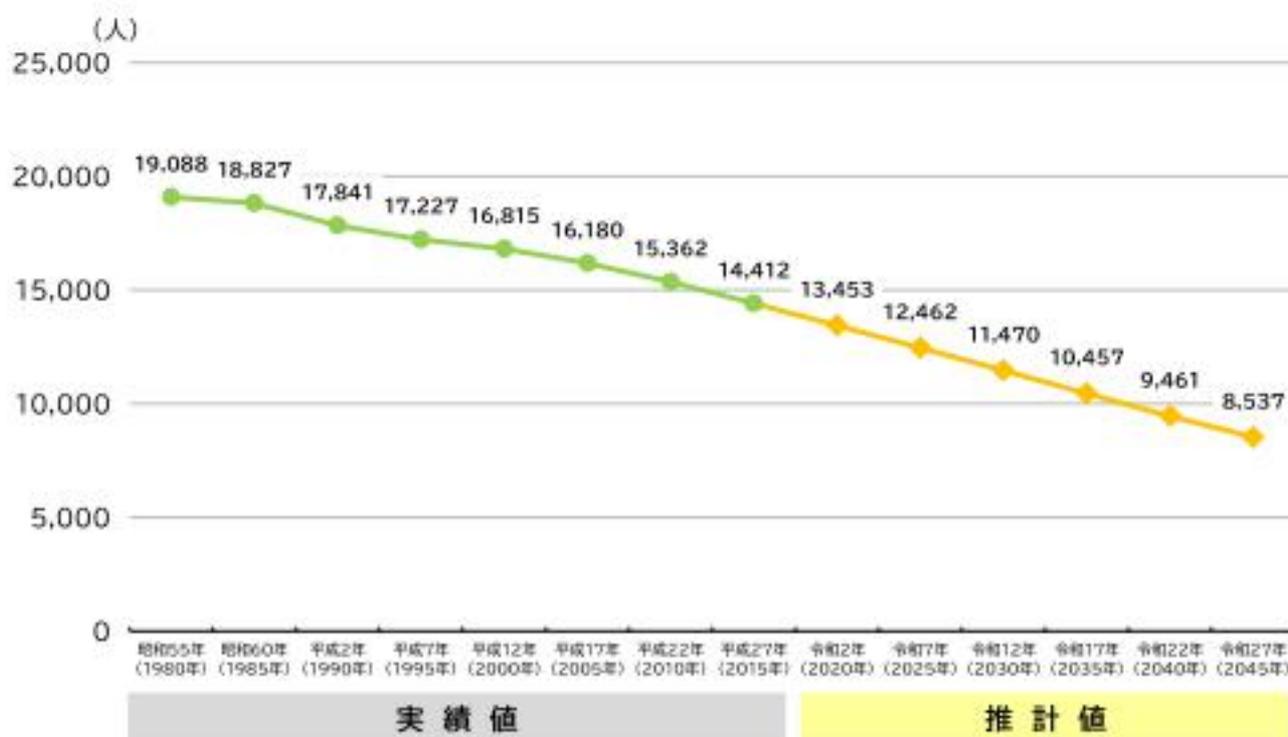
和気中学校2年 庄 郁哉 さん

1. 人口の動向

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、昭和 55（1980）年の国勢調査時の 19,088 人から一貫して減少しています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、令和 22（2040）年に 1 万人を割り込み、25 年後の令和 27（2045）年には 8,537 人まで減少すると見込まれており、平成 27（2015）年との比較では約 40.7%の減少となっています。

■和気町総人口の推移■

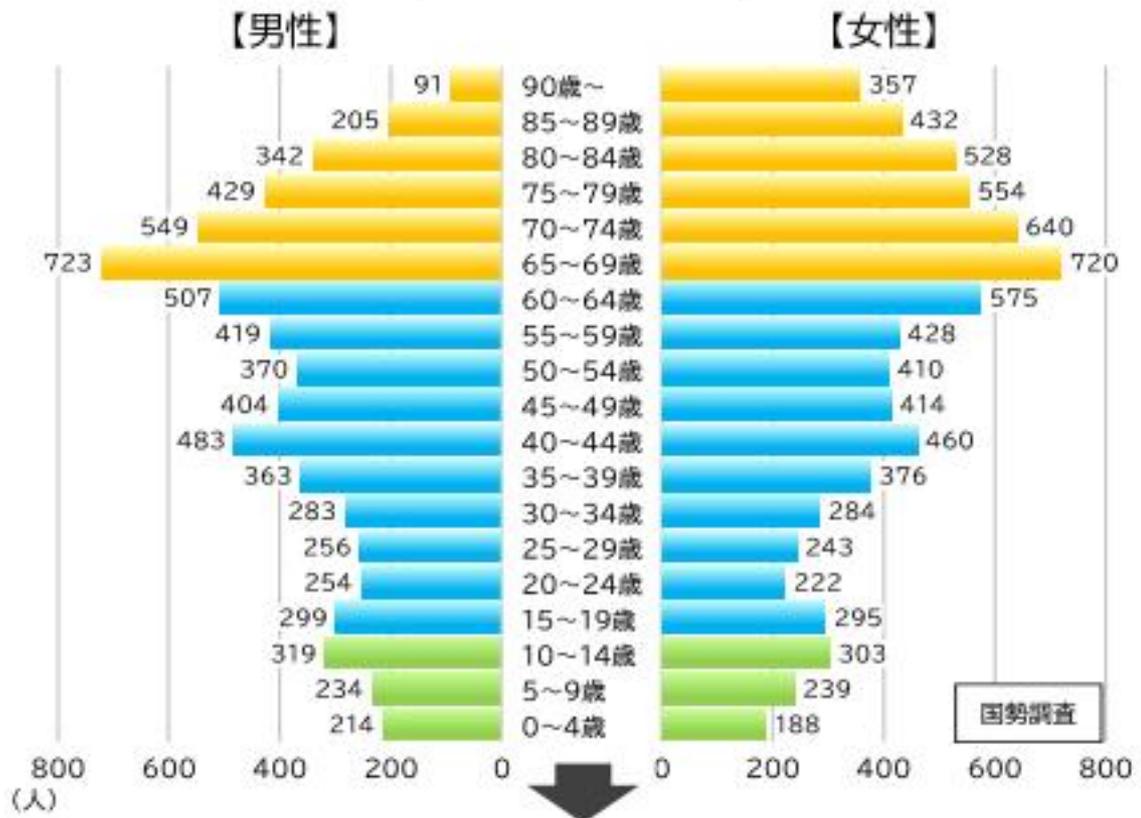


（資料）実績値は、総務省「国勢調査」

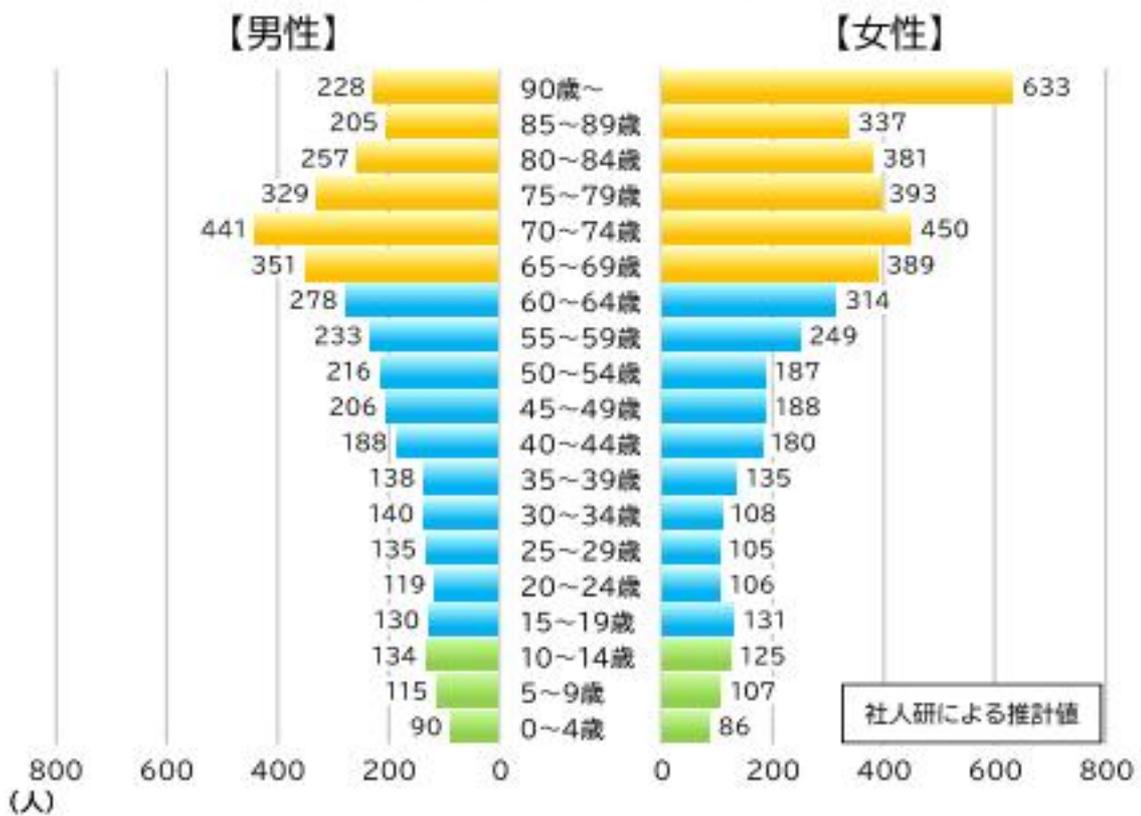
推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■和気町人口ピラミッド■

平成27(2015)年



令和27(2045)年



◆和気町内9地域別人口の推移

和気町を9地域に分け、人口推移を推計しました。すべての地域で今後人口が減少していきませんが、令和27（2045）年時点での減少率が一番低いのは和気地域で20.7%の減少率となっています。これは和気地域では平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけての減少率が低かったことと、平成27（2015）年の子ども女性比（15-49歳女性人口に対する0-4歳人口の比）が他地域と比較して高いことなどが要因と考えられます。

本荘地域でも人口は減少し、令和27（2045）年には31.5%の減少となっていますが、令和27（2045）年においても本荘で人口の一番多い地域となっています。

昭和地域も人口は減少しますが、比較的緩やかな減少となっており、令和17（2035）年には佐伯地域の人口を超え、旧佐伯町地域で一番人口の多い地域となる推計となっています。

藤野、日笠、山田、塩田地域は50%を超える減少率となっており、このままではこれまで守り続けてきた地域コミュニティ活動等の継続が困難になることが予測されます。地域の活力を維持するためにも、若い世代の移住者の誘引など、早急な対策が必要です。

■和気町内9地域別人口の推移■

地域名	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	平成27年(2015年) →令和27年(2045年) 減少率	平成27年 (2015年) 高齢化率	平成27年 (2015年) 子ども女性比
本荘	5,076	4,927	4,731	4,481	4,206	3,920	3,644	3,374	31.5%	32.5%	0.18219
藤野	2,537	2,288	2,054	1,834	1,620	1,403	1,201	1,028	55.1%	39.2%	0.15764
和気	1,694	1,667	1,637	1,592	1,543	1,471	1,393	1,322	20.7%	45.4%	0.25670
日笠	1,222	1,067	938	822	711	601	500	418	60.8%	41.3%	0.07107
石生	1,172	1,115	1,043	959	874	788	694	600	46.2%	42.6%	0.09137
佐伯	1,270	1,152	1,034	924	826	739	661	588	49.0%	42.4%	0.12632
昭和	985	932	883	839	797	753	705	656	29.6%	38.1%	0.12270
山田	951	857	769	683	604	528	454	382	55.4%	40.1%	0.06429
塩田	455	407	365	329	290	254	210	169	58.5%	51.8%	0.14545
合計	15,362	14,412	13,453	12,462	11,470	10,457	9,461	8,537			

（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

推計は、地域ごとの平成22（2010）年と平成27（2015）年の国勢調査による年齢・性別別人口数値を基に名古屋大学大学院環境学研究所附属持続的共生教育研究センター提供の地域ごとの簡易人口推計ツールを使用して算出し、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果（平成30（2018）年推計）と等しくなるよう地域ごとに割り振って算出。

(2) 年齢3区分別の人口推移

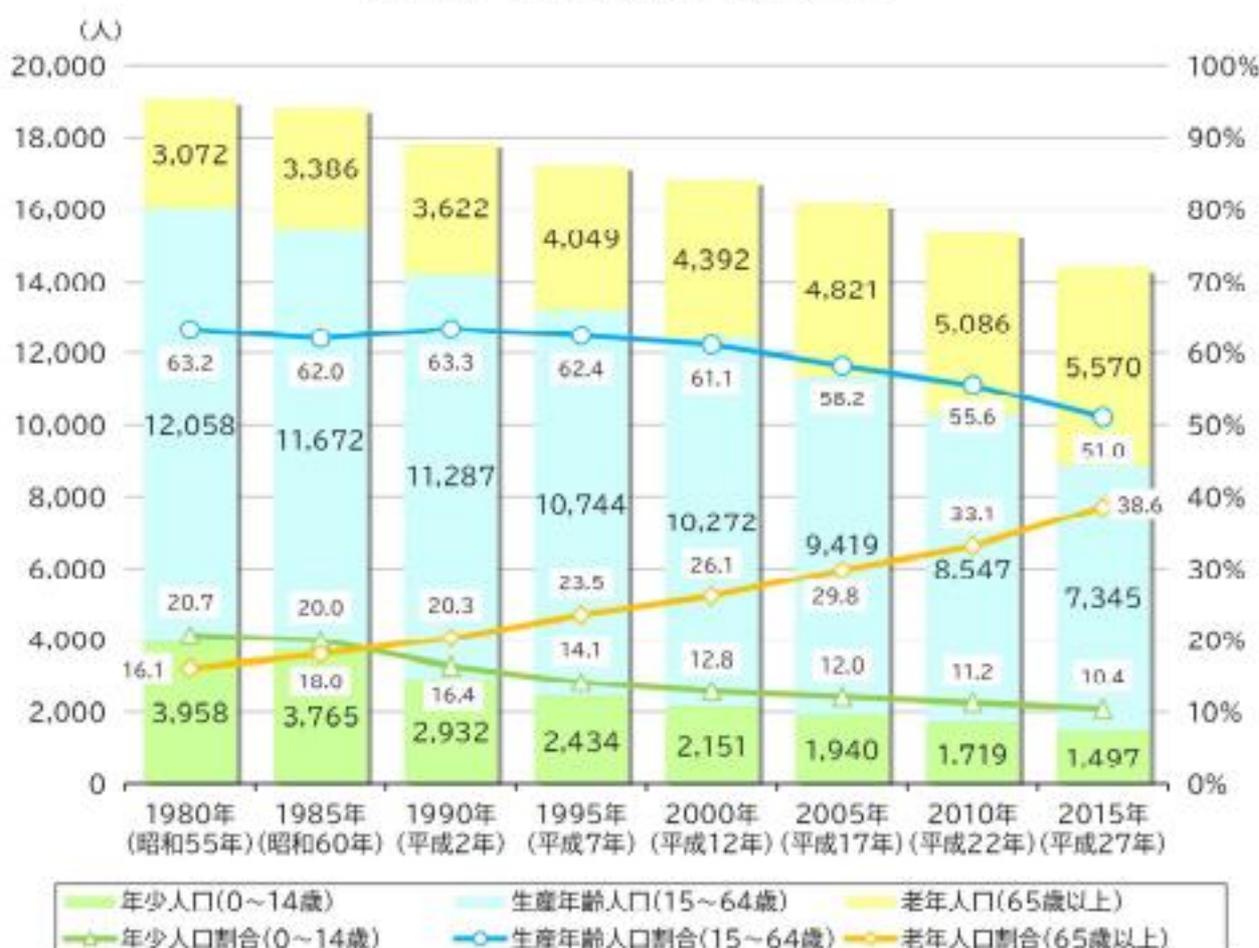
年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）が減少していく一方、老年人口（65歳以上）は過増しています。

年少人口は、昭和60（1985）年までは比較的緩やかな減少でしたが、団塊ジュニア世代が生産年齢期入りした平成2（1990）年から老年人口を下回りはじめ、平成27（2015）年には、平成2（1990）年の2,932人の約半数の1,497人にまで減少しています。今後、出生率の低下による少子化の進行等により、更なる減少に向かうと推測されています。

生産年齢人口も減少が続いています。中でも平成27（2015）年では団塊世代が老年期へ移行したため、生産年齢人口は大幅に減少しており、総人口に占める割合も55.6%から51.0%と大きく減少しています。

一方、老年人口は一貫して増加しており、本町では平成7（1995）年に高齢化率が23.5%となり「超高齢社会」を迎えましたが、その後も老年人口は増加の一途をたどり、平成27（2015）年は高齢化率が38.6%にまで上昇しています。

■和気町 年齢3区分別人口の推移■



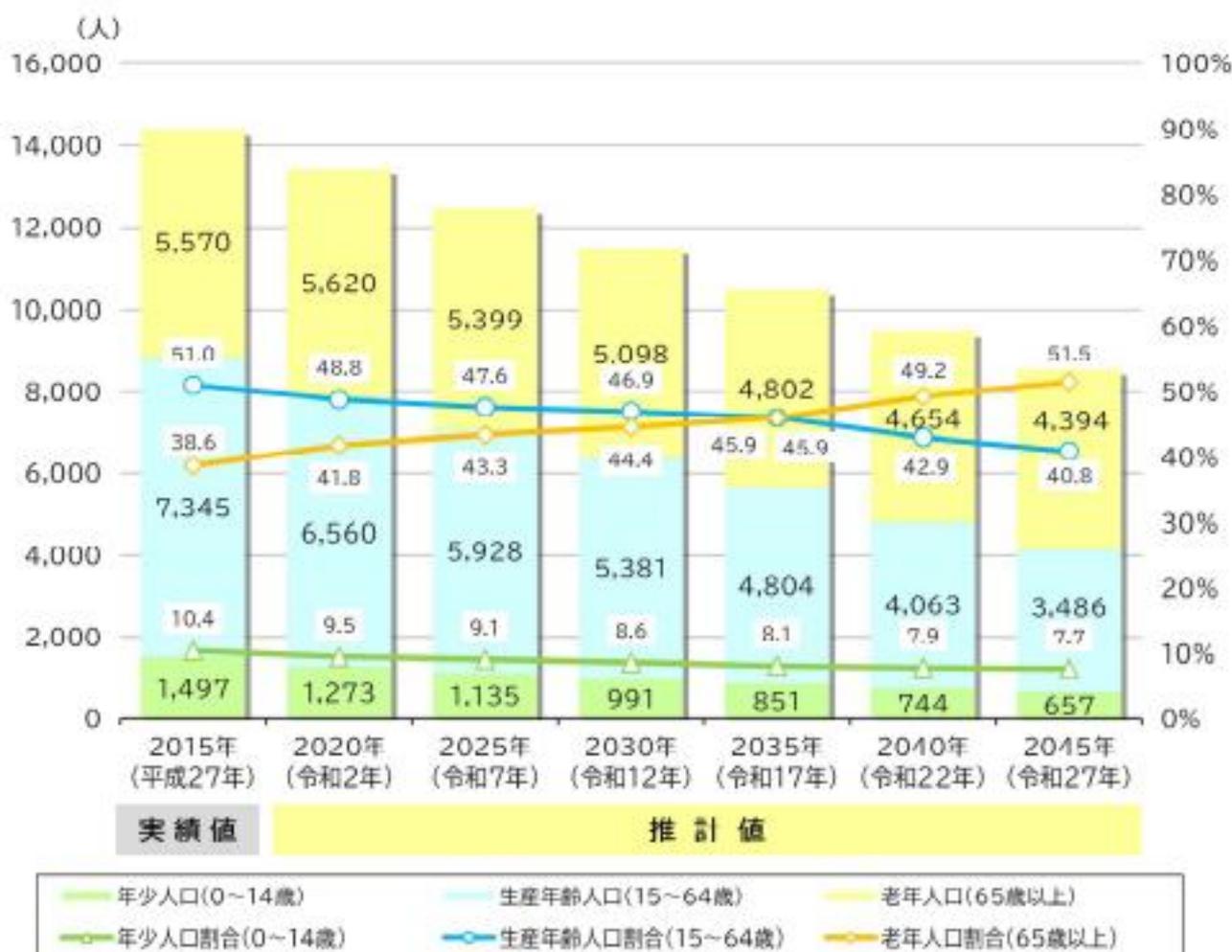
(資料) 和気町「国勢調査」

増加を続けていた老年人口（65歳以上）も令和2（2020）年を境に減少に転じ、ここから年齢3区分すべてで人口が減少する本格的な人口減少時代が始まると見込まれます。

老年人口は今後も減少を続けますが、総人口に占める割合は増加を続け、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22（2040）年には生産年齢人口（15～64歳）の割合を上回り、49.2%にまで上昇します。さらに令和27（2045）年には51.5%という県内ワースト2位の数値にまで上昇し、人口の半分以上が65歳以上になるという推計となっています。

一方、年少人口（14歳以下）は減少を続け、令和27（2045）年には657人にまで減少する推計となっており、平成27（2015）年と比較して840人、率にして約56%の減少となっています。総人口に占める割合も7.7%となっており、持続可能なまちや暮らしの維持のため、早急な人口構成バランスの改善が必要となっています。

■社人研推計 和気町人口年齢3区分別の長期推計■



(資料) 実績値は、総務省「国勢調査」、推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(注1) 人口の実績値は、年齢不詳があるため総人口と年齢3区分別人口の合計が一致しない。

人口の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、総人口と年齢3区分別人口の合計が一致しない場合がある。

(注2) 割合の実績値は、年齢不詳があるため年齢3区分別割合の合計は100%にならない。

割合の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、年齢3区分別割合の合計が100%にならない場合がある。

2. 将来人口に影響を与える要因の分析

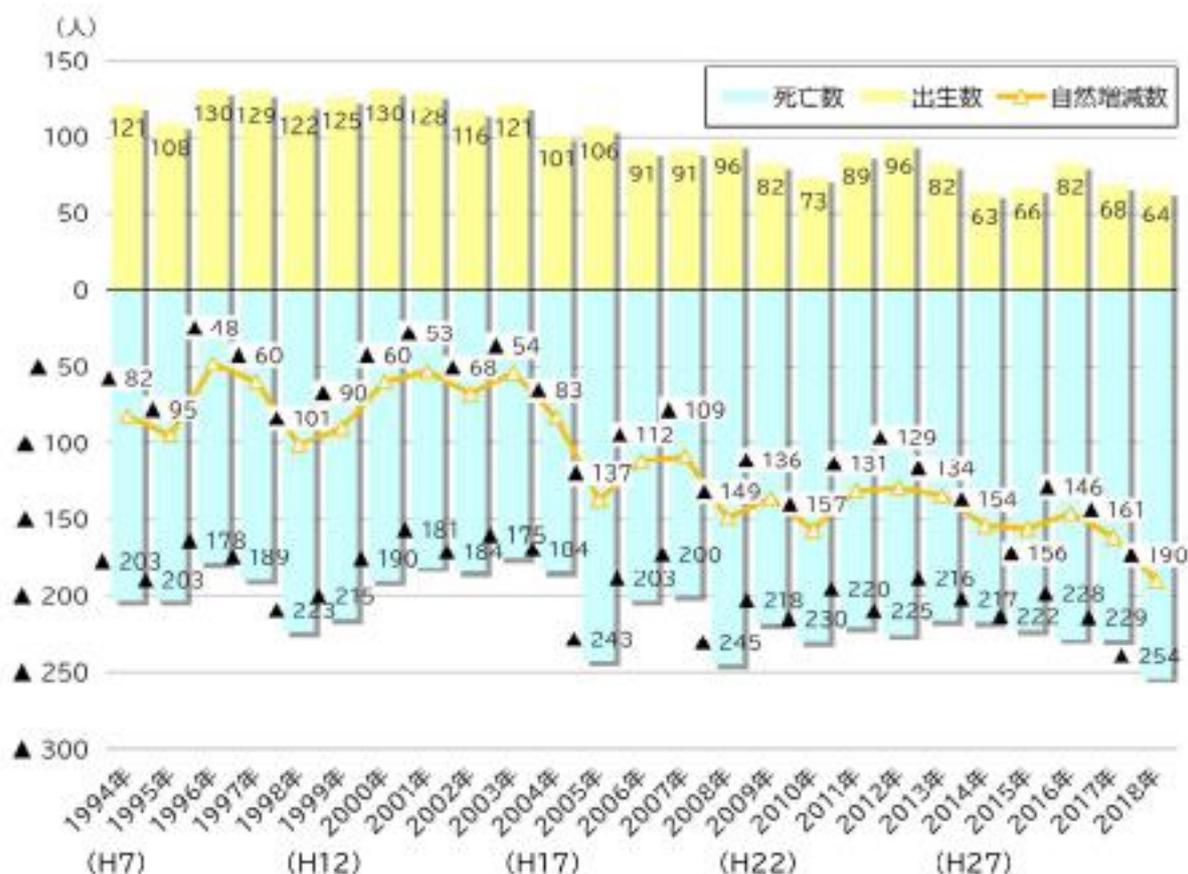
(1) 自然増減

死亡数が出生数を大きく上回る自然減の状態です。特に出生数は、1990年代は120人前後で推移していましたが、平成30(2018)年には64人にまで減少しています。これは出産率の高い25歳から34歳までの女性人口の減少(平成7(1995)年:826人→平成27(2015)年:527人)や、未婚化・晩婚化の進行が大きな要因と考えられます。

一方、死亡数は平成17(2005)年からは200人を超えており、平成30(2018)年には254人となっています。令和2(2020)年頃に老年人口が最大となる推計であるため、今後同程度の死亡数が続くものと思われます。

上記の状況により本町の自然減は拡大しており、平成30(2018)年は190人もの自然減となっています。これほどの自然減を社会動態でカバーすることは難しく、総人口の縮減自体は避けられない状況です。

■和気町の出生数と死亡数からみた自然増減推移■



(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

(注1) 平成5(1994)年から平成24(2012)年は、「同年4月1日」から「翌年3月31日」までの1年間の値、平成25(2013)年からは集計期間の変更があり、「同年1月1日」から「同年12月31日」までの1年間の値である。

(2) 未婚化の進行

本町の若年人口（20～39歳人口）の年齢別の未婚率をみると、男女とも全国水準を超える未婚率となっています。特に、男性の25～29歳、30～34歳、35～39歳、女性の30～34歳の未婚率は全国の値を大きく上回っており、本町の自然動態に大きな影響を与えていると考えられます。未婚率の推移をみると、平成12（2000）年頃を境に全国平均の値を上回っていますが、その後全国の値はほぼ横ばいで推移しているのに対し、本町の未婚率は一貫して上昇を続けています。

町民アンケート（平成29（2017）年実施）によると、『結婚後も和気町に住み続けたい』と回答した割合は22.6%と低くなっており、結婚を機に多くの若者が他市町村へ転出していると思われます。結婚後も住みたいと思える魅力あるまちづくりを進め、若い世代の定住を促進する必要があります。

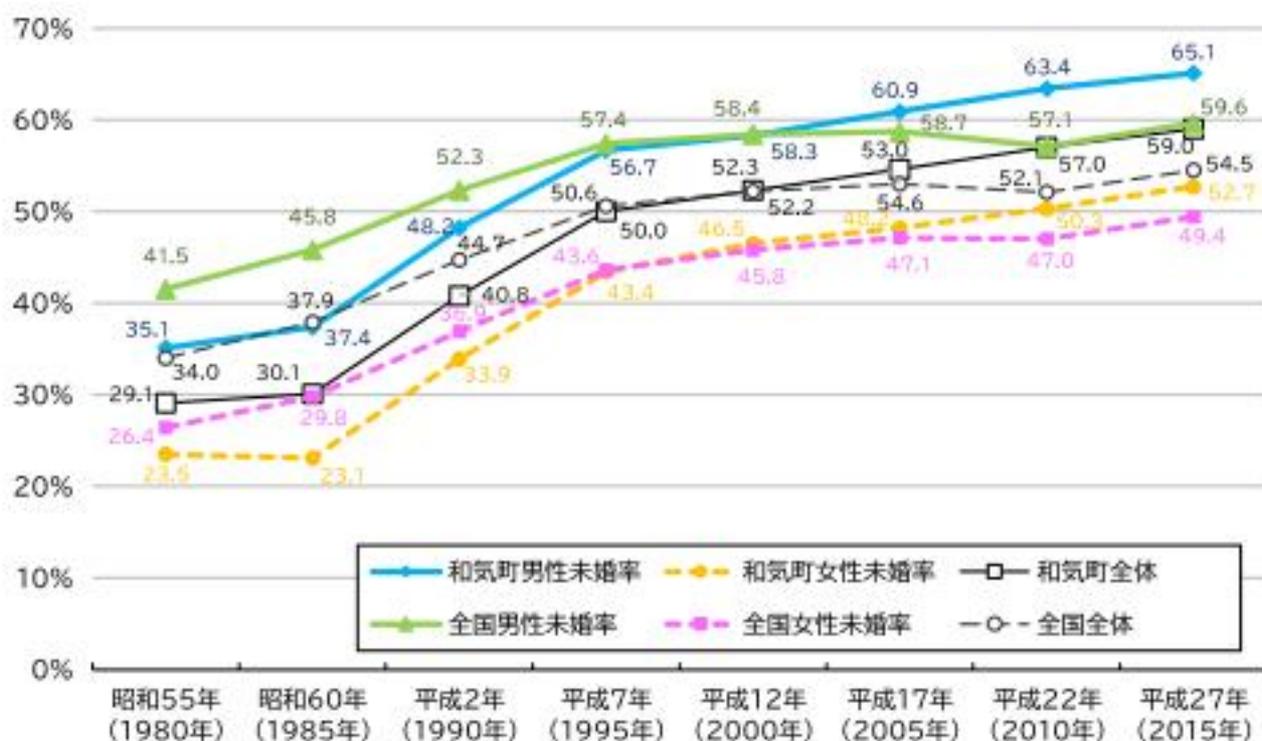
■未婚率の全国との比較(平成27(2015)年)■

単位：%

		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	20～39歳計
男性	和気町	94.5	77.3	54.1	44.8	65.1
	全国	95.0	72.7	47.1	35.0	59.6
女性	和気町	92.3	65.8	43.3	28.0	52.7
	全国	91.4	61.3	34.6	23.9	49.4

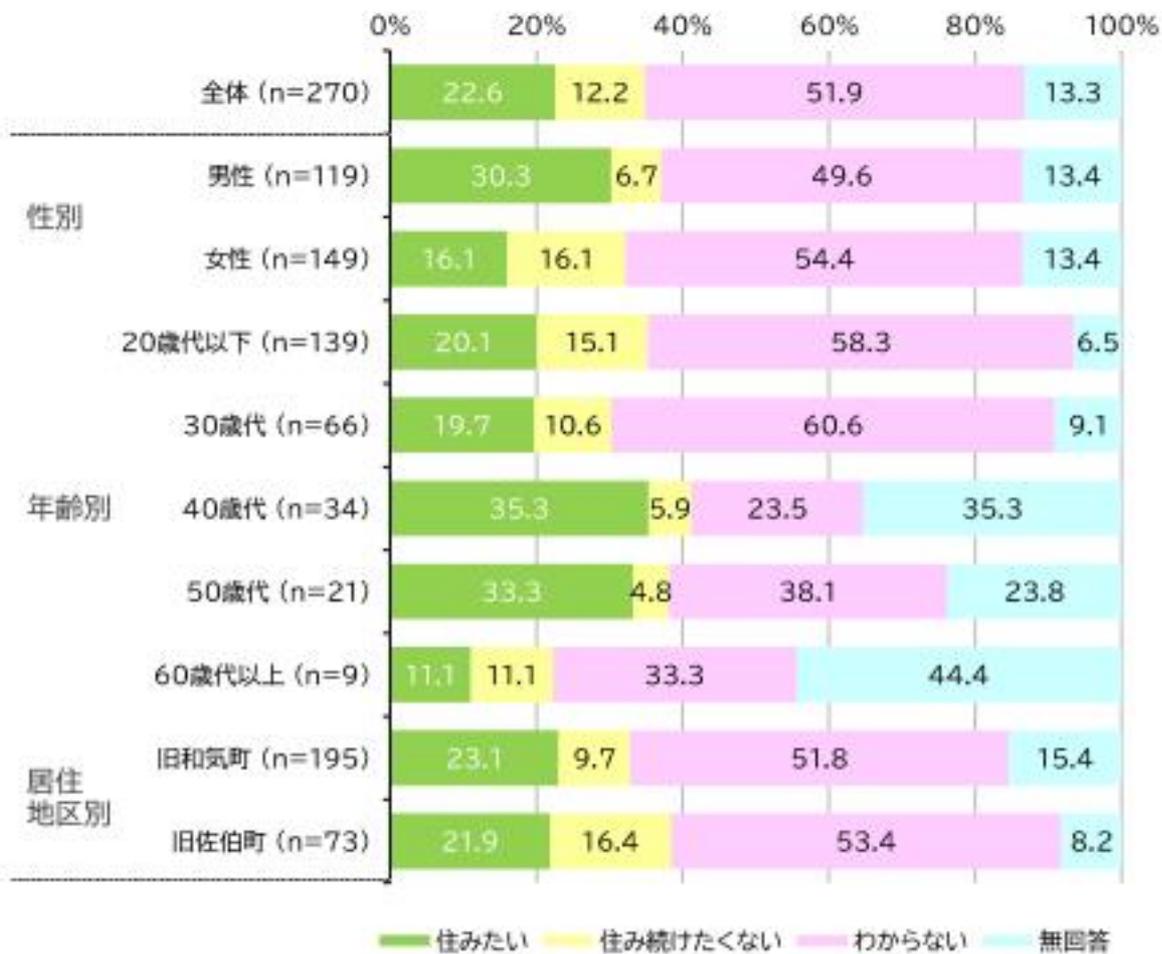
(資料) 総務省「国勢調査」

■年齢別(20～39歳)にみた和気町の未婚率の推移■



(資料) 総務省「国勢調査」

■結婚後の居留意向(和気町)■



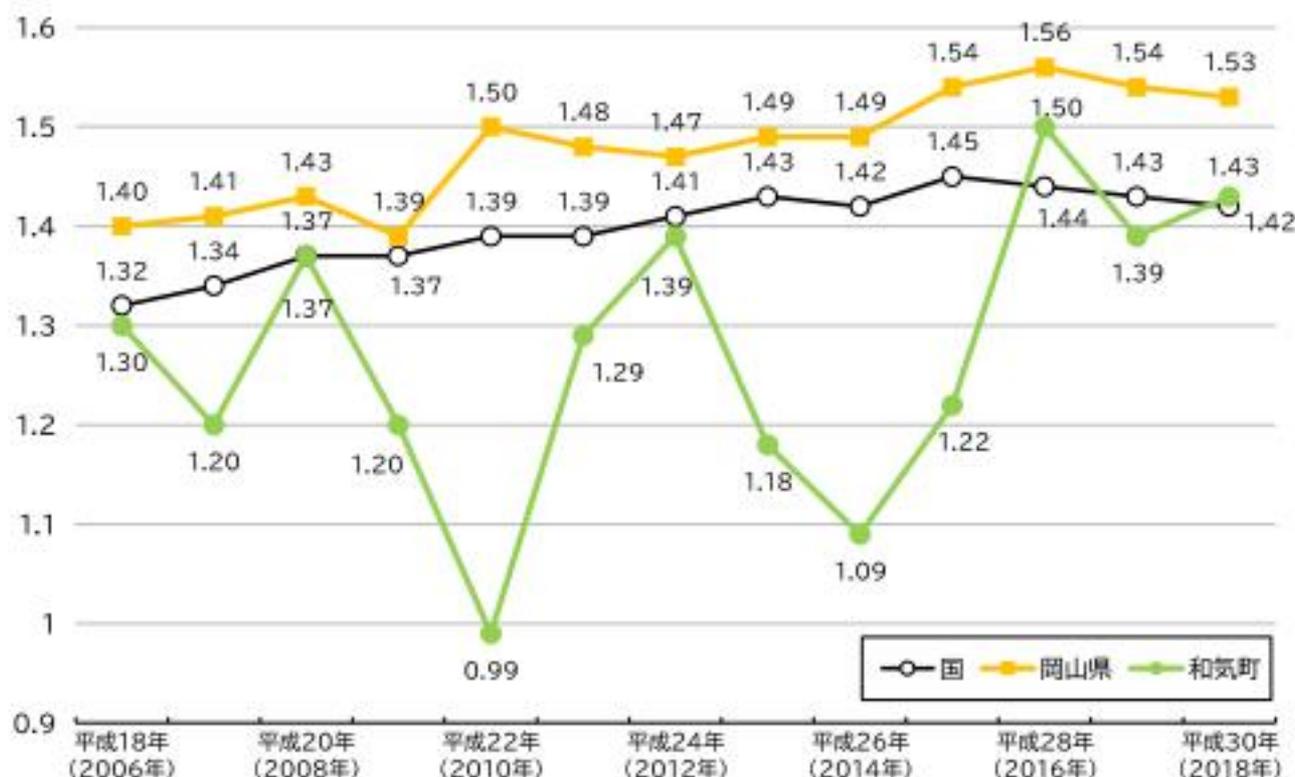
(資料) 和気町「地方創生に関するアンケート」(平成29(2017)年)

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は一貫して岡山県の水準を下回っており、平成22(2010)年の「0.99」と平成26(2014)年の「1.09」の数値は県内ワーストとなっています。なお、子育て世帯の移住者が増加していることもあり、平成28(2016)年以降の数値は改善傾向にあります。

合計特殊出生率が低い理由としては、未婚化・晩婚化の影響の他に、住民が就職や結婚を機に町外へ転出することも大きな要因と考えられます。また、町民アンケート(平成29(2017)年実施)によると、約6割が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答しており、子どもを持つことの経済的コストの上昇も要因になっていると考えられます。

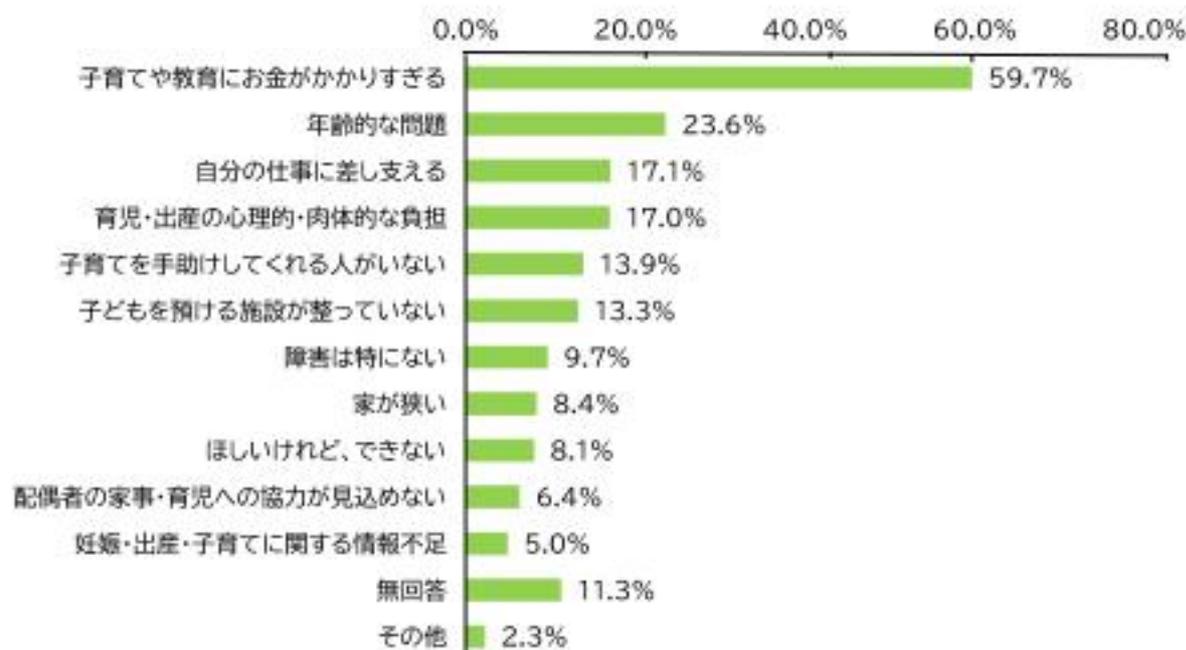
■合計特殊出生率の推移■



【合計特殊出生率】

15歳～49歳の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。
人口を維持するために必要な率は2.07とされている。

■理想的な子どもの人数を実現するために障害となること(和気町)■



(資料) 和気町「地方創生に関するアンケート(平成29.(2017)年)」

(4) 社会増減

転出数が転入数を上回る転出超過が基調となっており、本町の人口減少の要因の一つとなっています。

平成 23(2011)年から平成 25(2013)年にかけて転出超過が縮小しているのは、平成 23(2011)年 3月に起きた東日本大震災による被災者の転入が一因と考えられます。その影響が落ち着いた平成 26(2014)年からは再び大幅な転出超過が続いていましたが、平成 29(2017)年からは、移住促進施策の効果もあり転入数が大幅に増えたため、転出数を上回る転入超過となっています。

■転入数と転出数からみた社会増減推移(和気町)■



(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

(注1) 平成 21(1999)年から平成 24(2012)年は、「同年 4月 1日」から「翌年 3月 31日」までの 1年間の値、平成 25(2013)年からは集計期間の変更があり、「同年 1月 1日」から「同年 12月 31日」までの 1年間の値である。

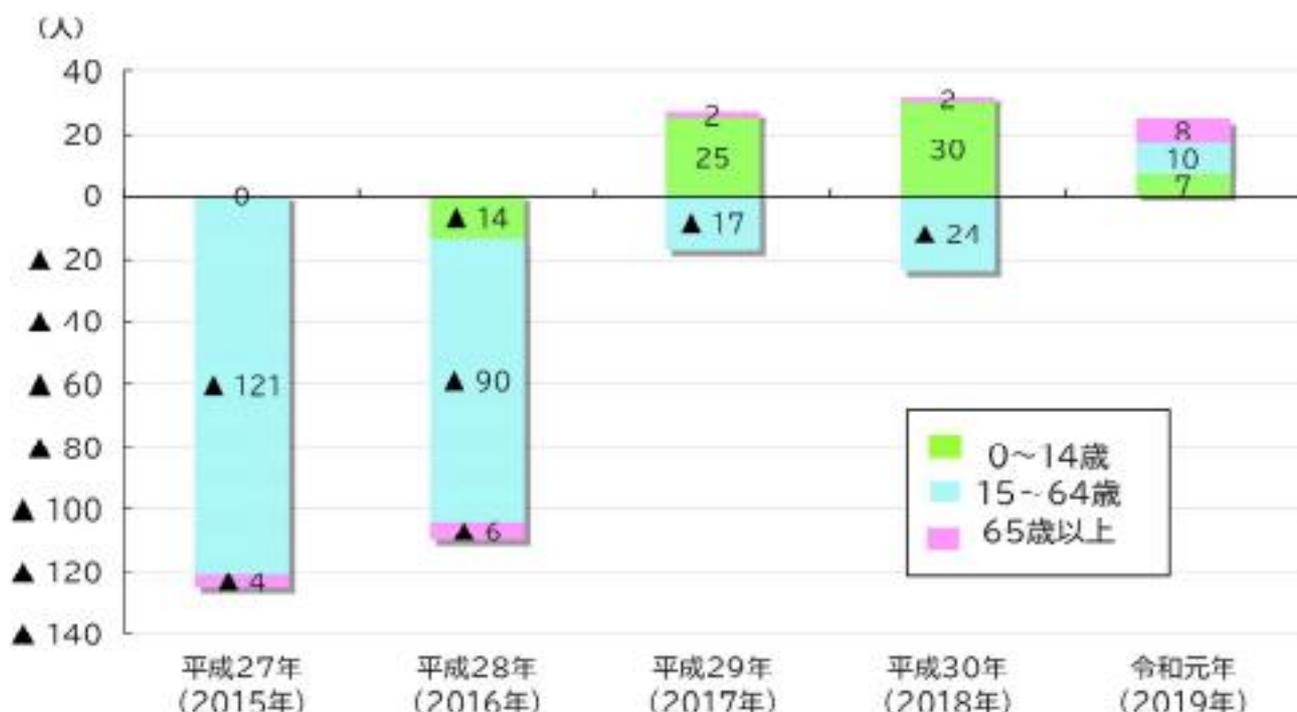
(注2) 平成 24(2012)年 7月 9日から外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり、社会増としてカウントされているため、平成 24(2012)年度は社会動態が急増している。

(5) 人口移動の状況

総務省「住民基本台帳人口移動報告」によると、平成29(2017)年以降は、3年連続で転入超過となっています。年齢3区分別でもすべての区分で改善が見られます。平成30(2018)年以降は外国人を含む数字となっている影響もありますが、全体の転入数が増加していること、かつ、0～14歳の転入も増加傾向にあることから、移住者の増加などの本町への新しい人の流れが起きていることが考えられます。

若い世代の移住者の増加は、社会動態だけでなく自然動態にも好影響を与えます。子育て・就労環境の充実や魅力ある住宅環境の整備などを行うことで若い世代の移住・定住者を増やし、著しくバランスを欠いている本町の年齢構成を改善していくことが人口減少を克服するために非常に重要です。

■和気町の年齢3区分別人口移動の推移■



(単位: 人)

		平成27 (2015) 年			平成28 (2016) 年			平成29 (2017) 年			平成30 (2018) 年			令和元 (2019) 年		
		転入数	転出数	純移動数	転入数	転出数	純移動数									
全 体	男	144	202	▲58	153	191	▲38	188	171	▲17	238	201	▲35	251	226	▲25
	女	179	246	▲67	153	225	▲72	190	197	▲7	204	231	▲27	232	232	0
	計	323	448	▲125	306	416	▲110	378	368	▲10	440	432	▲8	483	458	▲25
0～14歳	男	22	26	▲4	29	29	▲0	32	22	▲10	45	29	▲16	25	29	▲4
	女	35	31	▲4	18	29	▲11	39	29	▲10	39	30	▲9	32	27	▲5
	計	57	57	▲0	44	58	▲14	71	46	▲25	80	50	▲30	54	47	▲7
15～64歳	男	104	160	▲56	109	142	▲33	142	136	▲6	169	165	▲4	205	189	▲16
	女	117	182	▲65	113	170	▲57	131	154	▲23	145	173	▲28	175	181	▲6
	計	221	342	▲121	222	312	▲90	273	290	▲17	314	338	▲24	380	370	▲10
65歳以上	男	18	16	▲2	18	20	▲2	15	13	▲2	22	16	▲6	24	17	▲7
	女	27	33	▲6	22	26	▲4	20	19	▲1	24	26	▲2	25	24	▲1
	計	45	49	▲4	40	46	▲6	35	32	▲3	46	44	▲2	49	41	▲8

〔資料〕総務省「住民基本台帳人口移動報告」 ※平成30(2018)年の結果から外国人移動者も含む

◆和気町の世代別の転入・転出状況(令和元(2019)年)

年齢別では、20代前半と30代で転出超過が著しくなっています。特に就職機である20代前半の女性が多く流出しており、若い女性に向けた魅力的な仕事づくりが求められます。また、30代の転出は、マイホーム等の購入を機に他市へ移り住むケースが多いのではないかと考えられ、子育て世帯を引き留めるためにも、これまで以上に住宅政策に注力する必要があります。

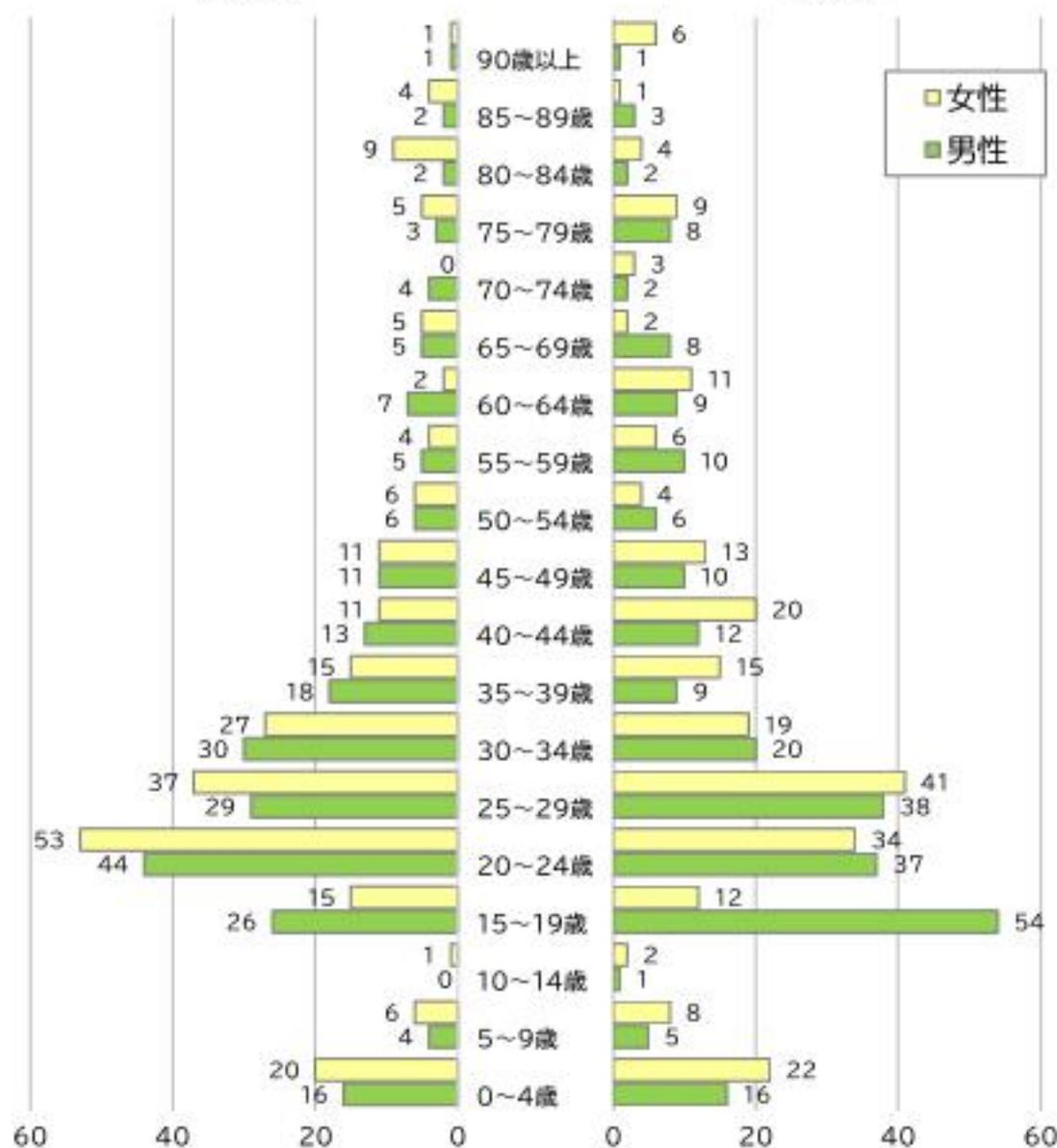
50代後半から60代前半で転入超過となっていますが、都市部から田舎暮らしを求めて転入される方が多く、60代前半においては定年を契機とするUターン者も多いと考えられます。

10代後半の男性が多く転入していますが、これは遊休化した公共施設へ誘致した大学野球部学生寮への入寮者の影響と思われる。

■和気町の世代別の転入・転出状況(令和元(2019)年)■

【転出】

【転入】



(人)

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

◆転入元・転出先市町村の状況

令和元（2019）年の本町の住民基本台帳人口移動報告をみると、転入元・転出先とも県内市町村が全体の6割以上を占めており、うち約9割が岡山市、倉敷市、赤磐市、備前市、瀬戸内市の5市となっています。

5市のうち転入・転出先とも岡山市が最も多く、岡山市と赤磐市で転出超過となっています。中でも30歳代の岡山市への転出超過が目立っていますが、これは若年層が結婚や出産を機に、通勤や生活の利便性等を求めて移り住むケースが多いのではないかと考えられます。

■和気町 転入元・転出先市町村(令和元(2019)年)■

(単位：人)

区分	岡山市	倉敷市	赤磐市	備前市	瀬戸内市	県内他市町村	県外	計
転入者数	123	36	39	48	26	23	188	483
転出者数	152	23	46	40	14	35	148	458
差引	▲29	13	▲7	8	12	▲12	40	25

年代別転入者数

(単位：人)

区分	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
岡山市	14	9	44	16	16	6	18	123
倉敷市	5	1	17	5	3	0	5	36
赤磐市	6	1	10	11	4	2	5	39
備前市	2	3	21	6	5	0	11	48
瀬戸内市	3	2	9	4	3	3	2	26
県内他市町村	4	1	12	3	1	0	2	23
県外	16	53	37	18	23	15	26	188
合計	50	70	150	63	55	26	69	483

年代別転出者数

(単位：人)

区分	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
岡山市	19	13	47	40	16	6	11	152
倉敷市	1	2	12	4	3	0	1	23
赤磐市	6	2	17	8	2	4	7	46
備前市	5	4	9	6	6	3	7	40
瀬戸内市	2	4	3	1	2	0	2	14
県内他市町村	5	2	20	3	3	1	1	35
県外	8	15	55	28	14	7	21	148
合計	46	42	163	90	46	21	50	458

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

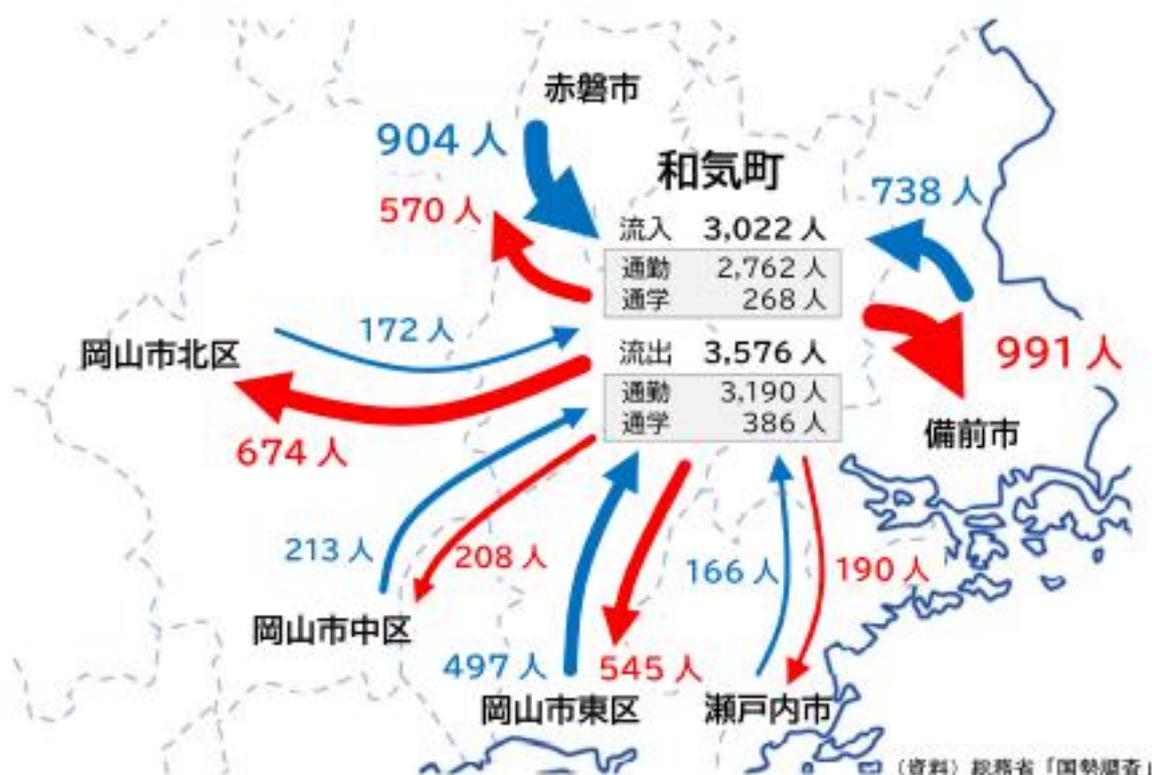
◆通勤・通学先の状況

本町在住の就業者は、町外で働いている人が多くなっています。これは町内に多様な雇用の場が少ないにも関わらず、住環境のインフラ整備の良さや豊かな自然環境などの住みやすさから、住居は和気町に構え、通勤圏内の近隣市へ通勤している人が多いといえます。

他方で、赤磐市、備前市等に居住し、本町に就職している人も多く存在しています。

就労しても和気町から通勤できる環境づくり、特に、安価な分譲地の開発や空き家の有効活用等の住宅施策は、転出を抑制し、さらには転入者を増やすことに有効であると考えられます。

■主な市町村との就業・通学状況(平成 27(2015)年)■



■昼夜間人口比率(平成 27(2015)年)■

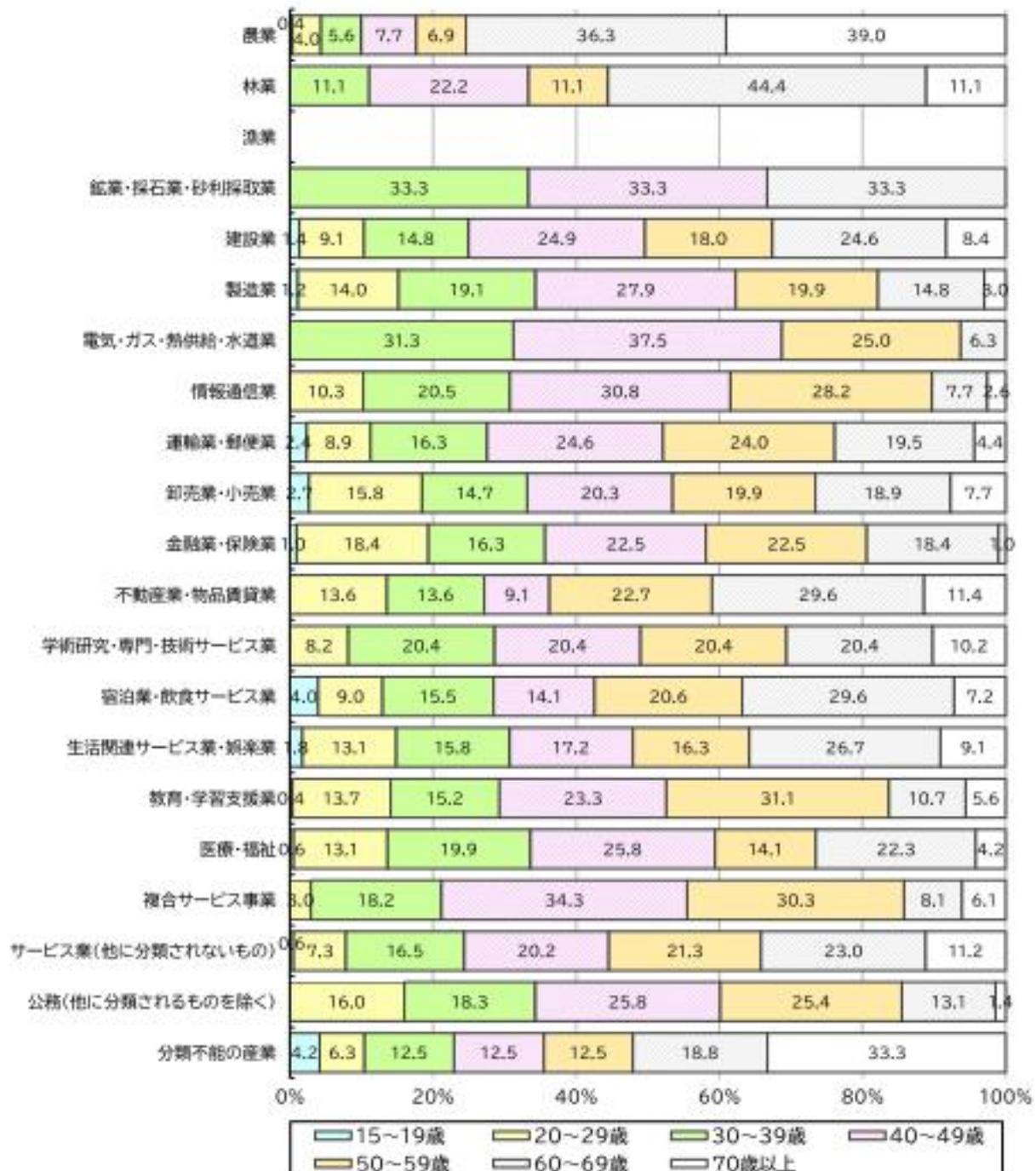


(6) 産業別の従業者構造

「農業」では、60歳以上の従事者が75%となっており、高齢化が顕著にあらわれています。なお、当数値は5年前（平成27年）の数値であるため、現在は大幅に高くなっています。一方で、40歳以下の若い世代の農業従事者の割合は17%にとどまっており、農業を本町の産業として振興していくためには、若い世代の担い手の確保、スマート農業の普及等による高齢者の農作業の負担軽減等が課題となっています。

15～39歳の若い世代の従業者が多い産業は、「金融業・保険業（35.7%）」、「製造業（34.3%）」、「医療・福祉（33.6%）」となっています。

■和気町の産業別就業者の年齢構成(平成27(2015)年)■



(資料) 総務省「国勢調査」

目指すべき将来の方向

1. 住民の意識・希望に関する調査結果

(1) 町民アンケート（※）の結果

① 結婚について

今後の結婚に関する希望について、「いずれは結婚したい」との回答が 71.1% となっています。中でも 20 歳代以下は 84.9%、30 歳代は 72.7% が「いずれは結婚したい」と回答しています。行政に望む結婚支援事業は、「安定した雇用の創出」が 52.6% と最も高く、次に「若い夫婦への住まいの支援」(37.3%) となっており、「仕事」と「住宅」に係る支援の要望の声が高いことが分かります。

② 出産について

未婚者を含めた「将来持つ予定の子ども数」の平均は 2.04 人となっている一方、「理想の子ども数」の平均は 2.43 人となっており、理想と現実の間に乖離が生じています。理想的な子どもの人数を実現するための障害については、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えた割合が 59.7% と最も高くなっており、次に「年齢的な問題」、「自分の仕事に差し支える」、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」等が続きます。

経済的な支援とともに、保護者の育児不安を軽減するため地域社会全体で子どもの育ちを支援する体制づくりを行う必要があります。

③ 定住について

和気町に住み続けたいと回答した割合は 66.7% となっています。

「和気町が住みやすいと感じる点」については「自然環境がよい」が 53.7% と最も高くなっており、次に「JR 和気駅がある」(52.3%)、「高速道路のインターチェンジがある」(49.4%)、「生活インフラ（上下水道・光回線など）が整備されている」(27.6%) となっています。

なお、20 歳代以下の「町外へ転出したい」と回答した割合は 23.6% となっており、他の世代よりも 2 倍以上多くなっています。20 歳代以下の転出したい主な理由は、「進学・転勤・就業のため」(63.4%)、「娯楽施設が少ないため」(43.9%) となっており、30 歳代以上の転出したい理由で最も多かったのは「生活環境がよくないため」(58.8%) となっています。商業や交通などの都市機能や日常生活サービス機能等の維持・充実を図り、住民の満足度を上げていく必要があります。

（※）和気町「地方創生に関するアンケート（平成29（2017）年）」

2. 目指すべき将来の方向

(1) 基本的な考え方

本町の人口は、「人口移動の状況」からわかるとおり、平成29(2017)年以降は3年連続で転入超過となっています。子どもを含む若年層の転入が増加傾向にあることから、子育て世代の移住者の増加など、本町への新しい人の流れが起きていると思われます。また、「転入元・転出先市町村の状況」をみると、9歳以下及び10歳代の転入数が転出数を大きく上回っており、県外から親を含めた若者世帯の移住者が増えています。

これら2つの分析結果から、ここ数年の都市圏を中心とした各種プロモーション活動等を通じた子育て世代への移住促進施策は、極めて効果的であったといえます。

なお、「通勤・通学先の状況」をみると、本町在住の就業者は町外で働いている人が多くなっています。住環境のインフラ整備の良さや豊かな自然環境などの住みやすさから住居は和気町に構えつつも、町内に多様な職種がないため通勤圏内の近隣市へ通勤しています。一方、「未婚化の進行」をみると、平成12(2000)年以降の本町の未婚率は、男女ともに全国平均を上回って悪化の一途をたどっており、合計特殊出生率も一貫して岡山県の水準を下回っています。

以上のことから、本町が人口減少、少子高齢化の進行に立ち向かうためには、若い世代に向けた結婚・出産に対する支援について引き続き効果的な施策の展開を図る必要がありますが、結婚や出産は個人の選択に委ねられている一面もあるため、子育て世代に対して本町に住みたくなるような訴求力のある施策、子どもに最善を尽くす施策、空き家活用等の受け皿整備の施策などの展開を図ることで、町外から本町へ既に結婚している若い世代に来てもらう施策が効果的であると考えます。

以上の考え方を基本として、本町では次の2つの目標を設定します。

◆令和2(2020)年から社会増の傾向を堅持する

本町における人口減少問題の最大の課題は20代前半から30代後半までの人口流出です。社会減対策を行うことで、令和2(2020)年以降、社会増の傾向を堅持します。

◆人口の自然減を抑制するため、合計特殊出生率を令和2(2020)年以降1.51、令和7(2025)年に1.80を目指す

人口の自然減を抑制するためには出生数を増加させる必要があります。若い世代の結婚・出産・子育ての不安を払しょくすることで、本町の合計特殊出生率を上昇させることを目指します。具体的には、令和2(2020)年に「合計特殊出生率1.51(第1期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標)」を達成した後、令和7(2025)年に「合計特殊出生率1.80(国の第四次少子化社会対策大綱の目標)」を達成することを目指します。

(2) 施策の方向性

「(1) 基本的な考え方」の2つの目標を実現するため、本町が取り組むべき施策の方向性を次の2つに整理します。

① 若い世代の人口を増やし、人口年齢構成を改善

これまでの現状分析や将来の見通しを踏まえると、若い世代の人口を増やすことで出生数を上昇させ、人口年齢構成の改善を図ることが急務です。そのため、進学・就労しても本町から通学・通勤できるようにすること、転出した若者が帰ってきやすい環境づくりを進めることなど、若い世代の流出防止や流入促進のための施策を充実させます。

② 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現

子育て中の不安や悩みを解消し、地域の中で安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、出生率を向上させます。

「理想の町 和気」 こども絵画コンクール 議長賞(中学生の部)



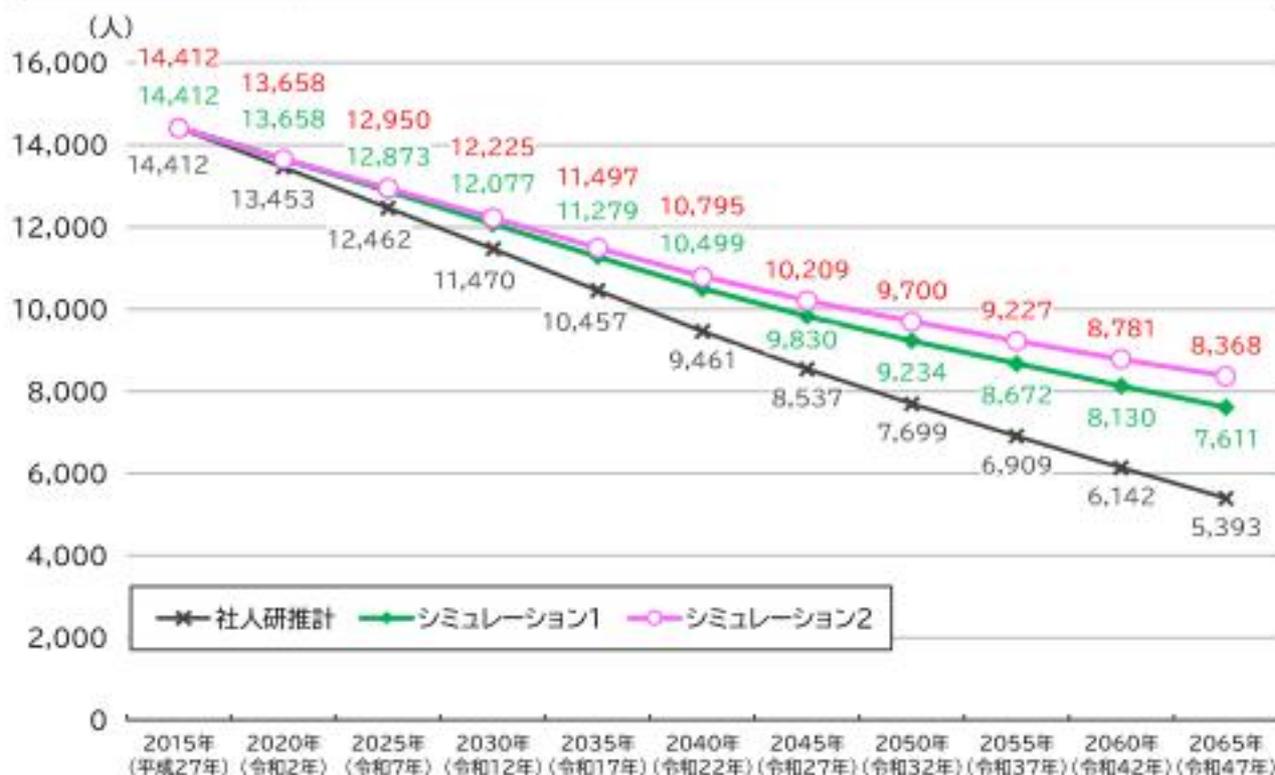
和気中学校3年 近藤 夏紀 さん

3. 人口の将来展望

(1) 将来の人口展望

目指すべき将来の方向、人口減少対策を講じた場合の合計特殊出生率及び社会移動率の条件を前提として、本町の人口を次のとおり推計します。

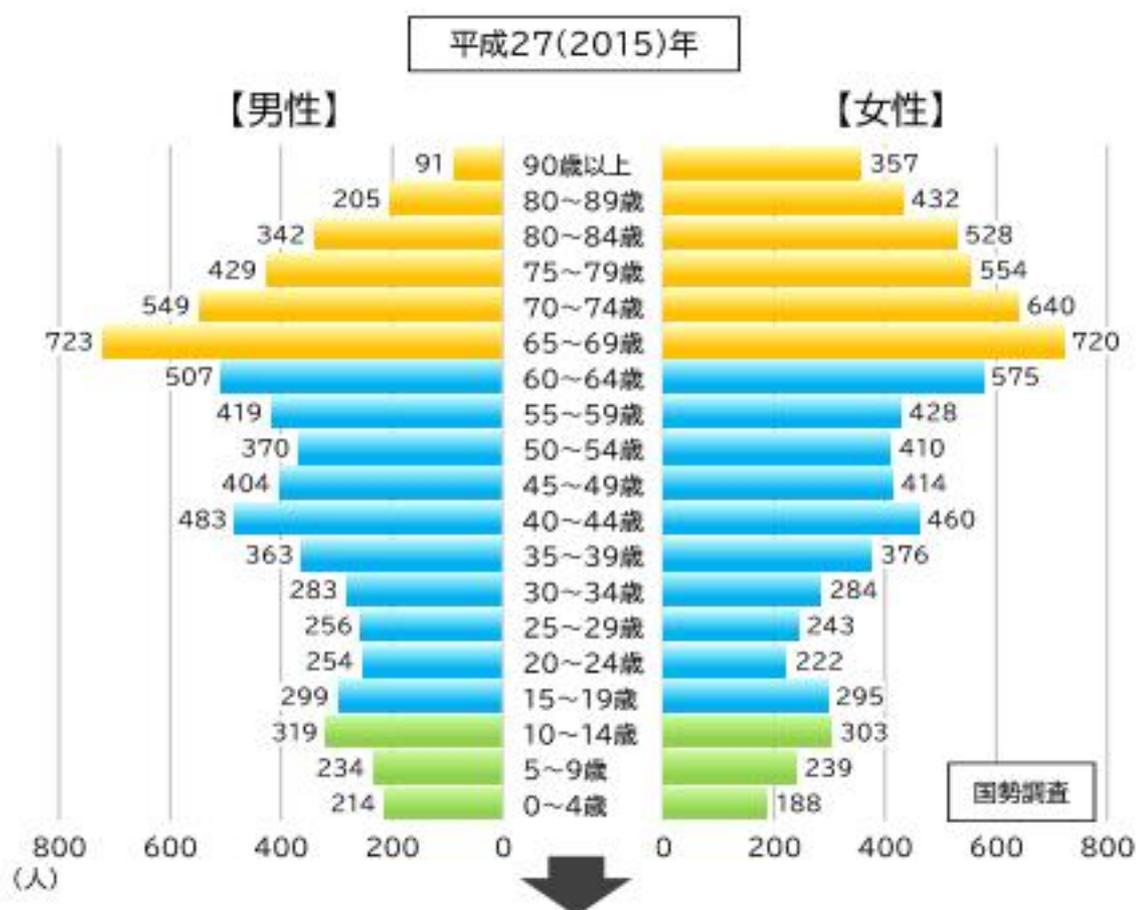
シミュレーション1	<ul style="list-style-type: none"> 令和2(2020)年に「合計特殊出生率 1.51」を達成し、その後も「合計特殊出生率 1.51」を維持 令和2(2020)年に転入数と転出数が均衡「±0」、それ以降も均衡状態が継続
シミュレーション2	<ul style="list-style-type: none"> 出生率が令和2(2020)年に「1.51」、令和7(2025)年に「1.80」まで上昇し、その後も「1.80」を維持 令和2(2020)年に転入数と転出数が均衡「±0」、それ以降も均衡状態が継続



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に基づき内閣府作成の市町村別人口推計ワークシートに、本町独自の目標を加味して推計した。

【シミュレーション推計結果】

■人口ピラミッド■(シミュレーション1)



■年齢3区分別の長期推計■(シミュレーション1)



		実績値		推計値				
		平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)	令和12年(2030年)	令和17年(2035年)	令和22年(2040年)	令和27年(2045年)
人口(人)	総人口	14,412	13,658	12,872	12,076	11,279	10,499	9,831
	年少人口(0~14歳)	1,497	1,317	1,244	1,214	1,136	1,089	1,058
	生産年齢人口(15~64歳)	7,345	6,834	6,432	6,037	5,657	5,126	4,768
	老年人口(65歳以上)	5,570	5,507	5,196	4,825	4,486	4,284	4,005
割合(%)	年少人口割合(0~14歳)	10.4	9.6	9.7	10.1	10.1	10.4	10.8
	生産年齢人口割合(15~64歳)	51.0	50.0	50.0	50.0	50.2	48.8	48.5
	老年人口割合(65歳以上)	38.6	40.3	40.4	40.0	39.8	40.8	40.7

(注1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成の市町村別人口推計ワークシートに、本町独自の目標を加味して推計した。

(注2) 人口の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、総人口と年齢3区分別人口の合計が一致しない場合がある。

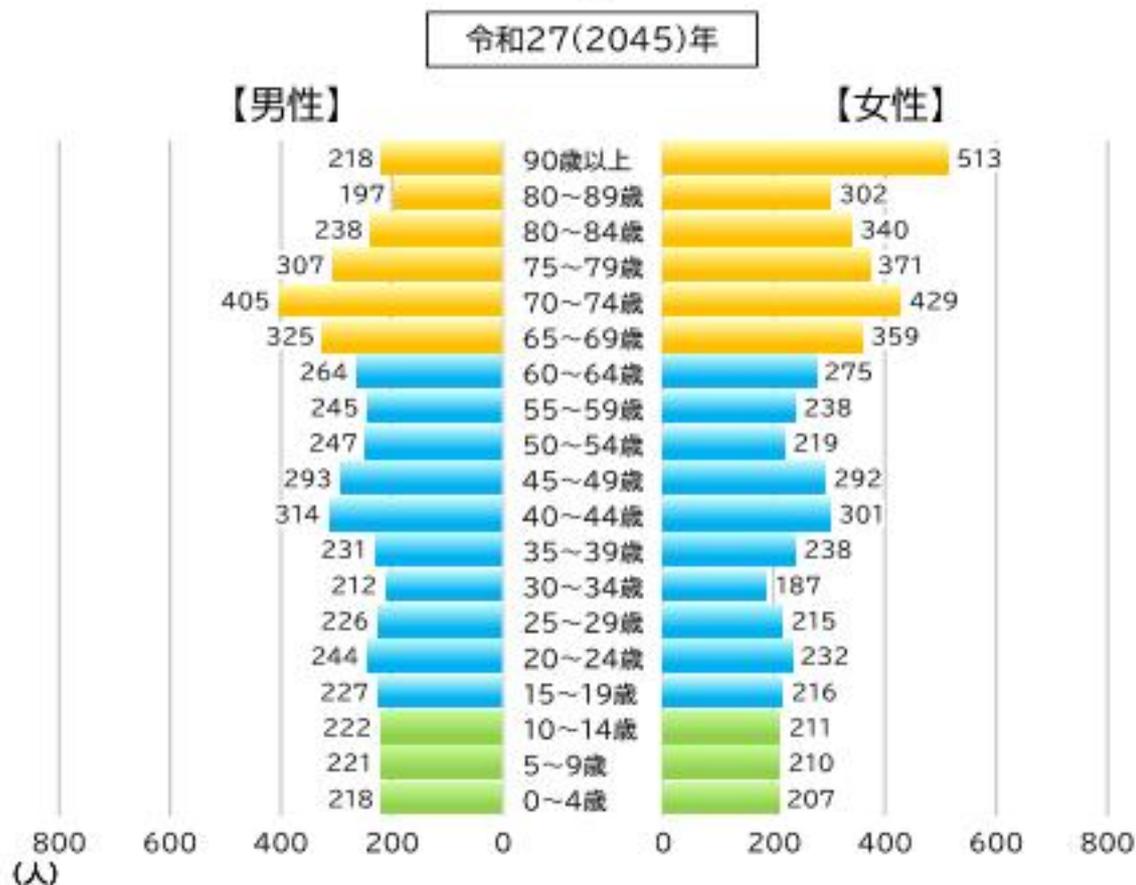
(注3) 割合の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、年齢3区分別割合の合計が100%にならない場合がある。

【社人研推計と比較した特徴】

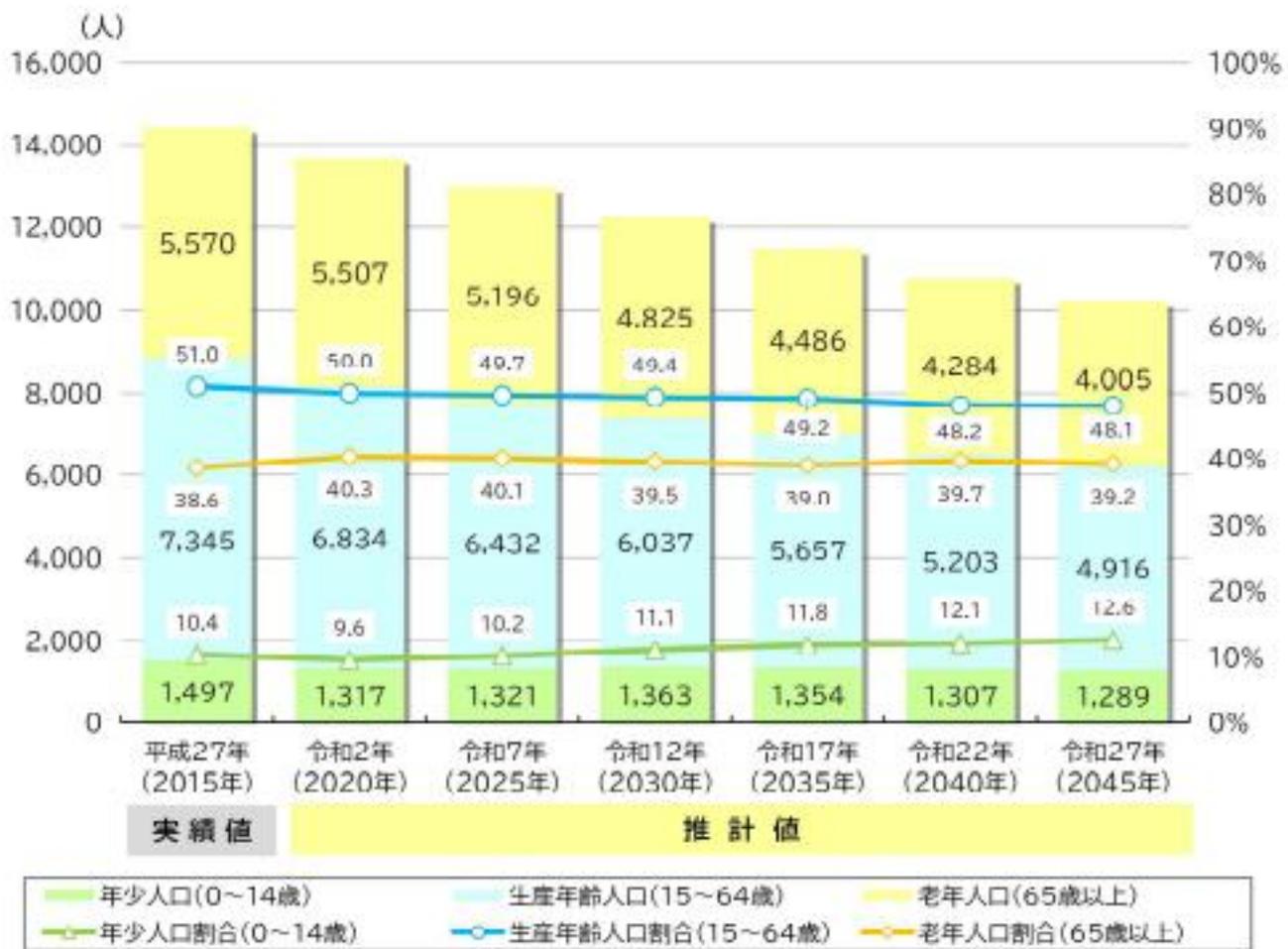
・令和27(2045)年では、年少人口割合は3.1%、生産年齢人口割合は7.8%増加し、老年人口割合は10.8%減少することが見込まれ、総人口は約1,300人増加する。

【シミュレーション推計結果】

■人口ピラミッド■(シミュレーション2)



■年齢3区分別の長期推計■(シミュレーション2)



		実績値	推計値					
		平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)	令和12年(2030年)	令和17年(2035年)	令和22年(2040年)	令和27年(2045年)
人口(人)	総人口	14,412	13,658	12,949	12,225	11,497	10,794	10,210
	年少人口(0~14歳)	1,497	1,317	1,321	1,363	1,354	1,307	1,289
	生産年齢人口(15~64歳)	7,345	6,834	6,432	6,037	5,657	5,203	4,916
	老年人口(65歳以上)	5,570	5,507	5,196	4,825	4,486	4,284	4,005
割合(%)	年少人口割合(0~14歳)	10.4	9.6	10.2	11.1	11.8	12.1	12.6
	生産年齢人口割合(15~64歳)	51.0	50.0	49.7	49.4	49.2	48.2	48.1
	老年人口割合(65歳以上)	38.6	40.3	40.1	39.5	39.0	39.7	39.2

(注1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成の市町村別人口推計ワークシートに、本町独自の目標を加味して推計した。

(注2) 人口の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、総人口と年齢3区分別人口の合計が一致しない場合がある。

(注3) 割合の推計値は、少数点以下を四捨五入して表示しているため、年齢3区分別割合の合計が100%にならない場合がある。

【社人研推計と比較した特徴】

・令和27(2045)年では、総人口は約1,670人増加し、年少人口割合は4.9%、生産年齢人口割合は7.3%増加、老年人口割合は12.3%減少することが見込まれる。

(2) 和気町が目指す人口目標

社人研の推計では、令和 12（2030）年の本町の推計人口は 11,470 人となっており、平成 27（2015）年と比較して約 2 割の減少が見込まれます。また、合計特殊出生率を 1.80 と高い水準で維持し、かつ、社会増減を均衡状態で維持したシミュレーション 2 に基づく推計では、令和 12（2030）年の推計人口は 12,225 人となる見込みです。

このような将来推計からもわかるとおり、本町の人口減少は避けられない状況にありますが、本計画の重点施策として位置づけた施策により構成される「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、地方移住の機運が高まる中、転入促進の取組、結婚・出産・子育て支援策の更なる充実を図っていきます。

人口問題は、引き続き本町の最重要課題として位置づけて、人口減少の抑制に取り組み、バランスのとれた安定した人口構成への転換を目指すとともに、若い世代を中心とした活力ある地域社会の構築を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町における人口の将来展望は、令和 12（2030）年に人口 12,500 人を維持することを目標として設定します。

【目指すべき施策の方向性】

- ① 若い世代の人口を増やし、人口年齢構成を改善
- ② 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現

令和 12(2030)年の目標人口

12,500 人

「通学路」 ことば絵画コンクール 教育長賞(中学生の部)



佐伯中学校3年 從野 未彩 さん

「10年後の和気町」 ことば絵画コンクール
町振興計画審議会会長賞(中学生の部)



佐伯中学校1年 吉田 健斗 さん

第4部 前期基本計画

(第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略)



計画策定の趣旨

第2次総合計画の前期基本計画は、令和3（2021）年度から向こう10年間のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を定めた第2次和気町総合計画基本構想の理念に基づいて、まちの将来像として定めた「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいのまち」を実現するための前期5年間の政策、施策について明らかにしたものです。

具体的な事業については、この前期基本計画に基づいて策定する実施計画で定め、推進していくことで、将来像の実現を図っていきます。

なお、平成27（2015）年度に策定した「第1期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、施策の重要な目標である定住人口の増大という面で、囑目を集める成果が得られたところですが、さらに、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立するため、まちの受け皿としての機能強化や、子育て世代を呼び込むための安定した雇用の創出という面で、強力な施策の展開が必要です。

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨を踏まえつつ、社会情勢の変化や、これまでの施策の実施効果等に対応し、見直しを図りながら、第2次和気町総合計画前期基本計画のリーディングプロジェクト（総合戦略施策）として位置づけ、本町の最重要課題である「人口減少の克服と地方創生」を政策的に位置づけることにより、一層充実、強化して取り組んでいきます。

構成

前期基本計画は、基本構想で定めた7つの政策分野別に施策をまとめたものです。

政策分野別の施策とは、本町の町政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、基本構想に掲げている理念や将来都市像等の実現に向けて、「暮らし安全・環境」「教育・文化」「子育て・保健・福祉」「人権・協働」「都市・生活基盤」「産業振興・交流」「自治体運営」の7つの基本目標を掲げ、20の基本政策と46の基本施策（政策分野別施策）で構成しています。

また、政策分野別施策のうち、人口減少の克服と地方創生に資する施策については、総合的かつ横断的に取り組むリーディングプロジェクトとして位置づけるとともに、序論で整理した本町が抱える7つの課題のうち、対応する施策として、「安全・安心でのびのびと心豊かに暮らせるまちを創る」「つながりを築き、次代を担う若者を集める」「地域ぐるみで子どもと子育てを応援するまちを創る」「「つくる暮らし」を応援するまちを創る」の4つの戦略目標を掲げています。

計画期間

基本計画は、基本構想の10年間の中間で見直すため、前期後期の各5年とします。
 前期基本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。（基本計画に基づき作成する実施計画は、3カ年計画として作成し、毎年内容を見直します。）



政策・施策の体系

1. 政策、施策の考え方

基本計画は、基本構想の7つの基本目標を踏まえて、20の基本政策と46の基本施策の方向性を示し、実施計画で展開する事業の施策上の位置づけを明確にします。

また、基本施策の推進と合わせて、国際社会全体の目標であるSDGs（2030年を期限とする持続可能な開発目標）の17の目標の実現に努めます。

2. 体系

※◎は総合戦略施策

基本構想	基本計画	
	7つの基本目標（編）	20の基本政策（章）
1 安全・安心でやすさを 実感できるまち 暮らし安全・環境	1. 災害や感染症等に備えたいちを守り 危機管理	◎1. 町民のいもちと暮らしを守る非常時危機管理体制の 充実・防犯体制の充実強化 ◎2. 防災・減災対策の充実強化
	2. 穏やかな暮らしを守る安全・安心な 生活環境を整える	◎1. 防犯・交通安全対策の推進 ◎2. 暮らしを守る消費者保護対策の充実 ◎3. 暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実 ◎4. ため池・急傾斜地崩壊対策の推進
	3. 地球に配慮した環境にやさしいまちを創る	1. 多様な生物を育む自然環境の保全 2. 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用 3. ごみの減量と資源化の推進
2 変化の時代を生き抜く力を 育み、共に学び続けるまち 教育・文化	1. 子どもたちが、自らの将来の目標を持ち、 その実現に必要な知識や経験を得られる ようにする	◎1. 学校教育の充実、郷土愛の醸成 ◎2. 次世代を見据えた教育環境の充実
	2. だれもがいつでも人とつながり、生涯学習 やスポーツを楽しむことができるようにする	◎1. 生涯学習活動の推進 ◎2. スポーツの振興
	3. 歴史的・文化資源や文化を活かした 品格（魅力）あるまちを創る	◎1. 歴史的・文化資源の保存・活用
3 だれもが健康ではつらつと 暮らし続けるまち 子育て・保健・福祉	1. すべての町民の健康保持・増進を 全力でサポートする	◎1. 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進 ◎2. 介護予防・介護サービスの充実 3. 地域に根ざした食育の推進
	2. 子どもと子育てを地域ぐるみで支え、 安心して子どもを産み、健やかに育てる ことができるようにする	◎1. 子ども・家庭への切れ目のない支援の充実・ 地域連携による子育て支援の充実
	3. 高齢になっても住み慣れた場所で 安心して暮らし続けることができるようにする （生涯、幸せに暮らす健康づくりの推進）	1. 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実 2. 障がいや生きづらさを感じる人への支援の充実 3. 生活困窮者等への支援の充実 4. 安心して暮らし続けるための地域資源の維持・充実 5. きめ細かな地域福祉の充実
4 認め合い、支え合い、 笑顔あふれる共生のまち 人権・協働	1. 一人ひとりの人権が尊重され、 参画しやすい地域社会を創る	1. 人権啓発の推進
	2. 様々な場所や場面で女性が 活躍できる社会を実現する	1. 男女共同参画の推進
	3. すべての町民が、まちや人とつながり、 いきいきと暮らし活躍できるようにする （いきいきと暮らし健康長寿の推進）	◎1. 多様な担い手による協働のまちづくりの推進

第2次和気町総合計画 体系図

<基本理念>

～人と地域が輝くために～

- ◆すべての町民のいのちと暮らしを守り、安心して快適に暮らせるまちを創る
- ◆あらゆる世代が 心身ともに健康で 心豊かに人生を謳歌できるまちを創る
- ◆若者世代を軸に 次世代につながる 活気あるまちを創る

<2030年のまちの姿>

人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいのまち

5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち

都市・生活基盤

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. だれもが住みたいと思う魅力のあるまちを創る（住宅環境の充実） | ① 1. 移住・定住者用住宅用地と住宅の整備
② 2. 安心して暮らせる居住環境の形成 |
| 2. 安全で快適な生活基盤を整える | ③ 1. 安全・安心な道路環境の維持・整備とインフラの長寿命化
2. 公衆の整備・花と緑にあふれるまちづくり
3. 適正で合理的な土地利用の推進
④ 4. 地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実
5. 安全で美味しい水の安定供給
6. 適正で安定した汚水処理の維持 |

6 交流が生まれ、活力に満ちたまち

産業振興・交流

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 個性を生かし、能力を発揮して生涯活躍できる環境を創る | ① 1. 農業の振興（成長産業化支援、次世代の担い手確保）
② 2. 起業・創業支援・企業立地の推進 |
| 2. 交流により、人が集いにぎわうまちを創る | ③ 1. 地域資源を生かした観光の振興（2020年以降の観光客の増加に
応じ、観光客の滞在時間や消費額を増やす。）
④ 2. スポーツを核とした交流の推進 |
| 3. にぎわいと雇用を生み出す地域産業の活性化を促す | ⑤ 1. 中小企業・小規模事業者の振興 |
| 4. 循環型資源の利活用により、持続可能な産業構造を創る | ⑥ 1. 里山林の利活用と保全の推進 |

7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営

自治体運営

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 町民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う | ① 1. 健全で持続可能な行財政運営の推進
2. 広報・広聴の強化
3. 公共施設の整備・統合と利活用
4. 広域連携・自治体間連携の推進
② 5. むらさき応援補助金の推進 |
| 2. 人口構成のバランスを改善し、持続可能な活気あふれるまちを創る | ③ 1. 若者世代の移住・定住促進、タウンプロモーションの推進 |

リーディングプロジェクト まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 戦略目標 1 安全・安心でのびのびと心豊かに暮らせるまちを創る
- 戦略目標 2 つながり築き、次代を担う若者を集める
- 戦略目標 3 地域ぐるみで子どもと子育てを応援するまちを創る
- 戦略目標 4 「つくる暮らし」を応援するまちを創る

<総合戦略が目指すまちの姿>

いきいきとはたらき、いきいきとあそび、いきいきと地域に生きる
～安らぎがいちばん近くにあるまち～

1. これまでの取組の効果の検証

平成27(2015)年に策定した第1期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和2(2020)年度まで計画期間の延長を図りながら様々な施策を展開してきました。この間、町民、産業界、金融機関、労働団体、メディア等で構成する和気町有識者会議において効果の検証を行ってまいりましたが、基本目標ごとに設定した重要業績評価指標(KPI)による効果検証結果は次に示しているとおり、一部の項目において目標値に達していない結果となりました。

■平成27(2015)年度策定「総合戦略」KPIの結果

【基本目標1】

<和気町の優位性を活かしたまちづくりを推進する>

指標名	基準値 (平成26年)	目標値 (令和2年)	実績	差異
出生者数	63人	63人	54人	-9人
社会増減	-68人	+50人	-44人	-94人

【基本目標2】

<若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる>

指標名	基準値 (平成26年)	目標値 (令和2年)	実績	差異
出生者数(再掲)	63人	63人	54人	-9人
合計特殊出生率	1.39(平成24年)	1.51	1.50(令和元年)	-0.01

【基本目標3】

<町外から和気町へ新しい人の流れをつくる>

指標名	基準値 (平成26年)	目標値 (令和2年)	実績	差異
社会増減(再掲)	-68人	+50人	-44人	-94人
若年人口 (20~39歳)	2,697人	2,550人	2,243人	-307人
観光客入込数	28万人	35万人	33万人(令和元年)	-2万人

【基本目標4】

<安定して暮らせるための雇用を創出する>

指標名	基準値 (平成26年)	目標値 (令和2年)	実績	差異
雇用創出数	37人	150人 [※]	147人(見込)	-3人

※平成28年～
令和2年までの累計

2. 総合戦略の計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

3. 人口減少の状況

本町の人口は、平成27（2015）年の国勢調査では14,412人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和27（2045）年には8,537人にまで減少する見込みとなっており、30年間での減少率は約41%となっています。

なかでも、人口の再生産を中心的に担う年齢層に当たる若年人口（20～39歳）の減少が著しく、平成27（2015）年の2,281人から令和27（2045）年には986人にまで減少し、減少率は約57%となっています。

なお、若年女性人口（20～39歳）は、平成27（2015）年の1,125人から令和27（2045）年には454人にまで減少し、減少率は約60%となっています。

また、出生数は、平成18（2006）年から100人を下回るようになり、令和元（2019）年は58人にまで減少しています。

4. 総合戦略が目指すまちの姿

第2次和気町総合計画に掲げる和気町の「将来像」と「未来の姿」を踏まえ、本総合戦略において、「目指すまちの姿」を以下のとおり定めます。

**いきいきとはたらき、いきいきとあそび、いきいきと地域に生きる
～安らぎがいちばん近くにあるまち～**

【総合戦略目標】

人口減少問題に取り組むために、以下の4つの総合戦略の目標を設定します。

- 戦略目標1 安全・安心でのびのびと心豊かに暮らせるまちを創る**
- 戦略目標2 つながり築き、次代を担う若者を集める**
- 戦略目標3 地域ぐるみで子どもと子育てを応援するまちを創る**
- 戦略目標4 「つくる暮らし」を応援するまちを創る**

戦略目標1 安全・安心でのびのびと心豊かに暮らせるまちを創る

すべての町民のいのちと暮らしを守り抜くことを最優先にしながら、安全・安心で利便性の高い暮らしができる、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指します。町民のいのちを守る防災・危機管理対策をはじめ、安寧な暮らしを守る防犯対策や特殊詐欺などの消費者保護対策等に取り組み、安全・安心な生活を全力で守ります。

また、人口減少が進む中でも、町民が将来にわたって安心・快適に暮らし続けることができるよう、商業や交通などの都市機能と日常生活サービス機能の維持に努めます。

さらに、町民が心身ともに健康で、高齢期になってもおだやかで心豊かに生活ができるよう、生涯学習活動の推進や健康寿命の延伸等に取り組み、生涯現役の社会づくりを推進します。

<数値目標>

指標名	単位	現状値 (令和元年)	現状値 (令和2年見込)	目標値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
社会増減(単年)	人	-8	-44	50	50
「わがまちハザードマップ」作成地区数	地区	-	3	52	52

<具体的な施策>

- ・町民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の充実・防疫体制の充実強化
- ・防災・減災対策の充実強化
- ・防犯・交通安全対策の推進、暮らしを守る消費者保護対策の充実
- ・暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実
- ・ため池・急傾斜地崩壊対策の推進
- ・生涯学習活動の推進、スポーツの振興、歴史的・文化資源の保存・活用
- ・健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進、介護予防・介護サービスの充実
- ・多様な担い手による協働のまちづくりの推進
- ・安全・安心な道路環境の維持・整備とインフラの長寿命化
- ・地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実

戦略目標2 つながり築き、次代を担う若者を集める

本町では総人口は減少しているものの、社会動態では平成29(2017)年、平成30(2018)年に転入超過になるなど、移住を促進する施策の効果が現れています。

しかし、出生数や地域の担い手確保に影響を与える20~30代の若い世代では依然として転出超過が続いており、人口減少に歯止めがかかっていません。将来にわたって持続可能なまちづくりを行うためには、若い世代の移住・定住を促進し、本町の人口構成のバランスを改善していく必要があります。

そのためにも、昨今の新型コロナウイルス感染症やテレワークなどの働き方の変化を契機とした地方移住への関心の高まりを本町への大きなひとの流れにつなげていくために、若い世代の移住促進施策の充実・強化を進めるとともに、本町の地理的・地形的な安全性や、防災・生活安全に対する取組を首都圏等の都市部に積極的に発信していきます。

また、農山村体験や地域留学、観光、スポーツなどの交流によって本町に継続的かつ多様な形で関わる若者を増やし、将来的な移住や地域の担い手確保につなげていくとともに、移り住む受け皿としての移住・定住者用住宅用地の整備や、多くの移住希望者が望む賃貸物件の空き家の確保に取り組みます。

さらに、本町の地方創生を一層強力に推進するための財源確保を図るため、様々なプロモーション活動により、まちの認知度を高め、ふるさと応援寄附金の拡充を図ります。

<数値目標>

指標名	単位	現状値 (令和元年)	現状値 (令和2年見込)	目標値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
社会増減(単年)(再掲)	人	-8	-44	50	50
出生者数(単年)	人	58	54	63	63
若い世代の人口 (20~39歳)	人	2,271	2,243	2,350	2,400

<具体的な施策>

- ・移住・定住者用住宅用地と住宅の整備
- ・安心して暮らせる居住環境の形成
- ・地域資源を生かした観光の振興
- ・スポーツを核とした交流の推進
- ・ふるさと応援寄附金の推進
- ・若者世代の移住・定住促進、タウンプロモーションの推進

戦略目標3 地域ぐるみで子どもと子育てを応援するまちを創る

妊娠期から子育て期まで不安や不便を感じることなく子育てを楽しんで行えるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。和気町を子育て世代から選ばれるまちにするため、地域社会全体で子育てをサポートする体制を構築し、子育てに対する不安や障害を解消する環境づくりを行います。

具体的には、経済的な負担を軽減するための施策を継続して行うとともに、子育て家庭の抱える課題や悩みを共有し必要な支援を行う「子育て世代包括支援センター」の整備や、住民ボランティア等による子育て家庭の交流の場づくり、NPO等の子育て支援団体との連携などの取組を行います。

また、子どもたちが自らの将来の目標を持ち、必要なときに必要なサポートが得られるよう、学校教育の充実等に取り組むとともに、生まれ育った地域への理解を深めることでふるさとに対する愛着と誇りを育み、愛郷心に満ちた次代のまちづくりの担い手の育成を図ります。

<数値目標>

指標名	単位	現状値 (令和元年)	現状値 (令和2年見込)	目標値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
合計特殊出生率	人	1.50	1.45	1.80	1.80
出生者数(再掲)	人	58	54	63	63

<具体的な施策>

- ・子ども・家庭への切れ目のない支援の充実・地域連携による子育て支援の充実
(経済的負担の軽減、子育て世代包括支援センターの整備、住民ボランティアやNPO法人の連携等)
- ・学校教育の充実、郷土愛の醸成(姉妹都市等との遠隔交流、地域人材の活用等)
- ・次世代を見据えた教育環境の充実(少人数学級編成による質の高い教育環境づくり等)

戦略目標4 「つくる暮らし」を応援するまちを創る

安全・安心で住みたいまちとして選ばれたとしても、安定して暮らしていくためには、しごとが不可欠です。交通の利便性や自然災害リスクの低さなどの本町の強みを活かし、優良企業の誘致に取り組み、新しい雇用の創出を図ります。

また、町民の、酒造りに挑戦したい、料理を食べてもらいたい、作品制作にトライしたい、花や野菜を栽培したい、ロボットを造ってみたい、新しいサービスを創りたい、など、様々な「つくる」活動の次の一步を応援します。そのためにも、創業支援や農林業の成長産業化などに取り組み、仕事はもちろん、暮らしの中でも「つくる」を楽しむことができるよう支援を行います。なかでも農業については、高付加価値作物の推進など、地域特性を活かした農業振興を推進し、農業従事者にとって魅力的なまちづくりを通じて、担い手や新規就農者の確保を図ります。

また、生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある町内の中小企業・小規模事業者の振興を図るため、Society5.0の時代に対応するイノベーション[®]の支援等に取り組みます。

<数値目標>

指標名	単位	現状値 (令和元年)	現状値 (令和2年見込)	目標値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
企業立地件数(累計)	件	0	1	3(R3~R7)	6(R3~R12)
町の支援による 創業件数(累計)	件	4	3	25(R3~R7)	50(R3~R12)
新規就農者数(単年)	人	2	4	7	10

<具体的な施策>

- ・農業の振興(儲かる農業を目指す環境づくり等)
- ・起業・創業支援・企業立地の推進(廃校を活用した創業支援施設の整備等)
- ・中小企業・小規模事業者の振興(ものづくりの振興等)
- ・里山林の利活用と保全の推進

分野別基本計画の見方



SDGs：基本施策に関連するSDGsの目標を表示しています。



施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 非常時を想定した危機管理体制の充実強化	大規模な災害はもとより、町民の生命、財産を脅かすあらゆる危機を想定した危機管理体制を整備し、「公助」としての十分な訓練等を実施するなど、状況に応じた対応マニュアルを作成します。 また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等に対応する防疫体制の充実に努め、避難所運営マニュアル等の更新・普及に努めます。 <具体的事業> ・非常時危機管理体制の整備 ・非常時危機管理体制マニュアルの作成	危機管理室
2 危機管理意識の向上	災害に対する危機感を住民と共有し、個人・地域・行政で協働し、立ち向かう社会を構築する施策を推進します。また、あらゆる危機に対して、「最悪のシナリオ」の検証を行い、防災・減災対策に反映します。自助・共助・公助が連携して、防災減災対策に取り組むための意識高揚や醸成を目指し、国土強靱化計画の策定に取り組んでいきます。 <具体的事業> ・国土強靱化地域計画の策定	危機管理室
3 役場における危機管理対策	大規模な自然災害や、多様な感染症対策に備えるため、あらゆる危機の発生に対し迅速に情報を収集し、非常時呼出体制を強化充実します。 危機管理マニュアルを基に定期的に全職員で訓練を実施し、不測の事態を想定した危機管理対策シミュレーションの取組を行います。 <具体的事業> ・危機発生時の正確な情報の収集及び共有化	危機管理室
4 新たな感染症に対する対策	平常時から、「新しい生活様式」などの感染症予防対策の普及・啓発に取り組むとともに、緊急時に備えた、マスクや消毒液等の備蓄・整備、県・医療機関との連携、感染症を踏まえた避難体制の確立など、感染症に対する危機管理体制の強化に取り組みます。また、行政運営全般においても、オンラインでの申請や会議の開催などデジタル化を推進するとともに、リモートワークの普及推進を図ります。 <具体的事業> ・新型コロナウイルス等予防対策事業	健康福祉課 危機管理室 すべての部署

施策の展開：「目指す姿」の実現に向けて、主に行政が取り組む具体的な「施策」と、その施策を展開する方向性や方法などを示す「取組方針」及び主に担当する部署（課）を示しています。

関連する個別計画：その政策分野に関連し、総合計画を補完・具体化する分野別の個別計画がある場合に、その計画を参考として記載しています。

関連する個別計画

和気町地域防災計画、和気町新型コロナウイルス等対策行動計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
日頃から実際の災害発生を想定した、行動や役割を確認します。感染症に関する正しい知識を持ち、「新しい生活様式」の実践やワクチンの接種などにより、感染防止対策に努めます。	災害発生後の早期復旧に向けた、計画的な整備と効率的な補助等の総合的支援を実施します。県や医療機関との連携体制を構築するとともに、教育機関等、各種団体とも連携し、感染症対策に取り組めます。

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針：施策の取組に対して、町民・各種団体・民間事業者・行政が協働により進めるための行動目標を示しています。

基本目標 1

安全・安心でやすらぎを実感できるまち

【暮らし安全・環境】

政策 01 災害や感染症等に備えた いのちを守る危機管理

- 【総合戦略】 施策1. 町民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の
充実・防疫体制の充実強化 76
- 【総合戦略】 施策2. 防災・減災対策の充実強化 78

政策 02 穏やかな暮らしを守る安全・安心 な生活環境を整える

- 【総合戦略】 施策1. 防犯・交通安全対策の推進 80
- 【総合戦略】 施策2. 暮らしを守る消費者保護対策の充実 82
- 【総合戦略】 施策3. 暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実 84
- 【総合戦略】 施策4. ため池・急傾斜地崩壊対策の推進 86

政策 03 地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

- 施策1. 多様な生物を育む自然環境の保全 88
- 施策2. 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用 90
- 施策3. ごみの減量と資源化の推進 92

政策
01**災害や感染症等に備えた
いのちを守る危機管理****施策1 町民のいのちと暮らしを守る非常時危機管理体制の充実・防疫体制の充実強化****施策目標**

災害や感染症などの町民の平穏な生活をおびやかす様々な危機に対し、迅速・的確に対処できるように医療・防災体制が強化され、町民のいのちと安寧な暮らしが守られています。

現状と課題

大規模化かつ激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症のまん延・テロ対策や原発事故による避難者の受け入れなど、住民の平穏な生活を脅かすリスクが多様化、複雑化しています。住民の安寧な暮らしを守るため、町ぐるみ、地域ぐるみで危機意識の醸成と対応力の向上を図るなど、危機管理対策の充実、強化が喫緊の課題となっています。

大規模な自然災害の発生や感染症の拡大に際し、個々の家庭や行政による対応に加えて、地域の実情に応じ、地域社会の多様な主体が協力し、きめ細やかな対応・支援を行うことが、危機を乗り越えていく上で大いに効果を発揮することが再認識されています。

災害の頻発・激甚化により、地域防災力の充実強化の必要性が再認識されており、自主防災組織がきめ細やかな避難所運営等で効果を上げていけるよう、コミュニティ組織の活動基盤の強化が重要となってきます。危機管理体制の充実・強化に向けて、平常時からの備えとして、災害時応急対応業務の標準化を図るとともに、緊急時の体制強化として、大規模な自然災害や感染症対策等あらゆる危機の発生に対して、迅速に情報を収集することが求められています。

新型コロナウイルス感染症は、世界全体に拡大し、日本国内においても複数の地域で感染経路が明らかでない事例やクラスター（集団）感染による状況の悪化など、多くの地域で感染が拡大し、外出や営業の自粛など、これまでの生活様式を大きく覆す事態となりました。このような新たな感染症に対応し、新しい生活スタイルを確立させていくためには、平常時から、個人、地域、職場などにおける感染症予防対策の普及・啓発に取り組む必要があります。また、医療資機材の備蓄・整備、県や医療機関との連携強化などのあらかじめ必要な体制の整備を行う必要があります。

また、社会経済活動や日常生活が制限されたことを踏まえ、行政運営においても、新型コロナウイルス収束後の「ポストコロナ」時代を見据えた「新たな日常」の確立のため、オンラインでの申請や会議の開催などデジタル化への取組を加速させる必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
非常時危機管理体制マニュアルの作成及び更新		作成済	作成済・更新	作成済・更新	危機管理室
非常時危機管理訓練開催実績	件	0	1	2	危機管理室
オンライン申請等が可能な行政手続き	件	16	30	50	すべての課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 非常時を想定した危機管理体制の充実強化	<p>大規模な災害はもとより、町民の生命、財産を脅かすあらゆる危機を想定した危機管理体制を整備し、「公助」としての十分な訓練等を実施するなど、状況に応じた対応マニュアルを作成します。</p> <p>また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等に対応する防疫体制の充実を図り、避難所運営マニュアル等の更新・普及に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時危機管理体制の整備 ・非常時危機管理体制マニュアルの作成 	危機管理室
2 危機管理意識の向上	<p>災害に対する危機感を住民と共有し、個人・地域・行政で協働し、立ち向かう社会を構築する施策を推進します。また、あらゆる危機に対して、「最悪のシナリオ」の検証を行い、防災・減災対策に反映します。自助・共助・公助が連携して、防災減災対策に取り組むための意識高揚や醸成を目指し、国土強靱化計画の策定に取り組んでいきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画の策定 	危機管理室
3 役場における危機管理対策	<p>大規模な自然災害や、多種多様な感染症対策に備えるため、あらゆる危機の発生に対し迅速に情報を収集し、非常時呼出体制を強化充実します。</p> <p>危機管理マニュアルを基に定期的に全職員で訓練を実施し、不測の事態を想定した危機管理対策シミュレーションの取組を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機発生時の正確な情報の収集及び共有化 	危機管理室
4 新たな感染症に対する対策	<p>平常時から、「新しい生活様式」などの感染症予防対策の普及・啓発に取り組むとともに、緊急時に備えた、マスクや消毒液等の備蓄・整備、県・医療機関との連携、感染症を踏まえた避難体制の確立など、感染症に対する危機管理体制の強化に取り組みます。また、行政運営全般においても、オンラインでの申請や会議の開催などデジタル化を推進するとともに、リモートワークの普及推進を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型感染症等予防対策事業 	健康福祉課 危機管理室 すべての課

関連する個別計画

和気町地域防災計画、和気町新型インフルエンザ等対策行動計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>日頃から実際の災害発生を想定した、行動や役割を確認します。感染症に関する正しい知識を持ち、「新しい生活様式」の実践やワクチンの接種などにより、感染防止対策に努めます。</p>	<p>災害発生後の早期復旧に向けた、計画的な整備と効率的な補助等の総合的支援を実施します。県や医療機関との連携体制を構築するとともに、教育機関等、各種団体とも連携し、感染症対策に取り組めます。</p>

政策 01

災害や感染症等に備えた いのちを守る危機管理

施策2 防災・減災対策の充実強化

施策目標

自分の命は自分で守るという防災意識が高まり、町民、地域、町が相互に連携し、自助・共助・公助による地域の防災力、減災力が強化され、様々な災害による死亡者がありません。

現状と課題

気候変動による台風の大型化、局地的な豪雨の増加、近い将来発生が予測される南海トラフ地震など、これまでの想定を超える自然災害の脅威により、町民の不安が高まっています。これらの災害による被害を最小限に抑えるため、国や県が公表した、想定される最大規模の被害予測を踏まえた、防災・減災対策を進めています。

これまで町では、災害から「いのちと財産を守る」施策を最優先に、町民一人ひとりの防災意識の向上や、防災訓練を実施してきましたが、町民の防災意識は十分高いとはいえず、全町民を対象とした防災訓練への参加率は低迷しています。大規模災害時には、行政による迅速な支援は難しく、「公助」の限界が指摘されています。個人で災害に備える「自助」、地域で助け合う「共助」が最も重要であることから、引き続き積極的に地域や自主防災組織に対する講習会・ワークショップ、訓練を行うとともに、日頃から隣近所で支え合える地域づくりへの協力や、将来を担う子どもたちが災害時に適切な行動をとれるよう、防災教育にもより一層注力する必要があります。

近年の日本各地で発生している大規模災害の教訓として、誰一人取り残すことの無いよう、要支援者等への個別避難計画の策定や、災害から守った「いのちをつなぐ」施策として、避難所運営マニュアルに沿った事前準備や、必要な備蓄品・物資の充実が重要な課題と考えています。

また、備蓄物資の物流拠点や発災後の災害廃棄物の集積場所、仮設住宅用地、自衛隊をはじめとするボランティア等の受け入れ拠点のための施設や、敷地の整備も重要な課題と考えています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
防災訓練への参加世帯の割合	%	なし	60	80	危機管理室
「わがまちハザードマップ」作成地区数	地区	3	52	52	危機管理室
自主防災組織防災訓練開催実績	地区	6(R1)	52	52	危機管理室
地区防災計画整備実績	地区	0	52	52	危機管理室
避難所の施設整備の充実	%	20	100	100	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 自主防災組織への活動支援	<p>大規模な災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から自らの命は自分で守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」に根ざした地域防災力の強化を図るための取組を行います。</p> <p>地域における防災力強化のため、自主防災組織への様々なメニューの提案と、補助・支援を強力に推進します。また、行政区や民生委員等と協力・連携し、要支援者の把握と個別避難計画の作成、支援体制の整備充実に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「わがまちハザードマップ」作成支援 ・地区防災計画作成支援 ・自主防災組織の緊急指定避難場所施設整備及び備蓄物資等購入支援 ・要支援者個別避難計画の策定 ・避難所運営マニュアルによる運営委員会の支援 	危機管理室
2 町民の防災意識高揚のための啓発	<p>総合防災訓練や防災講習会を実施するとともに、わがまちハザードマップ、地区防災計画の手引き等を作成し、各個人が作成に関われる仕組みにすることにより、町民の防災・減災意識の高揚を図り、災害時の備えを促進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練・防災講習会への参加啓発 ・防災意識の高揚啓発 ・非常時携行品の常備啓発・支援 	危機管理室
3 避難所の資機材の整備及び防災拠点施設・敷地整備	<p>避難所での生活を余儀なくされる場合を想定し、短期・長期避難やコロナウイルス感染症等感染症対策を講じた、資機材の整備・充実に努めます。</p> <p>大規模災害発生想定での、備蓄物資の物流拠点や発災後の災害廃棄物の集積場所、仮設住宅用地、自衛隊をはじめとするボランティア等の受け入れ拠点のための施設や、敷地の整備を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の施設整備、資機材充実 ・計画的な物資の備蓄 ・復旧・復興の拠点の施設、敷地整備 	危機管理室

関連する個別計画

和気町地域防災計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>大規模な自然災害を想定し、自主防災組織を中心とした、地域防災力の向上に努めます。町民は、自分の命は自分で守る意識を持ち、各家庭での避難計画を作成するとともに、家庭内の防災対策、食料や避難の際の携行品の備蓄など、事前の備えを行い、自助による防災力の向上に努めます。</p>	<p>町は、町民の生命・財産を守るため地域と協働し、防災連携の強化と、発災後の早期復旧に向け、計画的な整備と効率的な補助等の総合的支援を実施します。</p>

政策
02**穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策1 防犯・交通安全対策の推進****施策目標**

防犯、交通安全対策が地域と共に進められ、犯罪や交通事故に遭う町民が少なく、安心した生活を送るための環境が整っています。

現状と課題

国の犯罪白書によると、全国の警察が認知した刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに減少しています。また、全体の約7割を占める窃盗犯についても同様に減少しているものの、近年、高齢者を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺が急増しており、日々巧妙化する特殊詐欺への対策を講じる必要があります。また、消費者を取り巻く環境も変化してきており、町民がトラブルに巻き込まれることがないように、講習会の開催や相談窓口の対応強化が必要となっています。

地域防犯対策として効果がある、防犯灯の設置及び設置補助について推進していますが、器具の交換やLED化、維持管理に多額の経費が必要となっています。

交通安全対策として、車の安全機能の向上や啓発活動等により、事故件数は減少傾向ではありますが、中山間地域の本町にあっては、自家用車の利便性・機動性から、高齢ドライバーの運転免許証返納が進みにくく、今後、運転操作ミスや認知ミス等による重大事故の発生が懸念されており、総合的な事故防止対策が急務となっています。

防犯・交通安全対策には、警察をはじめとする行政機関と、地元地域と連携することが重要であり、協働して町民の生活不安をなくすために必要な施策を実践し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進する必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
防犯灯設置件数(町設置箇所数)	基	1,340(R1)	1,450	1,500	危機管理室
防犯カメラ設置件数(町設置箇所数)	基	29(R1)	50	70	危機管理室
刑法犯認知件数	件	45(R1)	30	25	危機管理室
交通事故発生件数(人身、死亡)	件	21(R1)	15	15	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 防犯施設の充実	<p>犯罪を抑止する環境整備として、通学路や地域の要望箇所へ計画的な防犯灯・防犯カメラの設置を推進します。特に通学路等へ優先的な設置を継続します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な防犯灯設置 地域における防犯灯設置補助の維持 計画的な防犯カメラの設置 	危機管理室
2 消費者の生活を守る	<p>住民（特に高齢者）を対象とした、防犯対策の講習会を開催するなど、防犯意識高揚に努めます。</p> <p>また、同様に消費生活トラブルに巻き込まれないためのアドバイスなどの講習会の実施や、啓発活動を強化し、意識高揚に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯対策講習会の開催 消費生活講習会の開催 相談窓口の充実強化 	危機管理室
3 交通安全の推進	<p>交通安全施設の計画的な設置、更新を行います。また、交通安全意識の高揚に努める講習会を開催します。特に高齢ドライバーへの免許証返納の働きかけと、事故被害者とならないための行動についての啓発活動を推進します。市街地、集落の水路へは転落防止のため防護柵の設置を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> カーブミラーやガードレール・パイプ等の計画的な整備、更新 高齢ドライバーの免許証返納促進 夜光反射材等着用促進 	危機管理室

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>防犯対策については家族内での自宅訪問者への対応や、電話対応等についてのルール決めを行います。交通安全については、道路交通法の遵守と、適切な時期の免許証返納を行います。</p>	<p>通学路をはじめとする、必要場所へ防犯灯や防犯カメラを計画的に設置します。</p> <p>町民の生活不安解消につながる情報提供や、各種講習会の開催等を行うとともに、相談窓口としての充実強化を図ります。</p>

政策
02**穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策2 暮らしを守る消費者保護対策の充実****施策目標**

振り込め詐欺等の特殊詐欺をはじめとした様々な消費者問題について、啓発活動や適切な相談窓口対応ができています。

現状と課題

消費者を取り巻く環境は、高齢化やグローバル化、情報化などの進展により急速に変化しています。特殊詐欺と呼ばれる詐欺行為も巧妙になっており、最新の手口を把握することが困難となっています。特に高齢者を対象とした特殊詐欺に加え、インターネット関連被害ではワンクリック詐欺、オンラインゲームによる高額請求、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じた対人関係トラブル等、子どもや若者を取り巻く社会環境は非常に深刻です。

また、世代に関係なくインターネット等を利用した通信販売の普及をはじめ、商品や販売の形態も多様化してきているとともに、食品の偽装表示やクレジット被害、多重債務被害など消費者被害が多発しており、被害にあわないための知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報の提供が急務になっています。

町民がこうしたトラブルに巻き込まれることがないように、最新の状況の広報や、防犯機能付き電話の購入補助等、町民のニーズと合致する施策を講じるとともに、変化する騙しの手口に出来る限り対応した講習会の開催、相談窓口の対応強化が求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
防犯機能付き電話購入補助数	台	14(R2.9)	50	80	危機管理室
消費に関わる出前講座の開催数	回	1	5	5	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 町民を詐欺等から守る	町民を、詐欺等から守るため、防犯機能付き電話の購入補助を継続するとともに、関係機関や地域等と連携し、見守り体制の充実を図ります。 <具体的事業> ・防犯機能付き電話購入補助の継続	危機管理室
2 消費者知識の普及啓発	消費者への知識の普及啓発のため、出前講座等による消費者教育や広報・告知放送等による情報提供を行います。 <具体的事業> ・出前講座等による消費者教育の推進 ・詐欺等の広報啓発	危機管理室
3 消費生活相談の充実	消費生活相談の充実を図るため、消費生活に関する情報を収集し、高度専門化する消費者トラブルの相談にも対応できる相談窓口の強化充実に努めます。 また、デジタルやインターネットの活用、県や近隣自治体と連携した、様々な対応方法について検討を進めます。 <具体的事業> ・相談体制の強化	危機管理室

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
振り込め詐欺等の防止対策として、家族や親族等で、電話対応についてのルールを決める等の予防策を講じます。 不安がある場合は、身近な信頼できる人や消費生活センターをはじめとする行政機関へ直ちに相談します。	町民の不安を解消するための、情報提供や啓発活動を行います。 関係機関や地域と連携して、見守りや相談対応など、町民が安心して生活出来る体制を整えます。

政策
02**穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策3 暮らしの安全を支える消防・救急体制の充実****施策目標**

常備消防や地元消防団との強い連携体制が構築されるとともに、地域の防火対策や救急搬送体制が強化充実し、日常生活における身近な安心や安全が確保されています。

現状と課題

常備消防の東備消防組合では、平成30(2018)年度から北部出張所へ救急隊を1隊増隊し、和気北部地域の常備体制を充実・強化したところですが、地域の消防体制の根幹を担う消防団では、人員確保に苦慮しており、勧誘活動の強化や分団・部の統廃合や元消防団員等を対象とした、機能別団員制度の創設も視野に検討が必要となっています。

また、近年農作業の一環として、野焼きやたき火を行う際に、誤って付近の山林へ延焼するケースが散見されます。屋間の消防団員等、消火要員の確保が困難な際や気象条件によっては、致命的な大規模林野火災を誘発する恐れがあり、野焼きやたき火に対する地域ぐるみ、町ぐるみでの注意喚起が必要です。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
消防団員数(条例定数700人)	人	656	700	700	危機管理室
火災発生件数	件	3(R1)	0	0	危機管理室
防災士資格取得者(累計)	人	26(R1)	50	75	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 常備消防の充実強化	東備消防組合の運営支援を行うとともに、連携強化を図り、安心・安全の継続を担保していきます。 <具体的事業> ・ 職員の資質向上研修の支援	危機管理室
2 非常備消防の充実	消防団の人員確保について、積極的な勧誘と啓発活動により、現状維持を目指します。また、東備消防組合と定期的に合同訓練を行うなど、連携を密にして防災体制の強化を図ります。 <具体的事業> ・ 消防団員の確保・維持 ・ 計画的な車両・資機材の更新	危機管理室
3 防災士の資格取得補助	火災や災害時に、専門的知識等を有する防災士について、消防団員や、自主防災組織の推薦により、資格の取得補助の継続と、取得者増加に努めます。 <具体的事業> ・ 防災士資格取得補助	危機管理室
4 AED の設置や救命法の普及	AED については公共施設や、常備消防施設からの遠隔地（室原、北山方）への設置・救急協力員の配置は完了していますが、更なる充実を図ります。また、救急救命法の受講を促し、普及に努めます。 <具体的事業> ・ AED の増設及び救急協力員の配置	危機管理室

関連する個別計画

和気町消防施設整備5カ年計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
和気町内の在住・在勤者（若者世代）は、積極的に消防団に入団します。要支援者は個別計画策定に協力し、支援者も理解を深めます。 野焼き、たき火はルールを守って行います。また、実施の際は消防署へ届け出を怠りません。	常備・非常備消防への支援を強化し、住民の安心・安全の生活を守ります。

政策
02**穏やかな暮らしを守る安全・
安心な生活環境を整える****施策4 ため池・急傾斜地崩壊対策の推進****施策目標**

ため池や急傾斜地崩壊対策等、大雨等の際に町で起こりうる災害に対して、計画的に防災対策が進み、安全で安心できるまちがつけられています。

現状と課題

ため池は農業かんがい用水、また下流の洪水緩和や土砂の流出防止、非常時における防火用水、そして動植物などの生態系の保全、地域の憩いの場として重要な役割を果たしています。しかしながら、本町の多くのため池は、老朽化が進んでおり、耐震性を明確にしたうえで大雨や地震に対する適切な対策を検討する必要があります。ため池が決壊した場合、一瞬にして町民の生命、財産を奪う危険性があるため、下流に民家、公共施設等があり貯水量が多いため池（防災重点ため池）から優先的に改修工事を進めていく必要があります。改修工事については良質土（銅土）を採取する土取場の確保と工事で発生した建設残土置場の確保が課題となっています。

急傾斜地対策については、本来、山林は山崩れ等の山地災害を抑止し、水源かん養（保水）の役割を担うものですが、近年は山林所有者が不明の場合や、山林まで手入れが行き届かない等の事情により荒廃が進んでおり、洪水や土砂災害を誘発することが懸念されています。山地災害を抑止するための保育や間伐を促進し山林機能を保全するとともに、適切な施設整備が求められています。また、斜面崩壊や地すべりが発生するおそれがある地域には、崩落防止や侵食防止等の対策を行い、生活環境を守る取組が求められています。

長年の大雨や台風により、河川に流出した土砂の堆積が進み、河川の流れが阻害されることにより発生する河川災害を未然に防止するため、国土交通省、岡山県及び本町がそれぞれの河川管理区分において浚渫工事を実施しています。浚渫工事において大量に発生する浚渫土の置き場所の確保が課題となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
ため池改修工事	カ所	1 (R1)	3	5	都市建設課
治山えん堤の設置（県営事業）	カ所	0	1	2	都市建設課
急傾斜地崩壊対策工事（県営事業）	カ所	1	2	2	都市建設課
河川浚渫工事	河川数	5	4	4	都市建設課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 ため池の整備	<p>大雨、地震等による災害を未然に防ぐため、ボーリング等による耐震調査及び計画を実施し、貯水量が多いため池（防災重点ため池）から優先的に整備を進めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備事業 小規模ため池補強事業 融資事業 	都市建設課
2 治山えん堤の設置	<p>山地災害を防止し、山林機能を保全するため、荒廃した溪流へ治山えん堤を設置します。また、治山えん堤から下流への排水路整備（流末処理）を単町事業で実施することにより大雨による災害を未然に防ぎます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 予防治山事業 林地崩壊防止事業 排水路整備事業(単町) 	都市建設課
3 急傾斜地の対策	<p>山林の斜面崩壊や地すべりなど土砂等の崩落による人家等への被害を防ぐため、法枠工や法面保護工などを実施し、また、崩落を直接抑止すること（工法）が困難な場合は斜面下部へ崩壊土砂を受け止めることができる擁壁を設置します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊対策事業 	都市建設課
4 河川浚渫工事の実施	<p>大雨や台風による河川の越水、逆流等の氾濫を防ぐため、堆積土砂や樹木の浚渫工事により低下している河川の流下能力を回復させます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急浚渫推進事業 単町土木事業 	都市建設課

関連する個別計画

農業農村整備事業管理計画、河川整備計画、緊急浚渫推進事業計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
岡山アダプト推進事業等による町民による河川の環境整備作業に積極的に参加します。	治山えん堤や河川浚渫は町民の安全安心に直結する事業のため、早急な事業着工、完了に努めます。

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

施策1 多様な生物を育む自然環境の保全

施策目標

地域ぐるみで水環境及び里山を保全・管理することで、美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな自然環境が守られています。

現状と課題

本町は、岡山県三大河川の一つである吉井川が流れ、また、県立自然公園（吉井川中流域自然公園）として一部が指定されており、それらの美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな環境を将来まで維持できるよう取り組む必要があります。

河川等の水は、飲料水等として利用されるだけでなく、人々の生活に潤いとやすらぎを与えるとともに、観光、文化、交通、漁業など様々な経済活動を支えています。

また、森林や緑地、農地は、雨水の浸透や生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収源など多面的な機能を持っています。しかし、美しい里山に囲まれている本町においては、高齢化や農業離れが進行し、その管理者や担い手が減少したことで、管理者不在林や荒廃農地等が増加し、景観を損なう恐れがあるため、農林業における後継者や団体の確保育成を図り、耕作放棄地の減少、拡大防止に努める必要があります。

かつての農村生活から都市化された生活への移行に伴い、自然環境とふれあう機会が減少し、自然環境への関心が薄まりつつあることから、吉井川や自然保護センターなど地域の資源を活用し、水辺の楽校など自然とふれあう機会を創出することで、町民一人ひとりの自然環境への関心を高める必要があります。

豊かな自然環境と町民の生活環境を守るため、廃棄物の不法焼却（野焼き）に対する巡回指導の実施や、公害を発生させる恐れのある事業所と所在地区との公害防止協定の締結を推進する必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名		単位	現状値	目標値		担当課
			令和2年	令和7年	令和12年	
町内河川のBOD数値	吉井川	mg/L	0.9(H30)	≦3.0	≦3.0	住民課 生活環境課
	金剛川		0.7(H30)	≦2.0	≦2.0	
	初瀬川		0.7(R1)	≦2.0	≦2.0	
廃棄物の不法焼却（野焼き）及び典型7公害苦情件数		件	2	0	0	住民課 生活環境課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 自然環境の保全と活用	<p>農地及び山林の荒廃による景観悪化を防止するため、適正に管理する必要があります。「森林環境譲与税」や「岡山県就農促進トータルサポート事業」等を活用しながら担い手や管理者を育成することで荒廃を防ぎ、自然環境を保ちます。</p> <p>また、生態系への影響の少ない自然環境に配慮した農業の推進を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理制度 ・ 新規就農者の確保・育成 ・ エコファーマーの育成 	産業振興課 住民課 都市建設課
2 自然に愛着のある住民の育成	<p>岡山県自然保護センターと連携しながら、「自然観察会」の実施を行い、町の行事でもある「水辺の楽校」など自然とのふれあいの場を提供します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺の楽校 	産業振興課 都市建設課 住民課
3 公害発生の未然防止	<p>公害等により町民の生活環境が害されることを防ぐため、不法焼却に対する巡回指導や公害が発生する恐れのある事業所と地元区との公害防止協定の締結の推進を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法焼却の巡回指導 ・ 公害防止協定の締結の推進 	住民課 生活環境課

関連する個別計画

和気町森林整備計画、新規就農者等確保計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>県や町から提供される自然とのふれあいの場に積極的に参加し、自然環境への関心を高めることで、河川や農地、山林の荒廃を防ぎ、豊かな自然環境を将来へ継承します。また、事業所と地域が一体となって公害の発生防止に努め、地域の自然環境を守ります。</p>	<p>山林や農地の管理について、補助事業等を活用しながら、適正な管理を促すとともに、きれいな空気や水とのふれあいの場の提供を地域と協働で開催します。</p> <p>公害防止協定の締結により公害のない町づくりを推進します。</p>

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

施策2 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用

施策目標

町民一人ひとりの地球温暖化対策への理解が進み、家庭や職場で温室効果ガス排出量ゼロに向けた取組が進められています。

現状と課題

温室効果ガス（CO2）の影響による地球温暖化が進行し、それに伴う気候変動など自然環境へ及ぼす影響へのリスクが高まっています。国においても省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、平成30（2018）年には、「第5次エネルギー基本計画」により、令和12（2030）年のエネルギーミックスの実現に向けた再生エネルギーによる自給率の向上や、原子力発電への依存度の低減等の取組が示されています。

また、我が国の目標として令和2（2020）年に宣言された、令和32（2050）年までに温室効果ガス（CO2）排出量を実質ゼロとすることに向け、本町としても「2050年温室効果ガス（CO2）排出量実質ゼロ」を宣言し、和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に努めていく必要があります。

クールビズやウォームビズの促進、温暖化対策となる様々な「賢い選択（COOL CHOICE）」等の啓発活動の実施や自然と共生した再生可能エネルギーの導入について検討し、あわせて公共施設においても再生可能エネルギーの利活用の検討や省エネ化及び節エネの徹底を図り、官民一体となって環境にやさしいまちづくりの形成を進めていきます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
公共施設における温室効果ガス（CO2）排出量	t	3,908 (H31)	3,517	3,165	住民課 生活環境課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 温室効果ガスの削減	<p>和気町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>また、温室効果ガスの削減に向け、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入について検討します。事業所では、クールビズやウォームビズの促進、省エネ機器の導入などを中心に実施し、家庭では、夏場の日照から室内を保護し、温室効果ガスを吸収する植物による緑のカーテン事業に参加するなど、環境にやさしい取組の啓発・活動に取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画の推進 緑のカーテン事業 	住民課 生活環境課 産業振興課
2 家庭への省エネ設備の普及	<p>個人が家庭で使用する省エネ設備について普及啓発を行い、家庭でのエネルギー消費による温室効果ガスの排出の抑制を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭への省エネ設備の普及啓発 	住民課 生活環境課
3 公共施設の省エネ化	<p>太陽光やバイオマスエネルギーなどをはじめとする再生可能エネルギーの公共施設での利用について検討を行い、あわせてエネルギー効率の高い設備の導入を積極的に行うなど、公共施設及び事業活動でのエネルギー消費による温室効果ガスの排出の抑制を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入の検討 公共施設の省エネ設備の導入促進 	住民課 生活環境課 産業振興課

関連する個別計画

和気町地球温暖化対策実行計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>環境問題に対する意識を向上させます。地球温暖化対策のため、緑のカーテン事業や省エネ、温室効果ガス低排出機器の導入など環境に優しい取組を実践します。</p>	<p>「2050年温室効果ガス(CO2)排出量実質ゼロ」に向け、計画に基づく温室効果ガスの削減を町民と共に進めます。</p>

政策 03

地球に配慮した環境に やさしいまちを創る

施策3 ごみの減量と資源化の推進

施策目標

町民や事業者等の環境意識が高まり、ごみの適正な排出と減量化が進むとともに、資源の有効活用ができています。

現状と課題

持続可能な循環型社会を構築するために4R（Refuse:不要なものを断る。Reduce:ごみの排出を減らす。Reuse:繰り返し使う。Recycle:資源として再利用する。）推進活動など、ごみの減量化の推進、分別排出の徹底を図ってきました。さらに、リサイクル率向上のために生ごみの分別収集、堆肥化の事業を平成26（2014）年度から開始するなどしてきました。

消費活動が活発であるため、ごみ量は近年増加しています。分別によるリサイクルの推進、環境に優しい消費者の啓発を行うなど、更なるごみ減量化の取組を行うことが課題となっています。

ごみ減量化の取組については、現状のごみ分別区分を維持しながら、資源循環の重要性を啓発し、補助金等を活用して地域団体の育成を図り、リサイクル率の向上を図ります。

ごみ処理施設やし尿処理施設等は、適正な維持管理を行うことで長期にわたって利用することが可能となります。定期的に点検等を実施し、異常箇所の早期発見と定期補修により維持できるようにする必要があります。

環境美化の推進では、ポイ捨てや不法投棄の対策が景観維持の視点からも重要となっています。

不法投棄等がもたらす環境への影響は小さくなく、内容が処理困難であり規模が大きくなるにつれ地域環境への影響があるほか、住環境への影響も大きいものとなります。不法投棄については、平成28（2016）年度の9件をピークに減少し、近年では1～2件の推移となっています。これは、監視カメラの設置や区長や環境衛生指導員、町民の協力による結果と推察されます。

引き続き、監視活動を行うとともに、投棄されたものは一斉清掃などにより撤去することで地域環境の美化を行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
町民1人あたりのごみ排出量	g/日	776(R1)	760	750	生活環境課
リサイクル率	%	16.0(R1)	21.5	27.0	生活環境課
大規模不法投棄力所数（粗大・産廃）	力所	1	0	0	生活環境課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 分別回収・再資源化の推進	<p>ごみの減量化のために生ごみ・剪定枝を分別回収し、たい肥化した上で配布・販売します。</p> <p>リサイクルの推進のために古紙類・プラスチック製品等の分別回収・資源化を推進します。</p> <p>子供会など資源回収団体の育成を行い、再資源化推進のため回収した重量により補助金を交付します。</p> <p>石油代替燃料などにリサイクルするため、容器包装プラスチックだけでなく製品プラスチックの回収を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみたい肥化事業 ・資源回収推進団体補助金 ・プラスチック製品回収事業 	生活環境課 住民課
2 不法投棄やポイ捨ての防止	<p>不法投棄の早期発見による被害の最小化を図り、快適で清潔な生活環境を維持するために監視カメラの設置や、環境衛生指導委員による環境パトロールを行うとともに、町ぐるみの一斉清掃活動などを実施します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ設置事業(移動型) ・環境パトロール(年1回) ・地区一斉清掃(年2回) 	生活環境課 住民課

関連する個別計画

和気町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）、和気町分別収集計画、和気町災害廃棄物処理計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>ごみの減量化・分別収集に協力します。</p> <p>子供会等の地域団体は、資源回収を行いごみ減量化と再資源化に協力します。</p> <p>不法投棄やポイ捨てをせず、一斉清掃へ参加し、地域内美化に努めます。</p>	<p>ごみ減量化のため分別収集を行い、再資源化の事業を推進します。資源回収団体推進補助金を交付することで資源回収を実施する地域団体を育成し、リサイクル活動を後押しします。</p>

基本目標 2

変化の時代を生き抜く力を育み、 共に学び続けるまち

【教育・文化】

政策
01 子どもたちが、自らの将来の目標を
持ち、その実現に必要な知識や経験
を得られるようにする

- 【総合戦略】 施策1. 学校教育の充実、郷土愛の醸成 …………… 96
【総合戦略】 施策2. 次世代を見据えた教育環境の充実 …………… 98

政策
02 だれもがいつでも人とつながり、
生涯学習やスポーツを楽しむこと
ができるようにする

- 【総合戦略】 施策1. 生涯学習活動の推進…………… 100
【総合戦略】 施策2. スポーツの振興 …………… 102

政策
03 歴史的文化資源や文化を活かし
た品格（魅力）あるまちを創る

- 【総合戦略】 施策1. 歴史的文化資源の保存・活用 …………… 104

政策
01**子どもたちが、自らの将来の目標を
持ち、その実現に必要な知識や経験
を得られるようにする****施策1 学校教育の充実、郷土愛の醸成****施策目標**

和気町の子どもたちは他者と直接・間接的に関わりながら、自らの適性に気づき、能力を伸ばすとともに、郷土に誇りを持ち、様々な手段で地域の魅力を発信したり、他地域と交流したりする力を兼ね備えるなど、知・徳・体がバランスよく育まれています。

現状と課題

児童生徒数の減少等により、人間関係が固定化されやすいことを踏まえ、縦割り班活動や児童生徒会活動による、自他の理解やコミュニケーション能力等、ソーシャルスキルを身につけるための活動を行っています。

GIGA スクール構想の実現に向けては、小中学校では、ICT を効果的に活用した授業やタブレット端末を活用した個別のドリル学習による基礎学力の向上に努めています。また、様々な要因で長期欠席や不登校となっている児童生徒に対して、学校・社会との「つながり」を維持できるよう、別室等での学習といった、多様な関わり方での支援を行っています。

さらに、キャリア教育（職場体験学習等）については、これまで推進してきた中学校での取組に加え、小学校段階から将来を見据えた「夢を育む教育」「目標達成に向かう意欲の醸成」に努めています。地域人材（外部講師等）から学ぶ機会の拡充については、各中学校区への地域学校協働本部の設置により、教科の学習や特別活動、社会科等での地域人材、地域教材を活用した体験的な学習が充実してきており、地域の資産にふれながら、自らの生き方や在り方を考える機会が増えています。

こうした現状に対し、異年齢集団、他校（異校種）等との直接的またはICT等による遠隔での交流促進が必要となっているほか、更なる児童生徒数の減少に対し、適正規模での学校運営に向けた組織の見直しも検討していかなければなりません。また、Society5.0時代に対応したICT活用指導力等、教員の資質向上に向けた研修等の充実や多様な価値観や課題を持つ児童生徒に対する多様な学びの機会の提供、都市部からの移住者等地域人材の活用も必要となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたかったりしてみたい」と回答した小6及び中3の割合	% (小6) (中3)	46.5 54.5	50.0 60.0	55.0 65.0	学校教育課
「将来の夢や目標を持っている」と回答した小6及び中3の割合	% (小6) (中3)	75.8 68.3	78.0 70.0	80.0 73.0	学校教育課
「自分にはよいところがある」と回答した小6及び中3の割合	% (小6) (中3)	75.8 82.2	78.0 84.0	80.0 85.0	学校教育課
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した小6及び中3の割合	% (小6) (中3)	45.5 53.5	50.0 55.0	55.0 60.0	学校教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 互いに切磋琢磨する環境づくり	<p>オーストラリアの学校との英語による遠隔交流や、ICTを活用した町内外他校との遠隔交流等に取り組むことで、児童生徒数の減少による集団学習経験の機会損失と人間関係の固定化を打破していきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの学校との英語による遠隔交流 ICTを活用した町内他校との遠隔交流 各校園における地域人材の有効活用 適正規模での学校運営に向けた組織見直しの研究(義務教育学校を含む小中一貫教育校等) 	学校教育課
2 現代の教育課題解決に向けた学校教育の在り方	<p>ICT活用指導力向上研修や学校不適應児童生徒等への多様な学びの機会の提供に向けた研究を行うことで、ICTを活用した教育、論理的思考力を養う教育、多様性を尊重した教育等への町民ニーズに応えていきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ICT活用指導力向上研修 学校不適應児童生徒等への多様な学びの機会の提供に向けた研究 	学校教育課
3 郷土愛の醸成	<p>「地域に開かれた学校」の実現に向け、学校と地域とが積極的に情報を共有するとともに、地域に暮らす多様な職業人に触れる機会の確保や地域人材を活用した教育活動の展開等により、児童生徒の地域への関心を高め、郷土愛の醸成を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校のコミュニティ・スクール化に向けた研究 「学校教育における実社会と関連付けた学び」の充実に向けた研究 	学校教育課 社会教育課

関連する個別計画

和気町教育大綱、ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>地域学校協働本部事業等、地域住民が体系的かつ網羅的に学校の活動を支援することで、家庭・地域・学校の連携を促進します。</p>	<p>地域住民が主体となった体系的かつ網羅的な学校支援活動が円滑に実施できるよう、財政面で支援するとともに、内容の充実を図っていきます。</p>

政策
01**子どもたちが、自らの将来の目標を
持ち、その実現に必要な知識や経験
を得られるようにする****施策2 次世代を見据えた教育環境の充実****施策目標**

すべての子どもたちが安心・安全に過ごせる環境が整い、質の高い教育環境づくりのための人的支援により、情報化・国際化に対応した教育が進められています。

現状と課題

教育委員会がこれまでに行った学校園、社会教育施設的环境整備及び人的配置は次のとおりです。

まず、教育関係施設の整備状況についてですが、学校園の長寿命化については、施設の劣化状況調査を実施し、中長期的な財政負担の軽減を図るため、改築・大規模改造等の措置を勘案した計画を令和2（2020）年度に策定しました。学校園の災害対策については、町内すべての学校の耐震化工事を平成22（2010）年度末に行いました。また、熱中症対策については、すでに園内すべての教室及び小中学校の普通教室へのエアコンは設置済みでしたが、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、小中学校の特別教室にもエアコンの整備を進めています。

次に、教育・保育の質の向上についてですが、教育の情報化対策として、すでに、GIGA スクール構想の実現に向けた一人1台のタブレット端末及び高速インターネット環境が整備されており、学校の臨時休業等に備えたオンライン授業の実施環境も整っています。人的支援では、5小中学校に計17名のスクールサポーターを配置し、個に応じた支援体制を確立しています。また、5小中学校にALTを単独配置するとともに、3にこにこ園に1名のALTを配置し、幼少期から英語に触れる環境を整えています。国や県の学級編制基準を下回る学級編制の弾力化として、町独自に教員を加配し、35人以下学級（小学1、2年生は30人学級）を実現しています。

最後に、教職員の就労環境ですが、教職員の業務の効率化に向け、校務支援システムやグループウェアによる情報共有を行っています。また、5小中学校に教師業務アシスタントを配置し、教員の事務業務の負担軽減を図っています。各学校で働き方改革の取組を行っていますが、教職員の時間外業務が常態化しており、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、消毒や検温等、増えた業務もあります。

こうした現状に対し、社会の潮流及び和気町総合計画ワークショップに参加した各年代の意見や、和気町立学校教職員アンケートからは、Society5.0時代及びSDGsの考え方に対応した多様な学び及び交流の場（大学の誘致、交流・スポーツ施設の充実等）づくり、施設の老朽化及び災害対策や、教職員の働き方改革の一層の推進といった課題が見られます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課	
		令和2年	令和7年	令和12年		
教職員の月当たり時間外業務の状況（6、7月）	時間/月	小学校	63.4	40.0	35.0	学校教育課
		中学校	68.3	44.0	40.0	

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 教育関係施設の整備、充実による利用者の安心・安全の確保	<p>学校園に通うすべての子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりを目指します。また、社会教育施設利用者がより快適・安全に利用できる環境づくりを目指します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校園の老朽化対策(長寿命化等) 学校園のインクルーシブ教育対策 社会教育施設の老朽化対策 	<p>教育総務課 学校教育課 社会教育課</p>
2 園児児童生徒及び社会教育施設利用者に提供する教育・保育の質の向上	<p>教育の情報化及び国際化の進展に伴う教育の質的転換に向けた学校園の物的・人的環境を整備し、質の高い教育環境づくりを目指します。また、町民への生涯学習情報の提供体制づくりを進めていきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の情報化(高速ネットワーク環境の維持) ALTの配置 教育支援員(スクールサポーター)の配置 町独自の学級編制の弾力化 生涯学習情報の提供体制づくり 	<p>教育総務課 学校教育課 社会教育課</p>
3 教職員の就労環境の改善	<p>教職員の時間外業務の縮減に向け、現在、学校が担っている業務を学校(教職員)がすべきこと、家庭・地域が役割分担すること等に整理したり、教職員の事務業務を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を増やすための物的・人的環境を整備したりすること等、学校現場の働き方改革の取組を進めていくとともに、保護者、地域に対する理解促進に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した業務の効率化の推進 教師業務アシスタントの配置 地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制づくり 学校徴収金の公会計化に向けた取組 	<p>教育総務課 学校教育課 社会教育課</p>

関連する個別計画

和気町学校施設長寿命化計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>行政が提供した生涯学習情報に基づく町民の生涯学習を活性化させるとともに、社会体育関係団体と連携した部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制づくり及び継続的な活動の実施を目指します。</p>	<p>現在、学校が担っている業務の家庭・地域への一部移行等、学校現場の働き方改革の取組推進に向けた、保護者、地域への理解促進に努めます。</p>

政策
02**だれもがいつでも人とつながり、
生涯学習やスポーツを楽しむこと
ができるようにする****施策1 生涯学習活動の推進****施策目標**

若い世代から高齢者まで、だれもが自由な意思に基づき生涯を通じて学びを楽しみ、充実した暮らしが営まれています。

現状と課題

科学技術の進歩やグローバル化などの社会の変化により、現在「持続可能な開発のための教育」(ESD)が提唱され推進されています。ESDでは、環境・貧困・人権・平和・開発といった課題を、自分自身の問題として捉え、実践していく人材を育む必要があります。今後はESD教育の上でSDGsを実現する必要があります。

現在、和気町子ども応援事業を展開し、地域の教育力を活かしながら「生きる力」を育むことに取り組んでいます。今後は、高齢者や移住者を中心に知識と技能を持った方を活かしつつ、未来の和気町の姿を見据えて、SDGsを軸にした実践が求められます。また、和気町では英語を軸に公営塾事業やオンライン英会話事業を展開しています。英語だけではなく、SDGsを目指す手段として力点を置きながら進めています。しかしながら導入からまだ日が浅く、体制面や内容の充実が課題となっています。

さらに、県立和気開谷高等学校の魅力化についてサポートを始めました。県内でも数少ない中山間地域にある高校で、人口減少の影響を強く受けている状況にあります。定員数確保のための県外募集や「開谷学」への参画など、高校との連携を深めています。更なる体制の充実が望まれます。また、生涯学習の一環に位置づけることも考慮する必要があります。そのために、青少年健全育成も視野に入れて、地域全体で若者の育てる意識の醸成も重要となります。

次に、生涯学習施設は、いずれも建物の老朽化が課題となっており、長寿命化を図る必要があります。その際、上記の課題解決のために、図書館・社会教育施設における空間の有効活用も課題となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
社会教育施設利用者実績(中公・サエスタ)	人	31,753	35,000	37,000	社会教育課
図書館の貸出冊数	冊	84,000	89,000	92,000	社会教育課
公営塾の利用実績(利用者/対象者)	%	25	30	35	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 生涯学習施設の基盤整備	だれでも気軽に利用できるように生涯学習施設（体育館・学び館「サエスタ」・図書館・公民館）の環境を整え、最新の生涯学習情報を提供します。 <具体的事業> ・ 生涯学習施設の改修・整備及び充実 ・ 学習活動を促進するためのサービスの改善	社会教育課
2 生涯学習の体制構築	地域教育力の向上と増加する高齢者の参画を目指し、学びを求めるすべての町民が、学びたい内容を学びたい方法で学びたい場所で学べるよう、生涯学習情報を収集し、生涯学習施設において、各世代に応じた生涯学習や課題に応じた学習機会を提供します。 <具体的事業> ・ 多様な学習機会の提案 ・ 図書館における読書支援体制の構築	社会教育課
3 地域教育力の向上及び充実	子どもたちの生きる力を育むために、高齢者や移住者等を中心に町民の豊富な経験と知識を活用し、学校教育と社会教育が一体となり、子どもたちの学びを支えます。 <具体的事業> ・ 和気町子ども応援事業の充実 ・ 地域学校協働本部事業	社会教育課
4 公営塾・オンライン英会話事業の充実	英語力の向上だけでなく、SDGsの視点を取り入れた、まちづくりの人材を育成するよう配慮しながら、学校外の児童・生徒の生涯学習の場を確保するために、公営塾及びオンライン英会話を拡充します。 <具体的事業> ・ 公営塾事業 ・ オンライン英会話事業	社会教育課
5 和気開谷高校魅力化事業の推進	和気開谷高校の魅力化を図るため、県外からの入学及び下宿のサポートや「開谷学」に対する人材派遣などの支援を行います。 <具体的事業> ・ 和気開谷高校魅力化事業	社会教育課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
自分のライフスタイルや課題に応じた学習機会やスポーツ活動に自主的に参加します。 各種活動のボランティア意識や指導者としての知識及び能力を向上します。	町民のライフスタイルや課題に応じた学習機会（各種講座や講演会など）を、関係機関や関係部署等と連携しながら、地域の教育力を活かして創出します。

政策
02**だれもがいつでも人とつながり、
生涯学習やスポーツを楽しむこと
ができるようにする****施策2 スポーツの振興****施策目標**

老若男女共にだれもが、気軽にスポーツに親しみ、かつ様々な人と交流を深めて、心身ともに充実して健康に暮らしています。

現状と課題

現在、関係団体と連携しながら、若い世代から高齢者まで町民一人ひとりの体力や年齢、技能、興味、目的に応じて運動・スポーツに親しめるよう働きかけていますが、今後は、さらに高齢化が進むことが予想され、それに伴い健康寿命の延伸が課題となっています。

そのため、高齢者を対象として、健康の保持・増進と体力向上のために、いつからでも参加できるプログラムと場の提供を行うことや、スポーツを通じた交流や親睦を図るため、各種スポーツやレクリエーションの集いや講習会などを開催するなど、ライフステージに合わせた参加機会の拡充も重要となります。

拡充を目指す一環として、地域における住民参加の場を提供する団体である総合型地域スポーツクラブとの連携を深めてきました。総合型スポーツクラブは、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持っていますが、町民の高齢化に対応した参加機会の拡充という観点から、今後はこれまでに重要となってきます。それに対応する組織としての充実が課題であり、町としてサポートしていくことが必要です。

また、従来から学校教育の一環として行われ、日本のスポーツ振興を支えてきた運動部活動ですが、近年の少子化に伴い、部活動の存続そのものが難しくなり、廃部・休部を余儀なくされるケースも増えてきている現状があります。総合型地域スポーツクラブはその受け皿としても期待されており、クラブへの参加促進を図ることや、自立運営に向けて協力体制を構築することで、官民一体となってスポーツ行政の推進を図っていくことが今後の課題となっています。

以上のことを踏まえて、スポーツ環境の充実がますます重要となります。町体育館にとどまらず、和気鶴飼谷温泉や交通公園などの町内の様々な施設や、サイクリングやランニングのモデルコース設定など、町民のニーズにあったスポーツ空間を創出していくことが必要です。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
体育館利用者実績	人	42,786	45,000	47,000	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 生涯スポーツの拡充	<p>増加が予想される高齢者の活動に重点を置きながら、ライフステージや能力にあった生涯スポーツの機会を提供します。</p> <p>スポーツ関係団体の育成や総合型地域スポーツクラブと連携を図り、地域の実情や町民のニーズに対応できる指導者の養成や確保を進めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康・体力作りの充実 生涯スポーツ指導者の育成と活用 	社会教育課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>自分のライフスタイルに応じたスポーツ活動に自主的に参加します。</p> <p>指導者としての知識及び能力を向上します。</p>	<p>町民のライフスタイルに応じた運動機会（各種大会や講習会など）を、関係団体と連携しながら創出します。</p>

政策
03**歴史的文化資源や文化を活かした品格（魅力）あるまちを創る****施策1 歴史的文化資源の保存・活用****施策目標**

気軽に芸術文化活動に参加できる環境が整い、人々は「豊かな心」を育み、新たな関係性や互いに認め合う多様な価値観を共有しています。また、歴史や文化を次世代へと継承し、地域・郷土に愛着する心が養われています。

現状と課題

公民館の自主講座や学び館「サエスタ」の大ホールを会場とした自主事業において、芸術文化に触れる機会の充実を図っています。また、文化協会と共催の文化祭では芸術文化活動を発表する場を提供しています。

近年は、参加者の高齢化や人口減少、さらには多様なライフスタイルのあり方により、担い手の減少が課題となっています。社会教育施設を軸に、様々な機会を通して芸術文化に触れる機会を創出し、更なる環境づくりが必要になっています。

本町は多様な歴史文化を持っており、遺跡や文化財も多数現存しています。また、和気清麻呂をはじめ津田永忠など歴史上の人物とも深い関わりがあります。とくに和気清麻呂・広虫については平成30年度より顕彰事業を進めています。

近年は、人々のライフスタイルや価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさのみならず、心の豊かさが求められ、歴史や文化に対する関心が高まっています。和気清麻呂の顕彰事業では、清麻呂を核としたまちづくりも期待されます。また、本町は移住施策を推進しており、まちづくりの観点からは、新しく町民になった方に効果的に伝えていくことが課題となります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
自主事業（ホール系）参加者実績	人	1,354	1,750	2,000	社会教育課
文化祭参加者実績	人	1,035	1,100	1,200	社会教育課
歴史民俗資料館利用者数	人	3,638	4,500	5,000	社会教育課
文化講演会等利用実績	人	0	150	300	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 多様な鑑賞・体験の機会拡充	<p>ライフステージやライフスタイルに応じて、多くの人が鑑賞や創作活動に親しめる環境が求められていることから、町民のニーズに応じ、様々な分野の公演を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。</p> <p>加えて、学校や地域への積極的なアウトリーチ活動を展開し、様々な町民が身近に文化芸術に触れる機会を増やします。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な自主事業の提案 気軽に文化芸術に出会う機会の拡充 	社会教育課
2 町民の創作・発表の機会充実	<p>文化芸術が個人の活動にとどまらず、多様なつながりや関係を生み出すことで社会全体が活性化します。そこで、町民が主体的に文化芸術に取り組む新たな活動の場を創出するために、町民主体の文化芸術活動支援や文化芸術活動に取り組む団体・個人の成果を披露する場（文化祭等）を、文化団体、公民館、図書館等が中心となって計画し、内容の充実を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 文化祭の環境・体制整備 	社会教育課
3 和気清麻呂の顕彰及び町の歴史文化の継承	<p>町民全体がふるさと和気の魅力を再発見することを通して、次代へ受け継ごうという気持ちを醸成するために、和気清麻呂をはじめとする和気町の歴史文化について、体系的・定期的・効果的な学習機会を創出して町民に伝え、まちづくりの核とします。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 和気清麻呂公顕彰事業 和気町歴史民俗資料館事業 	社会教育課 学校教育課 産業振興課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>様々な機会を捉えて、芸術文化活動に参加するとともに、積極的に企画の運営などを通して、地域文化の向上と町の活性化へ寄与します。</p>	<p>町は、関係団体と連携し、芸術文化事業の機会や内容の充実を図り、町民が主体的に芸術文化に取り組む活動を支援します。</p>

基本目標 3

だれもが健康ではつらつと暮らせるまち

【子育て・保健・福祉】

政策 01

すべての町民の健康保持・
増進を全力でサポートする

- 【総合戦略】 施策1. 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進 …………… 108
【総合戦略】 施策2. 介護予防・介護サービスの充実 …………… 110
施策3. 地域に根ざした食育の推進…………… 112

政策 02

子どもと子育てを地域ぐるみで支
え、安心して子どもを産み、健やか
に育てることができるようにする

- 【総合戦略】 施策1. 子ども・家庭への切れ目のない支援の充実・地域連携による
子育て支援の充実…………… 114

政策 03

高齢になっても住み慣れた場所で
安心して暮らせるようにする（生涯、
幸せに暮らす健康づくりの推進）

- 施策1. 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実 …… 116
施策2. 障がいや生きづらさを抱える人への支援の充実 …… 118
施策3. 生活困窮者等への支援の充実 …………… 120
施策4. 安心して暮らし続けるための地域医療の維持・充実 …… 122
施策5. きめ細かな地域福祉の充実 …………… 124



和氣広虫蛭（「和氣清麻呂十六景」第四景・和氣神社蔵）

**政策
01****すべての町民の健康保持・
増進を全力でサポートする****施策1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進****施策目標**

住民の健康意識が高まり、それぞれが互いに声を掛けあい、心身の健康づくりや生活習慣の改善に取り組み、赤ちゃんから高齢者までのすべての世代が健康ではつらつと暮らしています。

現状と課題

高齢化率の高い本町においては、幼少期からの生涯にわたる健康づくりの醸成により、町民自身が心身ともに健康であると感じながら年を重ね、高齢期になっても長く健康的で自立した生活ができる事、つまり健康寿命の延伸が重要です。

しかし、健康寿命を左右する疾患である糖尿病や高血圧症、がん等の生活習慣病の治療費、及びその重症化により引き起こされる慢性腎不全や脳血管疾患等にかかる医療費が年々増大している一方で、早期発見・早期治療の機会である特定健診やがん検診の受診率は伸び悩んでいます。受診者の増加を図るため、医療機関の拡充や土曜日のがん検診、セット検診の実施に取り組んできましたが、期待した効果が出ていないという状況です。特に特定健診については、受診率が伸び悩んでおり、我が国の死因の約6割を占める生活習慣病を予防し、国民健康保険の医療費を抑制するために、未受診者対策や集団検診の実施、内容の工夫などに取り組む、受診率の向上を図っていく必要があります。また、今後も高齢化のますますの進行が予想される本町において、生涯にわたって上手く付き合っていく必要がある生活習慣病の予防及び重症化予防対策は急務であり、幼少期からの健康づくり・生活習慣の改善の取組が課題となっています。

こころの健康づくり事業については、精神障がい者の当事者会、家族会の参加者の高齢化や固定化が課題となっています。ゲートキーパーの認知度も低く、地域で安心した生活を送るためにも、適切な情報提供や啓発活動、医療機関をはじめとした様々な関係機関との連携が必要となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
特定健診受診率の向上	%	37.3(R1)	50.0	60.0	住民課
特定健診受診者中のBMI25以上の者の割合の減少	%	男性 33.9 女性 25.7 (R1)	男性 30.0 女性 23.0	男性 28.0 女性 21.0	健康福祉課
生活習慣病に係る健康教育等の開催	回	30(R1)	40	50	健康福祉課
高齢者で自身が健康と感じている人の割合	%	77.7	80.0	83.0	介護保険課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 疾病の早期発見・早期治療のための体制整備	<p>がん検診や特定健診、歯科健診の体制整備と内容の拡充及び医療機関との連携に取り組むとともに、町民一人ひとりが個別性に応じた健康情報の提供や支援を受けられるように取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診・がん検診の受診率向上事業 ・ 医療機関と連携した生活習慣病重症化予防事業の拡充 ・ 成人歯科健診事業 	住民課 健康福祉課
2 生涯にわたる健康づくり	<p>教育機関や関係機関・団体と連携し、若年層からの健康づくりに取り組みます。地区活動や町イベントを活用し、生活習慣病予防をはじめとする各年代の健康課題に応じた健康教育を実施します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種関係団体と協同した健康知識の普及啓発 ・ 健康教育・健康相談の実施 	健康福祉課 介護保険課 教育総務課
3 こころの健康づくり	<p>地域で安心して生活するために、こころの健康・自殺予防についての普及啓発を行います。また、精神障がい者や孤立リスクを抱える人の居場所の確保など、リスクや年齢に応じた支援に関係部署・機関と連携して取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者当事者会 ・ こころの健康や自殺対策の普及啓発活動 	健康福祉課

関連する個別計画

和気町健康づくり推進計画、和気町国民健康保険データヘルス計画、和気町国民健康保険特定健康診査等実施計画、和気町障がい者計画 及び 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>規則正しい生活習慣を身につけ、声を掛け合いながら、健康づくりに取り組みます。</p> <p>また、こころの健康について理解し、社会や人とのつながりを持つように努めます。</p>	<p>医療機関及び愛育委員や栄養改善推進委員等の住民ボランティアと連携し、個別性に応じた情報の提供や支援、事業を行い、すべての世代の健康づくりや生活習慣の改善に取り組みます。</p>

**政策
01****すべての町民の健康保持・
増進を全力でサポートする****施策2 介護予防・介護サービスの充実****施策目標**

高齢者は地域活動の担い手として主体的に地域社会と関わりを持ち、生きがいを感じながら健康で自立した生活を送ることができています。また、介護が必要な状態になっても、必要なサービスを選択し住み慣れた地域で安心して暮らすことができています。

現状と課題

本町の高齢者人口は令和2（2020）年をピークに減少に転じるものの、介護ニーズの高い75歳以上の高齢者は令和7（2025）年まで引き続き増加することが予想される一方で、若年層の人口減少が進み、高齢化率は50%、人口の2人に1人が高齢者となる時代を迎えようとしています。また、町内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後更なる増加が見込まれます。

介護や見守りが必要な高齢者はますます増加し、介護の担い手不足はより一層深刻な課題となります。地域における福祉ニーズは増大・多様化することが見込まれる中、介護ロボットやICT、AIの活用など、新しい介護の在り方を積極的に取り入れ、介護の担い手不足の解消に取り組んでいかなければなりません。

高齢者ができるだけ長く健康的で自立した生活を送ることができるよう介護予防事業を推進するとともに、要介護状態になっても、在宅生活の維持を可能とするサービスと在宅生活が困難になった場合のサービスの適切な選択により、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援していくことが求められています。

また、自立支援や重度化防止に取り組み、介護保険事業の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
第1号被保険者の認定率	%	15.8	17.2	19.0	介護保険課
介護予防事業普及啓発活動参加者延べ人数	人	150	300	600	介護保険課
高齢者で地域活動（就労を含む）への参加率	%	84.0	86.0	88.0	介護保険課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	<p>「地域包括ケアシステム」の中核を担う機関として、地域包括支援センターの充実を図ります。</p> <p>在宅医療・介護連携をはじめ、多職種間における連携体制の構築を推進します。</p> <p>介護が必要となっても尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、地域社会全体で支え合う体制を整備します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの充実 地域ケア会議の活用 在宅医療・介護連携推進事業 地域支え合い体制づくり事業 	介護保険課
2 介護予防・健康づくりの推進	<p>健康管理や介護予防の大切さを理解できるよう普及啓発を行います。</p> <p>高齢者が気軽に集うことができる拠点を整備するとともに、生きがいづくり活動を行う団体等の活動の活性化を支援します。</p> <p>保健・医療・介護分野が連携し、早期の段階からフレイル予防を含めた介護予防を実施します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防普及啓発事業 生活支援・介護予防事業 健康教育・健康相談の実施(再掲) 	介護保険課 健康福祉課
3 持続可能な制度を目指した高齢者福祉と介護保険事業の計画的な運営	<p>高齢者の保険・福祉に関する施策を総合的に推進するため、また介護が必要な人が必要なサービスを利用できるよう計画的な事業の運営により、適正でバランスのとれたサービス基盤を整備します。</p> <p>災害・虐待・感染症など高齢者を取り巻く環境の変化に応じ、非常時における連携体制の整備を行います。また、介護保険事業への理解・協力といった住民意識を高めます。</p> <p>介護ロボットやICT、AIの活用などにより、介護の担い手不足の解消及び事務の効率化に取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 	介護保険課 健康福祉課

関連する個別計画

和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、和気町健康づくり推進計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>高齢者は健康の保持・増進の重要性を理解し、要支援・要介護状態になることを可能な限り予防します。また、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組みます。</p> <p>たとえ要支援・要介護状態になっても必要な介護サービスを適切に利用し重度化防止に取り組みます。</p>	<p>高齢者が自ら介護予防活動に取り組めるよう、疾病予防や介護予防等の啓発を図ります。</p> <p>利用者にとってより質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対して公正かつ適切な指導監督を行うとともに、利用者がサービスの選択が容易にできるよう、関係機関と連携した普及に努めます。</p>

政策 01

すべての町民の健康保持・ 増進を全力でサポートする

施策3 地域に根ざした食育の推進

施策目標

みんなが食育に関心を持ち、食を通して地域や団体、行政と結びつき、食事を楽しみ、郷土の食文化を愛しながら望ましい食生活を送り、健康で心豊かに暮らしています。

現状と課題

平成30(2018)年度の意識調査では、食育に関心がある町民は約半数であり、食育の関心が低いという現状になっています。また、食育に関心がある町民ほど「1日3食を食べる」、「新鮮な食材を食べる」、「塩分を控える、減らす」、「地元産の食材を食べる」など食生活で心がけている点が多い傾向にあり、食育の関心度は現在の食生活や将来の健康に影響を及ぼしています。

今後は、食育の関心度を高めるために、食事や栄養に関する知識や技術の普及啓発と、学校・園や生産者、地域、関係団体が連携し、多様な視点での「食」の在り方を周知したうえで、一人ひとりが健康で満足できる食生活を実践するための取組を進める必要があります。

特に、食育推進事業に力を入れている栄養改善推進委員会では、各世代の課題に対応した事業展開を行い、実績を積んでいます。しかし、仕事や子育てで忙しくなり、自分の健康や食生活に大きな変化が出てくる働き世代への啓発が、積極的に実施できていないことが課題となっています。働き世代へ食育の重要性を伝えるためには、学校・園や企業と連携した普及啓発が必要となっています。

また、食生活の多様化や核家族化が進む中、食育を通じて、郷土の食文化の伝承や地産地消の取組を推進していくことも重要になっています。将来を担う子どもたちが郷土に愛着や誇りを持ち、食べ物への感謝の気持ちや大切に作る心を養うことができる機会を増やしていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
適正な塩分摂取(汁物)をしている人の割合	%	49.0(R1)	52.0	56.0	健康福祉課
栄養委員による伝達講習会実施回数	回	48(R1)	55	60	健康福祉課
朝食を毎日食べる小中学生の割合	%	78.0(R1)	84.0	90.0	学校教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 食生活の改善	<p>特定保健指導での栄養指導や乳幼児健診での栄養相談を通して、現在の食生活が将来の自分自身や子どもの健康に及ぼす影響や食に関する正しい情報を提供します。そして、自分や子どもの食生活を見つめ直し、食生活の改善を行う対象者を支援します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養相談・栄養指導 	健康福祉課
2 バランスの良い食事の普及啓発	<p>特定の対象者に対して、男性料理教室や親子料理教室、お手軽料理教室などを実施し、より実践力が身につくように支援していきます。地域や企業に対しては、栄養改善推進委員と共に、栄養バランスのとれたレシピ集の配布、広報や告知放送等を活用した栄養に関する情報提供を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養改善推進委員による減塩普及啓発事業 ・ 世代別に取り組む健康スキルアップ事業 	健康福祉課
3 食を通じた地域の絆づくり	<p>栄養改善推進委員会、地域のコミュニティ、子育て支援センター、愛育委員会などと連携し、共食の場を設け、食を通じて地域の輪を育む取組を進めていきます。また、各世代の健康課題に合わせた栄養相談を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養改善推進委員による伝達講習会 	健康福祉課
4 教育機関における子どもたちや保護者への食文化の継承	<p>給食を生きた教材として活用し、旬の食材を使用した献立、郷土料理や行事食等を子どもたちに提供します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食を活用した食文化の継承 	学校教育課 教育総務課 健康福祉課
5 各企業と連携した地産地消の普及啓発	<p>和気町産の野菜や果物を取り扱っている企業と連携し、生産者と消費者を結び付けるために店頭で特産品摂取の普及啓発を行います。また、和気商工会と連携して、特産品を使ったレシピや和気町特産品ブランドの周知を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特産物・特産品の普及啓発 	健康福祉課
6 給食での地産地消の推進	<p>子どもたちが地域の食と農産物について親近感を感じられるよう、生産者等と連携しながら、学校給食における地場産物の活用の推進を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食での地産地消の推進 	学校教育課 産業振興課

関連する個別計画

和気町健康づくり推進計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>食育に関心を持ち、望ましい食生活を実践しながら、住民同士で健康や栄養意識の共有や連携を図ります。</p>	<p>各事業において、学校や生産者、企業、各種団体と連携し、食を通じてつながりが持てるように支援し、地域の実情に合わせた食育事業を展開します。</p>

政策
02**子どもと子育てを地域ぐるみで支え、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるようにする****施策1 子ども・家庭への切れ目のない支援の充実・地域連携による子育て支援の充実****施策目標**

妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援体制が確立し、楽しみながら子育てに取り組めるまちになっています。また、地域全体で子育てを支援するネットワークの構築により、子どもたちが地域で伸び伸びと成長し、子育て世代に選ばれるまちになっています。

現状と課題

近年、核家族化やひとり親世帯、ステップアップファミリーの増加など、家族形態や個人個人の考え方も多様化・複雑化しており、育てにくさを持つ子どもや養育能力に課題のある保護者など支援を必要とする家庭が全国的に増加しています。

本町では、子育て支援センターや各種母子保健事業の場などを通して、相談しやすい体制づくりを進めていますが、今後も、子どもが健やかに安心して成長するために、切れ目のない支援を継続していくとともに、保護者の育児不安を軽減し、子どもとの関わり方を学ぶ機会を充実させていく必要があります。また、支援体制の強化と関係部署・関係機関との更なる連携強化を図るとともに、対応する職員の専門性強化など職員の質に視点を置いた環境整備も推進していく必要があります。経済的な負担軽減については、高校卒業まで保険適用分の医療費の全額助成を行うなど、経済的支援の充実を図ってきましたが、ひとり親家庭等への支援の周知や、一人ひとりの保護者の多様化するニーズに応じた相談体制と情報提供の充実も求められています。

そして、子どもの健やかな成長には、保護者の心身の健康が重要であり、妊娠期から出産後まで継続した支援により、保護者の心身両面での健康を守ることも求められます。

また、地域のつながりの希薄化や保護者が子どもと触れ合う機会、子育てについて身近な人から学ぶ機会の減少などを背景に家庭教育が以前より低下していることが社会問題となっています。子どもの健やかな育ちを支援し、保護者の孤立化を防ぐためにも、学校や行政を主体とした支援や関わりだけでなく、子育て家庭の交流や住民・ボランティアによる声かけや交流の場づくり、子育て家庭に対する理解促進のための啓発活動、NPO等の民間の子育て支援団体との連携など、地域住民の力が発揮できる取組も必要となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
子育て世代包括支援センターの設置	－	無	有	有	健康福祉課
子ども家庭総合支援拠点の設置	－	無	有	有	健康福祉課
産後ママ安心ケア事業利用者数	人	1 (R1)	10	13	健康福祉課
キッズパーク利用児童数（月平均）	人	－	608	650	健康福祉課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 子どもを育もうとする家庭への支援の充実	和気町で出産・子育てをしようと思えるよう、様々な支援の充実と、適切で効果的な情報提供を行います。 また、子育て家庭に対する理解促進がまち全体に普及していくよう、地域や企業への働きかけを推進し、子育てをしやすい環境づくりに取り組みます。 <具体的事業> ・乳幼児及び児童生徒等医療費助成 ・地域子ども・子育て支援事業	健康福祉課 教育総務課 住民課
2 子どもや子育て家庭への包括的な支援の体制整備と充実	子どもや子育て家庭の抱える様々な課題や悩みを保護者と共に共有し、必要な支援をしていくために、教育・福祉・保健等の関係機関が連携し、保護者が気軽に相談できる環境と個別性を大切にしながら適切な継続的な支援のための体制づくり、担当職員の専門性強化による支援の充実に取り組みます。 <具体的事業> ・子育て世代包括支援センターの整備 ・支援の必要な子どもへの支援連携体制整備 ・子ども総合支援拠点の整備	健康福祉課 教育総務課 学校教育課
3 子どもと保護者の健康の確保	子どもと保護者の保健対策を切れ目なく行っていくとともに、心理発達に関する相談に対しても専門機関や園と連携を密に図り、早期からの必要な支援の提供に取り組みます。 <具体的事業> ・母子保健事業 ・子育て世代包括支援センターの整備(再掲)	健康福祉課 教育総務課 学校教育課
4 地域における子どもの育ちを促す場づくりと子育て支援への地域参加の推進	地域社会全体で子どもの安心・安全な育ちを支援する体制づくりの推進とともに、地域ネットワークの更なる連携強化を図ります。 また、親子の遊び場と交流・相談の場を兼ね備えたキッズパークの充実・利用促進に取り組み、育児に関する相談支援体制の充実と子育て親子等の交流促進を図ります。 <具体的事業> ・地域子ども・子育て支援事業(再掲) ・地域全体で子育てを支援するネットワークの構築 ・子育て支援ボランティアの促進	社会教育課 教育総務課 学校教育課 健康福祉課

関連する個別計画

和気町子ども・子育て支援事業計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
子育てに必要な情報を意欲的に収集し、子育て親子の相談・交流の場など必要な支援を活用します。 地域の子どもたちに興味・関心を持ち、子育て支援に参加します。	教育・福祉・保健等の関係機関が連携し、切れ目のない包括的な子育て支援サービスを提供します。 地域住民、ボランティア、NPO法人、民間事業者と連携し、まちぐるみで子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

政策 03

高齢者になっても住み慣れた場所で 安心して暮らせるようにする（生涯、 幸せに暮らす健康づくりの推進）

施策1 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実

施策目標

高齢者等が地域社会との関わりの中で生きがいを感じ、安心して暮らし続けられています。すべての人の意思が尊重され、尊厳が守られるよう高齢者等の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の充実が図られています。

現状と課題

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続するためには、高齢者やその家族等の多様なニーズに対応した各種高齢者福祉サービスの提供と、高齢者等自身の社会参加が重要となります。

今後は、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、見守りの必要な高齢者等の世帯の増加が考えられることから、十分な訪問・相談の体制を確保するとともに、公的サービスやボランティア等による生活支援の拡充が求められます。

また、高齢者等が気軽に集うことができる場を創出し、生きがいづくり活動を行う団体等を支援することで、高齢者等の孤立を防ぎ、また普段からの近所付き合い等を起点とした地域ぐるみの組織的な見守りなど、地域に応じた福祉を促進していかなければなりません。

そして、それらを活用しながら、高齢者が地域活動の担い手として、役割や生きがいを持てる共生社会の構築を行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
講話等による認知症理解のための普及啓発活動	回	5	8	10	介護保険課
介護支援いきいきポイント制度登録者数	人	119	139	159	介護保険課
見守り協定締結事業者数	件	40	65	90	介護保険課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 認知症の人・家族支援	認知症に対する正しい知識の普及を図りながら、地域ぐるみで認知症の人及びその家族をサポートする体制づくりを推進します。 認知症の早期発見、早期支援等の認知症対策を推進します。 <具体的事業> ・認知症理解のための普及啓発活動 ・認知症の人・家族支援事業 ・見守り・SOS ネットワーク事業	介護保険課
2 権利擁護事業	高齢者等の虐待予防及び早期発見・早期対応に努めます。 判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための支援として、成年後見制度の利用促進を図ります。 <具体的事業> ・高齢者虐待防止事業 ・成年後見制度利用促進事業	介護保険課
3 生きがいの場の充実	高齢者が自らの経験や知識、技能を地域に還元できるよう、高齢者による自主的な活動への支援を行います。 <具体的事業> ・介護支援いきいきポイント制度	介護保険課
4 快適なまちづくりの推進	移動支援や買い物支援により高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を行います。 <具体的事業> ・生活支援体制整備事業 ・町営バスの利用促進(再掲)	介護保険課 健康福祉課 危機管理室
5 日常生活支援の促進	高齢者等が地域と関わりながら豊かな毎日を過ごせるように、日常生活を支援するとともに社会参加の場を提供します。 <具体的事業> ・介護予防・地域支え合い事業 ・高齢者生活支援サポーター事業 ・総合相談支援事業	健康福祉課 介護保険課

関連する個別計画

和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、和気町地域公共交通網形成計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
高齢者等は、これまで培ってきた様々な経験・知識・技術等を地域社会に還元し、地域の担い手として、意欲や体力等に応じて積極的にボランティア活動等に参加します。 地域の住民同士が健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行っていきいきとした地域づくりを進めます。	高齢者等が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けられるよう、一人ひとりの状態に応じて保健・医療・福祉の各分野が連携し、様々なサービスを継続的に提供できる体制を構築します。 町民の参加、協力により地域において支え合う人的なネットワークづくりを支援します。

政策 03

高齢者になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする（生涯、幸せに暮らす健康づくりの推進）

施策2 障がいや生きづらさを抱える人への支援の充実

施策目標

障がいや生きづらさを抱える人が気軽に相談でき、必要なサービスや支援を受けて、自分らしく主体的に生きることができるまちになっています。また、地域全体で障がい等に対する正しい知識と理解を深め、すべての町民が特別な扱いを受けることなく、互いに尊重し、共に支え合い暮らしています。

現状と課題

訪問、通所系サービスの提供については順調ですが、施設から地域への移行については、地域資源や在宅での生活基盤の確立等において課題があり、移行者数の増加が見込んでいません。『障がいのある方も地域で生活が出来るようにする』ことと、『入所される方の現状（在宅生活が困難なため入所）』との差が大きい課題となっており、更なる訪問系サービス事業所の充実や定期的な巡回訪問による状況確認、各関係機関との連携の要となる相談支援員の質の向上等、各分野での体制の強化を行う必要があります。また、相談出来る場所である一般相談事業所の活用の拡大、現在の研修に加え国の動向も踏まえた研修会の開催を行う必要があります。

障がいにより一般企業などへの就職が困難な方へ働き場所を提供する就労継続支援事業では、生活リズムを整え対価を得て自立した生活をしたいと希望される方や、社会への参加促進、自身の持つ能力の向上のための利用希望などにより、利用者は増加傾向にあります。しかし一般就労への移行については、一般企業への就職移行後に即退職したり、継続勤務出来ない状態になるなど、移行者数の増加は見込めない傾向にあります。一般就労への移行について、自身の能力を発揮できる企業情報の提供や移行支援事業所の介入、相談支援専門員による就職後のケア等の支援体制を整備することも重要となっています。

また、現在、障がい児の通所事業所が本町には無いため、利用を希望される方は近隣市町にある事業所を利用しています。サービス利用者のニーズも様々ありますが、町内での開所事業所の検討を含め、和気で成長の支援ができるよう事業展開を行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
障がい者相談支援事業における相談件数	件	5,797	6,500	7,100	健康福祉課
一般就労（移行）者数	人	1	4	6	健康福祉課
施設入所者の地域生活への移行者数	人	2	3	4	健康福祉課
障がい児サービス事業所数、利用者数	方所 人	0 59	1 74	2 89	健康福祉課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 地域における生活支援の充実	障がいのある方が必要とするサービスを適切に受給できるよう福祉サービス内容の充実と多様化、サービス提供者の資質の向上を図り、福祉サービスの必要量・活動の場を確保します。 <具体的事業> ・福祉サービスの充実 ・地域生活への移行支援	健康福祉課
2 相談支援体制の整備	東備地域自立支援協議会の専門部会を活用し、より具体的かつ専門性の高い協議を進めていくことができる体制づくりを行います。 当事者や家族が身近に感じられる相談窓口となる相談支援事業所や障害者相談員、民生委員等に対し、適切な相談、助言が出来るよう研修を行います。 <具体的事業> ・身近な相談窓口の充実	健康福祉課
3 雇用、就労機会の確保・充実	地域や社会に積極的に参加するために必要な障がい者の雇用の場を増やし、職業訓練の機会の充実を図るとともに、障がい特性に配慮した就労機会の拡大を図ります。 <具体的事業> ・福祉と雇用の連携による就労支援 ・福祉と雇用を結ぶネットワークの形成	健康福祉課
4 障害児の早期発見・早期療育	本町で行っている乳幼児健診において、母子の状況を把握し乳幼児の発達障がいの早期発見に努めます。 各関係機関と密接な連携のもとに適切な支援が受けられるよう支援体制の整備と拠点となる機関を整備します。 <具体的事業> ・保健・医療・福祉のネットワークの構築	健康福祉課
5 障がいに対する理解や配慮	障がいや障がい者に対する町民の理解を深めるために広報紙等を通じ啓発し、また、和気町人権条例に基づいて行う地区啓発にも障がい者問題を取り入れるなど、住民への理解促進を図ります。障がい者に対する誤った認識が生じないようイベント等による交流やふれあう機会をつくります。 <具体的事業> ・広報や各種イベント等による啓発活動	健康福祉課 社会教育課

関連する個別計画

和気町障がい者計画 及び 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行います。	障がいの有無に関わらず町民が交流しあえる各種交流事業の内容充実、参加者の拡大を図ります。

政策 03

高齢者になっても住み慣れた場所で 安心して暮らせるようにする（生涯、 幸せに暮らす健康づくりの推進）

施策3 生活困窮者等への支援の充実

施策目標

低所得者や生活に困窮した人が、自立に向けた適切な支援を受けられ、さらに社会保障制度が健全に運営されることにより、生活の安定と自立が促進されています。

現状と課題

生活保護受給世帯数は、ここ数年減少傾向となっています。保護開始決定の主な理由としては、傷病、失職などであり、複雑な問題を抱えている世帯が多く、経済的な支援のみでは自立することが困難な世帯が増えています。また、昨今の経済状況の悪化から、今後被保護世帯数の増加が懸念されます。生活保護制度は国民生活の最後のセーフティネットであり、今後も制度の趣旨に基づき、被保護世帯の動向や実態に即応した適正な生活保護に努めていく必要があります。

また、民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者の支援のため、地域における相談体制を充実させるとともに、個人情報に配慮した対応が求められています。

昨今の経済状況の悪化により、低所得者世帯が増加しており、生活相談等を受ける中で、国や県などの各種就労支援・生活支援施策や制度の活用等により支援を行い、町民の生活安定と自立支援に努めていく必要があります。

国民年金制度は、経済情勢や雇用形態の変化などの影響を受け、低年金者や無年金者の増加が懸念されています。町及び年金機構は、協力連携して窓口の相談体制を充実し、このような人々の生活を社会的に保障し、安心して暮らしていくことができるように、年金制度の適正な運営に努めていく必要があります。

国民健康保険事業については、保険税負担が低い低所得者層の増加や、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加による医療費の増大など、財政運営は非常に厳しくなっています。安定した国民健康保険事業の運営を図るためには、医療費の適正化、保険税の収納率向上に努めることが重要となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
生活保護受給世帯の収入の増加等による自立世帯数	世帯	10	12	12	健康福祉課
生活に関する相談支援件数	件	21	33	45	健康福祉課 (生活相談分)

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 就労支援	<p>町が地域の福祉の窓口として、生活困窮者と自立支援機関とのパイプ役となり、その後の相談支援・就労支援等について岡山県、就労支援員、関係機関と連携し、個々にあった就労支援を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 就労相談・支援 	健康福祉課
2 国民年金制度の適切な運営	<p>国民年金制度について、高齢・障がい・死亡による給付に備え、世代間の支え合いの観点から、年金の加入や納付を適正に行い、年金制度の適正な運営に取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金相談窓口の拡充 年金事務所との協力連携 	住民課
3 国民健康保険事業の適正な運営	<p>国民健康保険事業について、適正な資格管理、給付及び賦課・徴収に努めるとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療のため特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め、国民健康保険事業の適正な運営に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 納税相談や短期証交付等による収納対策強化 医療費適正化対策(レセプト点検、ジェネリック医薬品の普及啓発等)の強化 	住民課 税務課

関連する個別計画

和気町国民健康保険特定健康診査等実施計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>生活困窮者に対し、民生委員・児童委員などを中心として、理解を深めるとともに地域における支援体制の確立に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会、その他関係機関等と協力し、生活困窮者への支援を行います。</p> <p>民生委員・児童委員などを支援し、地域における活動を推進します。</p>

政策 03

高齢者になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする（生涯、幸せに暮らす健康づくりの推進）

施策4 安心して暮らし続けるための地域医療の維持・充実

施策目標

子どもから高齢者までだれもが安心して良質な医療サービスを受けられる地域医療が実現し、住み慣れた地域で、それぞれの世代が充実した医療環境の中で、いきいきとした暮らしができています。

現状と課題

高齢者人口は増加の一途をたどり、和気町では全国平均を上回るスピードで高齢化が進行しています。地域の過疎化や高齢化の進行により、地域医療に対するニーズは増大しており、安心して良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備、充実が求められています。

特に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関をはじめ介護関係施設と協力連携し、地域全体で支え合う仕組みを充実させる必要があります。

現行の地域医療体制として、へき地や過疎地域には国保診療所が存続し、地域医療を担う公的診療所としての役割を果たしています。また、住民が安心して診療を受けられるよう、地域の初期治療を担う「かかりつけ医」の普及を図りながら、突然の発症に対しては、関係医療機関の協力のもと、初期、二次といった系統的な救急医療体制を整備しています。

しかし、現在の地域医療体制を充実・維持していくうえで、移住定住促進施策により転入した若い移住者や子育て世代に必要な医療の確保や医師の高齢化、訪問看護を担う看護師の不足など解決すべき課題も残っています。

今後、医療サービスの地域格差を縮小し、在宅でも安心して医療を受けられるように、地域の「かかりつけ医」を中心とした訪問診療や往診をはじめとして、専門医療機関、訪問看護、歯科医師、薬剤師との連携など、身近な医療機関で安心して受診できる医療環境を充実する必要があります。

また、情報通信技術の活用による遠隔医療についても、和気医師会や近隣の医療機関と協力連携し、推進を図ることにより、子どもから高齢者まですべての世代に向けた地域医療体制の充実を図る必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
国保診療所の数	施設	2	現状維持	現状維持	住民課 総務事業課
在宅療養支援病院（診療所）の数	施設	3	3	4	介護保険課 健康福祉課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 かかりつけ医の普及促進及び救急医療体制の充実	<p>高齢者が健康管理や病気に関する正しい知識と情報を相談できる「かかりつけ医」の普及定着を和気医師会、関係医療機関の協力を得て推進します。</p> <p>県南東部圏域内の医療機関との更なる連携を図り、緊急度、重症度に応じて、救急患者が迅速かつ適切に診療を受けることができるよう、初期、二次、といった系統的な救急医療体制の一層の充実に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院群輪番制度 ・ 休日当番医制度 	健康福祉課
2 在宅医療支援体制の充実	<p>特に高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医師会や各医療機関、福祉関係施設等と連携し、在宅医療サービスの普及推進に努めます。</p> <p>また、情報通信技術の活用により、地元医療機関をはじめ和気医師会と連携し、遠隔医療の推進に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携推進 	住民課 健康福祉課 介護保険課
3 身近な医療機関で安心して受診できる体制の充実	<p>子育て世代が安心して相談や医療サービスを受けることができるように、出生の届けや乳幼児の定期健診などの機会に、子育て相談の窓口や近隣の医療機関、専門の医療機関等を案内するとともに、和気医師会や関係医療機関と連携して、身近な医療機関で安心して受診できる体制整備の推進に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援センターの整備(再掲) 	健康福祉課
3 へき地、過疎地域の診療体制の維持	<p>へき地や過疎地域における診療所について、地域医療を担う公的診療所として維持存続に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保診療所の維持 	住民課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
町民、医療関係者、福祉関係者は、かかりつけ医や緊急時の連絡体制等について情報共有に努めます。	町は、県や医師会及び関係医療機関などと連携し、地域における医療体制の充実に努めます。

政策 03

高齢者になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるようにする（生涯、幸せに暮らす健康づくりの推進）

施策5 きめ細かな地域福祉の充実

施策目標

社会福祉協議会やボランティア、NPO、福祉関係事業者等の民間団体との連携、支援により、地域の多様な主体が地域福祉活動に参画し、地域をともに創っていく地域共生社会が実現されています。

現状と課題

近年、少子・高齢化の進展や社会保障制度の改革など、社会を取り巻く環境は大きく変動しつつあり、複雑・多様化した課題に的確に対応することができる地域づくりが求められています。そのためには、行政のみならず、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体、関係団体・事業者など、地域の多様な主体が地域福祉活動に参画し、人と人がつながり、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指した取組を進めていく必要があります。

社会福祉協議会の事業内容は多岐にわたり、地域福祉の推進に欠かせない存在となっているため、組織・活動の充実・強化が必要です。NPO団体は、個人で行うボランティアと比較して、組織として継続的で専門的な活動を行いやすい面があり、多様な福祉サービスの提供を進めるうえで、新たな担い手として期待が大きくなっていることから、一層の支援を進めていく必要があります。

民生委員・児童委員は、地域福祉のリーダー的存在としての幅広い役割も期待されていることから、活動に対する住民への周知と理解促進を図り、活動しやすい環境整備を行うとともに、より実際の活動に即した内容の研修を行うなど、委員の資質向上を図っていく必要があります。

公的な支援体制としては、複雑・複合化した地域生活課題を抱える住民とその世帯全体に対する支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を重層的に行う体制整備が求められています。社会構造の変化に伴い、これまでの福祉の「高齢者」「障がい者」「子ども」といった分野別支援では対応できない「制度の狭間」、一つの機関だけでは支援できない「複合多問題」、当事者が支援機関の支援を望まない「支援拒否」など、解決が困難な課題が増加しており、分野を超えた包括的な支援が必要となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
多分野連携による地域ケア会議開催数	回	11	15	20	健康福祉課 介護保険課
高齢者生活支援サポーター活動実人数	人	2 (R1)	16	20	介護保険課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 社会福祉協議会、ボランティア、NPO団体等との連携、活動支援	<p>住民主体の理念に基づき、地域福祉の充実を目指すとともに、地域の福祉課題の解決へ取り組み、住民の福祉活動の組織化、社会福祉協議会や地域のボランティア、NPO団体等との連携を強化し、共に地域の特性や課題を踏まえた福祉活動を推進するとともに、その活動の支援を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援サポーターの養成 高齢者生活支援サポーター事業(再掲) 	健康福祉課 介護保険課
2 民生委員・児童委員活動の充実	<p>地域において住民の立場に立って相談に応じるなど、地域福祉のリーダー的存在として活動を行う民生委員・児童委員の活動について、住民への周知と理解促進を図るとともに、関係機関・団体との連携を促進し、活動しやすい環境整備を行います。また、委員の資質向上のため、より実際の活動に即した内容となるよう研修の充実を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員研修の充実 地域福祉関係者の交流促進 	健康福祉課
3 総合的・分野横断的な支援の展開	<p>地域における多様な支援ニーズに的確に対応するため、公的支援が個人や家庭が抱える様々な課題に対し、包括的に、また分野をまたがって総合的に対応することができる体制の構築に取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 総合相談事業(再掲) 子育て世代包括支援センターの整備(再掲) 子育て家庭総合支援拠点の整備(再掲) 相談支援システムの導入 	健康福祉課 介護保険課

関連する個別計画

和気町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、和気町子ども・子育て支援事業計画
和気町障がい者計画 及び 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>自らが積極的、主体的な社会参加意識を持って、共に支え合う地域づくりやボランティア活動に参加します。</p>	<p>分野を超えた総合的な相談に応じ、住民・民間団体の自発的な福祉活動に結び付けるよう取り組みます。また、共に支え合う仕組みづくりに向けた関係機関との連携体制をつくります。</p>

基本目標 4

認め合い、支え合い、 笑顔あふれる共生のまち

【人権・協働】

政策
01 一人ひとりの人権が尊重され、
参画しやすい地域社会を創る

施策1. 人権啓発の推進…………… 128

政策
02 様々な場所や場面で女性が
活躍できる社会を実現する

施策1. 男女共同参画の推進…………… 130

政策
03 すべての町民が、まちや人とつながり、いき
いきとその人らしく活躍できるようにする
(いきいきと暮らせる健康長寿の推進)

【総合戦略】 施策1. 多様な担い手による協働のまちづくりの推進…………… 132

政策 01

一人ひとりの人権が尊重され、 参画しやすい地域社会を創る

施策1 人権啓発の推進

施策目標

女性や若者、高齢者、障がい者等、すべての人の人権が尊重され、「人権のまち和気」の意識が広まっています。

現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的に人権尊重に向けての取組が進んでいます。和気町では、「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」とともに人権啓発推進委員会が設置されており、現在にいたるまで組織的・継続的に人権研修や人権啓発が推進されてきています。町民においても人権意識の浸透が見られ、「人権のまち和気」になりつつありますが、一方で、研修への参加者の固定化など見直しが必要な部分も見受けられるようになってきています。

また、一人ひとりの人権課題に対応できるように、人権擁護委員に依頼し月に2回人権相談を実施しています。

研修や啓発では、同和問題を軸に女性・子ども・障がい者・LGBTなど、様々な人権問題を対象にしてきました。近年では人口減や家族形態・ライフスタイルの多様化など社会の変化が進みつつあり、それに合わせてインターネットの普及など他者とのコミュニケーションの方法も変化してきました。一方で、変化に伴い、インターネットやSNSなどを通じた差別や誹謗・中傷等、人権問題が新たな形で表出しており、状況に即した研修や啓発活動が必要になってきています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療従事者や罹患者及びその家族等への差別が散見されるなど、この点においても対応が必要とされています。

さらに、近年では、高齢化や人口減少などの要因により、地域内外における人間関係の希薄化が指摘されています。新たなまちづくりにおいては、「地域共生社会」を充実・強化していく必要があります。そのためには、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にする必要があることから、人権意識の醸成は欠くことができません。人権を尊重しながら、それを基盤に関係性を築いていくような地域づくりも必要となってきます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
地区啓発研修への参加割合	人	800	850	900	社会教育課
人権尊重のまちづくり推進大会ほか研修会への参加割合	人	400	500	600	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 人権啓発の推進	<p>様々な機会を通して、人権に関する教育・啓発を推進し、町民一人ひとりが、互いの多様性や能力を認め合い、尊重しあう意識を醸成する一助とします。また、啓発内容を充実させ、研修会などへの参加を促します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 人権啓発地域交流事業 人権啓発推進事業 町広報紙における啓発 	社会教育課
2 人権条例及びSDGsの広報	<p>「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」やSDGsの理念が認知されるよう、また研修会参加者の固定化対策としても、人権以外の様々な施策や研修会においても「人権のまち和気」をキャッチコピーにして取り入れ、広報に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 人権広報事業 	社会教育課
3 人権相談	<p>一人ひとりの人権に関する課題に対応するべく、月2回人権擁護委員による人権相談を実施します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 人権相談事業 	総務課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>人権啓発交流事業や人権啓発推進事業へ積極的に参加するとともに、交流や意見交換を通して、人権尊重のまちづくりに参画します。</p>	<p>町は、関係団体と連携しながら、研修会などを通して、人権教育及び人権啓発を推進し、人権尊重のまちづくりへの機運を醸成します。</p>

政策 02

様々な場所や場面で女性が活躍できる社会を実現する

施策1 男女共同参画の推進

施策目標

町民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現を身近な問題として捉えて、持続可能な地域として発展する社会の実現を目指して、自らの意思により社会のあらゆる分野に積極的に参画しています。

現状と課題

男女共同参画社会の形成は、国の最重要課題の一つとして位置づけられています。男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識は社会的に浸透してきていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づく、性差に関する偏見や社会制度・慣習は、いまだ根深く残っている現状があります。

和気町では、「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」の理念の下、人権尊重のための研修会などにおいて、女性の人権という課題についても適宜取り上げてきました。しかしながら、「男女共同参画基本計画」が策定されておらず、人権としての女性問題から雇用など働く女性という観点まで達していない現状があり、計画的に男女共同参画が進められてきませんでした。ただし、人権課題としても重要性は失っていないため、人権意識の醸成とも関連づけながら進めることも必要です。

また、和気町においても人口減少や高齢化が進み、また家族形態やライフスタイルの多様化など、人々の意識や社会の在り方が変化しています。持続可能な地域として発展していくためには、働きたいという人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることが重要になってきます。すなわち、男女共同参画は、共に助け合い、支え合い、だれもが生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」にも直接的につながるため、今後は、女性が安定して働ける場など環境整備を進めていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
男女共同参画講座の参加実績	人	0	100	200	社会教育課
町職員の女性監督職登用率	%	16	19	22	総務課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 男女共同参画の推進	<p>男女共同参画への理解を深め、男女共同参画社会の形成を目指します。家庭や職場、地域等において、意識改革を促進するために、講座、講演会等、専門性の高い学習機会を提供します。また、意義や理解を促すために、広報紙・ホームページ等を活用した啓発活動を実施します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画普及啓発活動 	社会教育課
2 女性活躍の推進	<p>より豊かで活気あふれるまちを目指し、政策や方針決定の場における女性の参画を実現するために、まずは管理職への女性登用を推進します。</p> <p>町の政策や方針を決定する場において、性別の偏りをなくし、女性の声も男性の声も反映できるような体制づくりに努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 町職員の女性監督職登用率促進 	総務課
3 女性の雇用推進	<p>持続可能な地域を目指し、男女共同参画の理念を体現すべく女性の雇用促進を啓発します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の雇用促進啓発事業 	総務課 社会教育課

関連する個別計画

和気町男女共同参画プラン

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
男女共同参画社会に関する学びの機会に参加し、差別や偏見をなくす力を養います。	地域や学校、職場などで男女共同参画社会の実現に向けた啓発や学びの機会をつくります。

政策
03**すべての町民が、まちや人とつながり、いきいきとその人らしく活躍できるようにする
(いきいきと暮らせる健康長寿の推進)****施策1 多様な担い手による協働のまちづくりの推進****施策目標**

助け合いのまちづくり活動が活性化することにより、地域活動やボランティア活動が積極的に行われ、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

現状と課題

本町では、平成18(2006)年に「和気町助け合いのまちづくり条例」が制定されて以来、人情あふれ、豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための取組が推進されてきました。しかし、近年の急速な高齢化に伴い、まちづくりの担い手や後継者不足が課題となっています。

現在、町内に設置されている9つの「助け合いのまちづくり協議会」では、地域の課題解決に向けた自助、共助、公助による活動が展開されていますが、活動への参加者の偏りや補助金頼みの事業運営等が課題となっています。町民が主役のまちづくりを進めるためには、自主・自立・自発の機運を醸成させることが必要です。

近い将来、高齢者などが自宅からバスの停留所までの移手段に困るような事例が多く出てくることが予想されます。そのような地域の課題を協働によるまちづくりにより解決していくことが求められており、そのためにもだれでも助け合いのまちづくりに参加しやすくなるようなきっかけづくりを行う必要があります。

また、今後ますます少子高齢化が深刻化する本町においては、地域住民だけでなく団体、企業、学校などの地域の多様な主体が「我が事」としてまちづくりに参画することも重要です。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
各地区協働のまちづくり事業参加人数	人	786(R1)	1,000	1,500	まち経営課
協働のまちづくり提案事業応募件数	件	4 (R1)	6	6	まち経営課
地域共生社会研修会等への参加人数	人	0	100	200	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 新旧住民による新しいまちづくり	まちづくり協議会事業に都市部からの移住者の参加を促し、新旧住民による新たな発想にて活動の活性化を図るなど、まちづくり協議会の自主・自立の機運の醸成を図ります。 <具体的事業> ・ 助け合いのまちづくり協働事業	まち経営課
2 まちづくりの担い手の育成	町民やNPOが、地域が抱える課題に対して自主的・自発的に実施する活動を支援します。 また、町内の団体から協働事業提案を広く募集し、協働してまちづくりに取り組みます。行政からも地域課題解決のための事業を提示して協働事業者を募集し、将来の担い手育成を図ります。 <具体的事業> ・ 協働提案事業による課題解決活動支援 ・ 行政発案による町民への地域課題の提示	まち経営課 及び すべての課
3 まちづくり・地域共生社会に係る情報の積極的な発信	町民がまちづくりに参加しやすいよう、情報発信の強化により町の取組の共有を図ります。 また、「地域共生社会」という概念はまだ広く認知されたものではないため、理念や考え方、取組方針や事業などの情報について、広報紙・SNSなどの媒体や研修会の場において啓発に努めます。 <具体的事業> ・ 情報発信の充実・強化	まち経営課 社会教育課 財政課
4 地域共生社会に係る研修会や実践講座の開催	多様な担い手の育成を図ることで参画への機運を醸成するために、公民館等での研修会や、実際の行動を見据えた講演会や育成講座・実践講座など専門性の高い学習機会を提供します。また、機運醸成からまちづくりや共生社会実現への行動を促すため、育ちつつあるまちづくりの主体が、気軽に話し合える場を創出することで、学習から実践へと道筋をつけます。 <具体的事業> ・ 地域共生社会研修会事業	社会教育課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
自分に合ったまちづくり活動を見つけ、自主的に参加します。 地域共生社会について正しい知識を身につけ、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方をしています。	住民間の地域コミュニティやNPO、ボランティアなどの多様な担い手と協働し、町民主体のまちづくりを支援します。 地域の現状や社会のニーズに合った活動について、調査研究を行い、地域住民と共に地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。

基本目標 5

美しい自然と調和した快適で豊かなまち

【都市・生活基盤】

政策 01 だれもが住みたいと思う魅力のあるまちを創る（住宅環境の充実）

- 【総合戦略】 施策1. 移住・定住者用住宅用地と住宅の整備 136
- 【総合戦略】 施策2. 安心して暮らせる居住環境の形成 138

政策 02 安全で快適な生活基盤を整える

- 【総合戦略】 施策1. 安全・安心な道路環境の維持・整備とインフラの長寿命化 140
- 施策2. 公園の整備・花と緑にあふれるまちづくり 142
- 施策3. 適正で合理的な土地利用の推進 144
- 【総合戦略】 施策4. 地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実 146
- 施策5. 安全で美味しい水の安定供給 148
- 施策6. 適正で安定した汚水処理の維持 150

政策
01**だれもが住みたいと思う魅力の
あるまちを創る（住宅環境の充実）****施策1 移住・定住者用住宅用地と住宅の整備****施策目標**

子育て世代を中心に、住宅地の取得や賃貸住宅への入居が進み、各々のニーズに合った適正な住宅が供給されています。

現状と課題

公営住宅では、人口、世帯数ともに減少し、高齢者の割合が上昇しています。建物自体も老朽化が進み、一部で空き室が増加しています。また、高齢者等による隣近所の小さなつながりはあるものの、人口構成の偏り等によって全体的に地域コミュニティが希薄化し、町内会活動の維持が困難になりつつあります。

住宅の集合体という住宅団地のイメージから、住宅全体が「まち」として様々な機能を有し、その機能により子どもから高齢者まで多様な世代の人たちが支え合い、世代循環を行いながら安心して楽しく暮らすことのできる住宅環境の整備を行う必要があります。

若年層の入居を積極的に進め、人口構成のバランスを図り、世代循環型のまちづくりを進めていくことが必要です。

住宅が適正に流通し、移住希望者が入居できるように、空き室の利活用や適正な住宅供給、住み替えに対する支援、新たなまちづくりに適した公営住宅の利活用など快適な居住空間の確保を行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
分譲住宅地の整備	区画	0	8	8	まち経営課
賃貸住宅の整備	戸	0	35	35	まち経営課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 移住者定住者用住宅地の整備	<p>公営住宅の区域内において、移住・定住の受け皿としての整備を進め、良好な住環境を形成する取組を行います。空き室の除却後の土地については、移住者定住者用に分譲宅地を整備します。自家用車の駐車場確保の需要に対応できるように、空き室の除却後の土地や空き地を共同駐車場として敷地の整備を検討します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住者用住宅用地の整備 	都市建設課 まち経営課
2 移住者用住宅の整備	<p>子育て世代向けの住宅の整備を促したり、ニーズに応じた住宅リフォームの相談体制や住み替え支援等の取組を行います。町内企業の人手不足（外国人材含む）への対応として、企業が空き室を従業員社宅として賃貸する場合に優先的に斡旋します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者用住宅の整備 	まち経営課 都市建設課

関連する個別計画

和気町都市計画マスタープラン、和気町地域住宅計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>町の定住促進施策を活用し町内に定住します。</p> <p>町と地域に愛着をもち、地域コミュニティを形成する一員として地域社会の維持・発展に貢献します。</p>	<p>移住・定住希望者へ安定した供給ができる住宅整備を促進します。</p> <p>居住を開始された方との相談・支援を継続し、定住促進に努めます。</p>

政策
01**だれもが住みたいと思う魅力の
あるまちを創る（住宅環境の充実）****施策2 安心して暮らせる居住環境の形成****施策目標**

公営住宅や空き家などの有効活用を通じて良好な住環境が整備されるとともに、効果的な移住定住促進施策が行われ、定住人口が増加しています。

現状と課題

本町の人口減少、超高齢化は深刻さを増しており、移住定住施策を本町の最優先施策として行わなければ持続可能なまちや暮らしの維持が困難です。移住定住施策を進めるうえで「住宅不足」が最大の課題となっています。空き家バンク登録数は増えてきていますが、移住希望者が望む賃貸物件は少なく、需要と供給のミスマッチが起きています。現在、住宅不足は県内自治体の共通課題となっており、今後加速度的な増加が見込まれる空き家の有効活用に本町が本格的に取り組むことにより他の自治体との差別化が生まれ、岡山県に向かう移住希望者が本町に集まることが期待できます。

町民の20代から30代の子育て世代の多くが岡山市に転出しています。これは結婚やマイホームの購入等を機に転出していることが考えられ、町内に適当な分譲地が少ないことも一因となっていると思われます。子育て世代を町に留めるためにも、魅力ある分譲地の整備が求められています。

本町の世帯数に占める町営住宅の普及率は県内でも高い水準にありますが、昭和30（1955）～40（1965）年代に建設された町営住宅は老朽化が著しく、適正な管理戸数の検討や跡地の有効活用などの見直しを進める必要があります。

また、子育て世代の定住化を目的として、新規取得住宅の固定資産税減免を行っており、町民だけではなく、他市町村や住宅メーカーからの問い合わせもあり、住宅を新規取得するにあたり和気町のアピールできる点になっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
社会動態数（単年）	人	▲44	50	50	まち経営課
移住者数（単年）	人	107(R1)	200	200	まち経営課
空き家バンク新規登録申請数（単年）	件	27(R1)	60	60	まち経営課
分譲住宅地の整備	区画	0	25	40	都市建設課
住宅リフォーム補助金	件	300	450	600	都市建設課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 分譲住宅地の整備	町営住宅の跡地等に分譲住宅地を整備します。また、県内不動産事業者への本町の魅力発信などを行い、民間の分譲住宅地を増やす取組を行います。 <具体的事業> ・ 移住・定住者用住宅用地の整備	都市建設課 財政課 まち経営課
2 新規取得住宅の固定資産税減免	新規住宅取得者の経済的負担を軽減するため固定資産税の減免を行います。 <具体的事業> ・ 新規取得住宅の固定資産税減免	税務課
3 移住者向け住宅の提供	町営住宅の一部を移住希望のある子育て世帯用として貸し出します。 <具体的事業> ・ 町営住宅の目的外使用(子育て世帯向け移住促進住宅)	都市建設課
4 空き家の有効活用	空き家を改修して和気町に定住しようとする者に対してその改修に要する費用の一部を補助すること、また、空き家活用の障害(課題)を解決する施策を実施することにより、町内の空き家の有効活用を図ります。 町職員が地域の実状に詳しい区長との情報交換を密にすることにより、いち早く空き家の情報を入手し、移住促進などの有効活用に活かします。 町が空き家等を借り上げリフォームすることにより、移住希望者や移住者のための住宅を確保・整備し、当該住宅を移住希望者に貸し付けます。 <具体的事業> ・ 空き家改修補助金事業 ・ 空き家片付け補助金事業 ・ 空き家活用セミナーの開催 ・ 町職員と地域との連携による空き家の掘り起こし ・ 空き家再生事業による移住促進住宅の整備	まち経営課

関連する個別計画

和気町地域住宅計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
町の定住促進施策を活用するなど、町内に定住します。空き家の有効活用を図るため、町に空き家情報を提供します。	町営住宅や空き家等、安定した住宅供給を促進するとともに、移住定住希望者にタイムリーに住宅情報が届くよう効果的な情報発信を行います。

政策
02**安全で快適な
生活基盤を整える****施策1 安全・安心な道路環境の維持・整備とインフラの長寿命化****施策目標**

大規模災害にも対応し得る、安全で強靱な道路環境が維持・整備され、身近な生活道路が安心して利用し続けられています。

現状と課題

国及び県道整備事業については、継続事業の早期完了に向けた地元調整によるスムーズな事業の進捗と新規事業の採択に向けた要望の継続が重要になっています。また、幹線道路である県道岡山赤穂線の交通事故を減少させるため、幅員の拡幅や歩道の設置等の町民の意見が反映された道路整備が求められています。

町道整備事業については、新設及び幅員拡幅工事、市街地と集落や観光地等を結ぶ道路整備が求められていることから、財源を確保しながら、地域特性に即した効率的な改良と適正な維持管理を計画的に実施し、安全性と利便性の向上を図る必要があります。

橋梁維持管理事業については、高度成長期以降に集中的に整備された橋梁が多く、老朽化の進行による維持管理費の増大が課題です。点検把握による修繕箇所に対し補助金を活用しながら計画的に修繕を実施し、橋梁の長寿命化を図っています。今後は、非破壊検査技術等による低コストで質の高い点検業務の構築が、業務効率化のため必要となります。また、厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、計画的な維持管理・更新等を行うことが必要となります。

中山間地域総合整備事業については、農地等農業用施設や農業集落道路を整備してきましたが、人口流出により過疎化が進み、中山間地域の衰退が課題となっています。

舗装の長寿命化事業については、和気町が管理する町道のなかでも利用頻度が高い路線・区間である、国・県道へのアクセス路線のサービス・レベルを高く保つ必要があります。また、計画的に修繕を実施する必要があるため、厳しい財政状況下で必要なインフラ機能を維持できるよう、コストの縮減や予算の平準化を図る必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
県道岡山赤穂線整備事業の進捗率（県営事業）	%	60.2	71.9	100.0	都市建設課
町道整備事業の改良率	%	40.7	41.2	41.7	都市建設課
橋梁健全度向上	%	40.0 (2 巡回点検)	40.0 (3 巡回点検)	40.0 (4 巡回点検)	都市建設課
道路舗装の実施	%	20.0	70.0	100.0	都市建設課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 国・県道整備事業の推進	安全で利便性の高い道路交通網を構築するため、地元と協力し期成会を設立するなど、和気橋の改築を含む県道岡山赤穂線整備事業の推進に取り組みます。 <具体的事業> ・ 県道岡山赤穂線整備事業	都市建設課
2 町道環境整備事業の推進	歩行者の安全確保と生活環境の向上のため、住宅市街地や集落などにおける生活道路を整備します。 また、夜間における安全対策及び道路状況、交通状況を的確に把握するために、市街地、集落、通学路を中心に街路灯設置の整備を行います。 <具体的事業> ・ 道路新設改良事業 ・ 街路灯設置整備事業	都市建設課 危機管理室
3 橋梁点検事業の実施	橋梁の適正な維持管理のために老朽化による変状の有無を点検し、必要なメンテナンスを行い橋梁の長寿命化を図ります。ドローンを活用した点検業務について調査・研究します。 <具体的事業> ・ 橋梁点検事業	都市建設課
4 中山間地域総合整備事業の推進	農村生活環境等の向上のため集落周辺の道路を整備し、農村の活性化を図り定住を促進します。 <具体的事業> ・ 中山間地域総合整備事業	都市建設課
5 道路舗装の長寿命化事業の検討・実施	道路整備事業におけるコストの縮減や予算の平準化を図るため、舗装の個別施設計画を活用し、効果的かつ効率的な維持管理・更新等の取組を検討・実施します。 <具体的事業> ・ 道路舗装の長寿命化事業の検討・実施	都市建設課

関連する個別計画

和気町橋梁長寿命化計画、舗装の個別施設計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
県道岡山赤穂線整備促進期成会を設立し、効果的な要望活動を実施します。	計画的な道路整備を進め安全で利便性の高い道路網を整備します。

政策 02

安全で快適な 生活基盤を整える

施策2 公園の整備・花と緑にあふれるまちづくり

施策目標

町民の健康的な生活や交流に必要な公園が整備され、自然と共生したにぎわいのあるまちになっています。

現状と課題

身近な公園は、みどり豊かで開放的な環境の下で、散歩、遊び、休息、スポーツなど、健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重な交流の場となるオープンスペースです。

本町にある4カ所の農村公園は、整備から40数年が経過し施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全確保のための施設点検・修繕、景観的にも美しい植栽管理など計画的かつ適切な維持管理を推進していくことが必要とされています。

一方、益原多目的公園は、立地条件や良好な環境にも恵まれ、多様なレクリエーション、町民のくつろぎの空間として親しまれています。子どもが公園内で安全に遊び、自然とのふれあいの中で学ぶことで健全な発達を促す場として地域のにぎわいに寄与しており、今後は施設の適正な維持管理及び魅力ある施設整備が求められています。

活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めるためには、豊かな自然環境を活かした快適な公園を整備する必要があります。子育て世代にとっても、自宅から気軽に行ける公園は、人が集い、交流する場のためにも重要なものになります。新たな公園整備については、本町の分譲宅地整備とあわせて、子育て世代に魅力的な公園を整備することが求められています。

本町は、豊かな自然に囲まれており、山林、河川、そして平野部から傾斜地にかけて広がる農地や集落が、中山間地域の美しい景観を生み出しています。この景色そのものに価値があることを住民は認識し、より良いものになるよう、観光客が訪れる施設周辺等への町花、町木などの植栽を推進していく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
公園の整備	カ所	5	7	8	都市建設課 まち経営課
桜、藤の苗木配布地区数（累計）	地区	0	15	30	産業振興課
桜、藤の苗木個人配布件数（累計）	件	0	500	1,000	産業振興課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 新たな公園整備	<p>町民が集い、交流するにぎわいの拠点を創出するため、本町の分譲住宅地整備とあわせて、子育て世代に魅力的な公園整備に取り組めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 分譲住宅地に隣接する公園の整備 	都市建設課 まち経営課
2 公園の適正な維持管理	<p>公園が町民にとって安全な憩いの場となるよう、現在の安全基準を満たさない遊具等の撤去・処分を含めて既存施設の管理・更新に取り組めます。</p> <p>また、町民との協働による公園の維持管理を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の管理・更新 	都市建設課 産業振興課 まち経営課
3 花と緑にあふれるまちづくり	<p>景観の向上のために片鉄ロマン街道の沿道への町花「藤」、町木「桜」の植栽を推進します。沿道への花植え等を実施する地域団体の活動を支援します。</p> <p>また、町花町木が咲く美しい町の景観形成を促すため、苗木の配布事業を実施します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 町花町木植栽事業 景観向上実施団体の支援 	産業振興課

関連する個別計画

和気町都市計画マスタープラン

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>子どもから大人まで幅広い世代が利用し、交流を深めるとともに、適度な運動により健康寿命の延伸に取り組めます。</p> <p>町民及び地域団体は、景観向上を目指す活動に取り組めます。</p>	<p>ふれあいの場として町民に親しまれる公園を整備し、既存公園の適正な管理・更新に努めます。</p> <p>中山間地域の景観をより魅力的にするため町の観光施設周辺への植栽を推進します。</p>

政策 02

安全で快適な 生活基盤を整える

施策3 適正で合理的な土地利用の推進

施策目標

定住人口確保のための付加価値の高い土地利用が推進され、安全・安心で快適な生活環境が実現しています。

現状と課題

本町は中心部に商業施設や住宅が集まっており、和気駅南の国道沿いを中心に大型商業施設などが建ち並び、良質で利便性の高い生活基盤が構築されています。

本町の玄関口であるＪＲ和気駅周辺の再整備事業により南北自由通路、駅前のロータリー化や駅西踏切の２車線化等の整備を行い、人や自転車、自動車の南北への往来が容易になりました。

持続可能な行政運営をするには、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、住居が公共交通により生活利便施設にアクセスできるなど、高齢者をはじめとするすべての人が快適に暮らせる土地利用を見直していくことが重要です。豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用、新しい住民を呼び込むための付加価値の高い住環境の整備、都市化の進展に対応できる新たなまちづくりへの検討が必要になっています。

本町の土地利用、都市構造においては、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全な地域への諸機能及び居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する土地利用の検討が必要になっています。「防災・減災の視点」からの取組として、防災インフラの整備といった防災・減災対策に加え、農地・森林などの保全を促進させ居住の安全・安心の確保につながるような取組も求められています。また、自然と共生した環境にやさしいまちづくりに向けて、グリーンインフラという視点から土地利用を進める必要があります。

また、駅周辺の施設においては、高齢者やハンディキャップをお持ちの方などの円滑な利用に配慮した施設整備が十分ではなく、町民の安全・安心で快適な暮らしに資する環境整備が求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
用途地域指定区の人口	人	5,100	5,100	5,100	都市建設課
和気駅乗降客数	人	2,710(R1)	3,000	3,000	都市建設課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 定住人口を確保するための有効な土地利用方策の推進	<p>未来につながる住み良いまちを形成するため、高齢化、限界集落化を見据えた有効な土地利用方策の検討を進めます。 移住・定住者の受け皿となる分譲住宅地を整備します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住者用住宅用地の整備 	都市建設課 まち経営課
2 防災インフラの整備（防災・減災対策）	<p>自然災害を未然に防ぐため、荒廃した溪流や山林にえん堤の設置や法面保護の実施、河川流下の妨げになる堆積土の浚渫により居住の安全・安心の確保につながる取組を推進します。 また、自然の有する防災や水質浄化などの力を積極的に利用して、各種事業においてグリーンインフラの推進を検討します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地崩壊防止事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 緊急浚渫推進事業 ・ グリーンインフラの検討 	都市建設課
3 J R 和気駅の整備	<p>J R 和気駅の利便性の向上、すべての人が支障なく利用できる環境を整備します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインに基づく環境整備 	都市建設課

関連する個別計画

和気町都市計画マスタープラン

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
豊かな自然と調和し、景観を保全する土地利用に配慮します。	都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を進めます。 だれもが快適に過ごせる都市空間を整備します。

政策
02**安全で快適な
生活基盤を整える****施策4 地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実****施策目標**

地域の支え合いや、高度な技術の活用により、暮らしを支える公共交通手段の利便性が大きく向上し、高齢者なども気軽に町内を移動できるようになっています。

現状と課題

和気町は、中心市街地周辺に公共施設や病院、買い物等の施設が集中しており、多くの町民は、住居地である中山間地からの移動距離が長く、自家用車での移動手段を利用しています。自動車による移動手段に利便性の高さを感じており、高齢化したドライバーが免許証返納を躊躇し、今後ますます危険な交通環境となっていくことが予測されます。

本町が運営する町営バスは、国道や県道を中心に走る公共交通として運行され、環境への負担軽減対策等の観点から、その役割は大変重要なものとなっています。高齢者などの交通弱者の貴重な日常交通手段として不可欠であり、本格的な高齢化社会の到来を迎え、利用しやすい移動手段・選択肢として定着させることが重要となってきます。

また、自宅から停留所までのラスト1マイルの問題についても、まちづくり協議会等と連携し共助の精神で補うことや、電動カート等を利用しての送迎サービスの検討、バス路線の見直し、ICT技術の活用など、移動手段に係る生活不安解消に努めることが重要となってきます。

高齢者の運転免許証自主返納の増加、自動運転技術の開発など、公共交通を取り巻く環境は転換期を迎えています。車を運転しなくても安心して町の中を移動できるよう、移動ニーズを考慮し、持続可能な地域公共交通網を形成する必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
町営バス利用者（延べ）実績	人	30,391(R1)	31,000	32,000	危機管理室

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 公共交通の維持・充実	<p>現在運行している町営バスについては、スクールバスとの併用で運行していますが、町民のニーズを的確に捉え地域の実情にあわせた、きめ細かな公共交通施策を展開していきます。</p> <p>また、交通安全施策と併せて高齢者ドライバーの運転免許証返納を推進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 町営バスの利用促進 他の公共交通機関との連携強化 ラスト1マイル対策の推進 	危機管理室

関連する個別計画

和気町地域公共交通網形成計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>日常生活の移動手段として、積極的に町営バスを利用します。移動手段の確保を地域の課題として捉え、利便性をさらに高めるための希望やアイデアを町に伝え、利用率の向上に協力します。</p>	<p>町民の意見により、公共交通として交通弱者対策の利用しやすい形態を追求していきます。</p>

政策 02

安全で快適な 生活基盤を整える

施策5 安全で美味しい水の安定供給

施策目標

安全で持続可能な水道事業が進められています。

現状と課題

水道事業については、地域の特性に合わせ上水道事業と簡易水道事業により運営し、安全で安心な水の供給に努めています。

近年、人口減少、少子高齢化、節水型社会への移行により、水道使用量の減少が続いています。今後も給水収益が減少することを踏まえ、水道事業の広域化による安定的な運営が求められています。

水道施設の多くは、高度経済成長期の水需要増加に伴って集中的に整備してきたため、老朽化によるポンプの故障や水道管の漏水等、様々な問題が発生しています。水道管については、下水道管渠布設時に、大部分の水道管を更新していますが、その多くが布設から30年以上経過して、老朽化が進み、更新が必要となっています。

水道施設の老朽化に伴う更新事業及び施設の耐震化に要する事業の財源確保が懸念されるなかで、水道施設の適切な維持管理及び将来にわたり安定した水道サービスを維持するため、水道事業経営戦略、水道ビジョン等の計画に基づいた経営が求められています。さらに、施設点検等に当たっては、AI・ドローン等の未来技術を活用し、より効率的な維持管理が求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
配水池の耐震化	カ所	1	3	5	上下水道課 総務事業課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 計画的な水道施設の更新による水の安定供給	安全で安心できる水を供給するため、老朽化した水道施設（水道管、配水池等）の更新と耐震化に取り組んでいきます。 <具体的事業> ・水道施設の更新と耐震化対策	上下水道課 総務事業課
2 水道事業の健全化	人口減少・少子高齢化等により、料金収入が減少する見込みであるため、持続可能な水道事業を継続していくには、徹底的に経費節減に努めた上で、適正な料金水準を決定し、経営基盤の強化を図ります。 <具体的事業> ・経営安定化対策	上下水道課 総務事業課
3 水道事業の広域化の検討	水道事業の広域化は、料金収入の安定化やサービスの向上、施設余力の有効活用等の効果が期待されており、人材、資金、施設、情報等の経営資源の共有化と効率的活用により、技術の継承を含めた運営基盤の恒久的な維持向上と質の高いサービスを目指すため、検討を実施します。 <具体的事業> ・岡山県水道広域化推進プラン	上下水道課 総務事業課

関連する個別計画

和気町水道事業経営戦略、和気町水道ビジョン

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
水道に対する理解を深めます。	安全で安心できる水を安定的に供給します。 上水道事業における経営基盤の強化を図り、健全で安定した経営に努めます。

政策 02

安全で快適な 生活基盤を整える

施策6 適正で安定した汚水処理の維持

施策目標

生活排水の適切な処理により、河川の水質保全が進み、住みよい衛生環境が整っています。

現状と課題

本町の汚水処理については、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、農業集落排水、合併処理浄化槽により行い、衛生的で快適な環境の確保、環境負荷の低減等の役割を果たしています。

現有施設は、供用開始から30年以上経過し、管渠、処理施設等に老朽化が進行しています。大雨時には、下水道管の老朽化でできたひびや隙間などからの不明水が、浄化センターへ流入し、施設の負担が大きくなっているため、計画的な調査を行い、下水道有収率の向上が求められています。（※下水道有収率…処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合が示され、効率的な管理の指標となっている。）

近年、下水道事業の経営を取り巻く環境は、施設の老朽化、人口減少、節水機器の普及などによる使用料の伸び悩み、国庫補助制度や地方交付税制度が先行き不透明であることに加え、消費税の段階的な引上げなど厳しい状況にあります。そのため、老朽化した施設の更新やコスト削減、近年の集中豪雨や地震への対応など、下水道事業が直面する課題に対して、長期的な視点で方向性を示すことが求められています。持続可能な下水道機能を確保するためには、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進んでいる設備等の長寿命化を図ることが必要となっています。

また、財政面では、起債償還のピークが過ぎ、一般会計からの繰入金は減少しているものの、経営に必要な収入を確保するため、下水道使用料の適正な水準を検討し、コスト削減に努め、将来の更新に向けた財務基盤の強化を努めることが課題となっています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
下水道有収率	%	74.4	80.0	85.0	上下水道課 総務事業課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 計画的な下水道施設の整備	適切な水処理を行うためには、計画的に施設の耐震化に取り組むとともに、施設の劣化状況に応じた改修及び改築により、施設の長寿命化に取り組みます。 <具体的事業> ・老朽化施設の長寿命化対策	上下水道課 総務事業課
2 不明水流入の対策調査	不明水の流入については、浄化センターの負担を軽減するため、下水道管、公共樹等の調査を継続的に実施します。 <具体的事業> ・不明水対策	上下水道課 総務事業課

関連する個別計画

下水道ストックマネジメント計画、和気町下水道事業経営戦略

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
清潔で快適なまちを目指し、適切な生活排水を行います。	下水道事業における経営基盤の強化を図り、健全で安定した経営に努めます。 下水道施設の維持管理を十分行い、適切な水処理を実施します。

基本目標 6

交流が生まれ、活力に満ちたまち

【産業振興・交流】

政策 01

個性を生かし、能力を発揮して 生涯活躍できる環境を創る

- 【総合戦略】 施策1. 農業の振興(成長産業化支援、次世代の担い手確保) … 154
- 【総合戦略】 施策2. 起業・創業支援・企業立地の推進 … 156

政策 02

交流により、人が集い にぎわうまちを創る

- 【総合戦略】 施策1. 地域資源を生かした観光の振興(改めて和気清麻呂、和気広虫に光を当て、歴史・文化遺産を活用し国内・国際交流を推進する。) … 158
- 【総合戦略】 施策2. スポーツを核とした交流の推進 … 160

政策 03

にぎわいと雇用を生み出す 地域産業の活性化を促す

- 【総合戦略】 施策1. 中小企業・小規模事業者の振興 … 162

政策 04

循環型資源の利活用により、 持続可能な産業構造を創る

- 【総合戦略】 施策1. 里山林の利活用と保全の推進 … 164

政策
01**個性を生かし、能力を発揮して
生涯活躍できる環境を創る****施策1 農業の振興（成長産業化支援、次世代の担い手確保）****施策目標**

地域の特性を活かした農業が盛んに行われており、農業への関心が高まることで新たな担い手が育ち、安定的で持続可能な農業経営が進められています。

現状と課題

全国的な少子高齢化、人口減少の傾向が強まるなか、本町では移住定住施策の推進により、新規就農を希望する移住者も増えています。しかし、大部分の農地を占める米作農家においては、米価下落により採算性の悪くなった農業経営を次世代に引き継ぐことができず、農業者の高齢化や後継者不足の問題が深刻化しています。

農業従事者の減少は、和気町のみならず全国の農業の基盤を揺るがすものです。地域農業の担い手への農地の集積・集約化など、“農地利用最適化”の取組が最優先の課題であり、その基礎となる“人・農地プラン”の策定をすべての地区で進めていく必要があります。

また、新規就農を検討する場合、収入のない技術習得期間に加え、高額な初期投資、その後の農業収入の低さが、農業を職業として選択することへの障壁となっています。これらの解決のため、新規就農者への資金、技術習得等の支援、そして、高付加価値作物の推進など“もうかる農業”への転換を図り、農業所得向上につなげていく必要があります。

高齢化、後継者不足による農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地は年々増加しており、中山間の地域では顕著にその傾向が見られます。耕作放棄地の増加は景観を損ねるだけでなく、雑草の繁茂により、害獣の住処になるなど、近隣農地への悪影響が懸念されます。また、将来、地域農業の担い手へ集積するためにも農地の良好な保全を継続していく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
認定農業者数	経営体	28	30	35	産業振興課
新規就農者数実績	人	4	7	10	産業振興課
耕作放棄地面積	ha	52.3(R1)	50.0	45.0	産業振興課
有害鳥獣被害額（水稻）	千円	900(R1)	700	500	産業振興課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 地域農業の担い手、新規就農者の育成	<p>地域農業の担い手や新規就農希望者の技術習得、初期投資の資金等、導入期における支援の充実を図ります。また、本町での就農をイメージできるような農業体験等の観光プログラム開発を推進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農準備講座・農業実務研修等 ・ 農業体験等の観光プログラム推進 	産業振興課
2 もうかる農業への転換	<p>効率的運営のため地域農業の担い手への農地集積・集約化、スマート農業等先進技術を活用した作業の軽労化を図ります。農業事業者の経営所得安定化のため、高付加価値作物への転換や、農業の六次産業化を推進し、農業者の所得向上につながる取組を支援します。</p> <p>米価下落が本町の農業振興に大きく影響していることから、米の新たな販路、販売手法の開拓を推進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマート農業等先進技術の活用 ・ 高付加価値作物の推進 ・ 六次産業化の推進 ・ 米の新たな販路開拓 	産業振興課
3 耕作放棄地の解消	<p>景観及び里地里山環境の保全と将来の担い手へのニーズに応えるため、耕作放棄地の解消を図ります。</p> <p>農地パトロールによる耕作放棄地の早期発見と利用意向の確認により荒廃化を抑制します。また、人・農地プランにより貸し手・借り手のニーズの把握及びマッチングを行い、耕作放棄地の有効活用を促進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地パトロール・農地利用意向調査の実施 ・ 農地の集積・集約化 	産業振興課
4 鳥獣害対策の推進	<p>農業者の営農意欲低下を招かないよう鳥獣害対策を推進します。捕獲活動を助成することで、有害鳥獣の個体数抑制を図ります。また、防護柵設置に対する助成により作物被害抑制、農地保全を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲事業補助金 ・ 野猪等防護柵設置事業補助金 	産業振興課

関連する個別計画

和気町農業振興地域整備計画、新規就農者等確保計画、人・農地プラン、和気町鳥獣被害防止計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>新規就農者は、創意工夫によって早期に自立した営農確立を目指します。</p> <p>農地所有者は、地域農業の担い手へ農地を譲渡、貸出等、農地の集積・集約化に協力します。</p>	<p>新規就農者の導入支援や六次産業化に向けた取組への支援を行いつつ、本町での就農をイメージできるような農業体験等の観光プログラムを積極的に立案します。</p>

政策
01**個性を生かし、能力を発揮して
生涯活躍できる環境を創る****施策2 起業・創業支援・企業立地の推進****施策目標**

若者や移住者の起業が増え、地域の産業が活性化しています。また、新たな企業立地が進み、地域に安定的な雇用が創出されています。

現状と課題

近年、町外から様々な技術や知識を持った移住者が増えています。今まで本町になかった分野の店舗や事業所の出店などが期待できることから、和気商工会や地域金融機関との連携を進め、若者や移住者の起業・創業支援を行っていく必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、都市部の企業はリモートワークを推進しており、地方でのサテライトオフィス[®]を活用する事例も出て来ています。本町においても都市部から移住した若者世代を中心にリモートワークを活用した働き方をする人が増えつつあり、サテライトオフィスの誘致など若者に魅力のある雇用を増やしていく取組が求められています。

統廃合により廃校となった学校跡地については、跡地利用の公募を行いました。2つの小学校はまだ利活用方法が決まっていません。町による利活用だけでなく、民間資本の活用、民間企業への貸し出しも視野に入れながら、地域の活性化につながる利活用を検討する必要があります。若者が魅力を感じる就労環境の整備を目的に、オンラインワーク従事者が集まるようなにぎわい創出複合施設の整備などについても検討する必要があります。

企業誘致については、地震や津波などの自然災害リスクの少なさや高速道路などの交通の利便性の良さをPRするだけでなく、企業側が懸念する「従業員の確保」についても対策を行う必要があります。また、現在企業誘致の適地は、令和3（2021）年度から販売を開始予定の「矢田団地」しかないため、新たな企業用地の確保が課題です。適地調査による用地の選定や、民間所有の空き用地等の情報収集を行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年 (R3~R7)	令和12年 (R3~R12)	
町の支援による創業件数（累計）	件	3	25	50	産業振興課
にぎわい創出複合施設の設置（累計）	件	0	1	2	まち経営課 財政課
企業立地件数（累計）	件	1	3	6	まち経営課
企業誘致等による雇用創出数（累計）	人	15	80	125	まち経営課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 起業・創業支援	和気商工会や地域金融機関と連携して、起業家の発掘及び起業支援を進めます。 <具体的事業> ・ 起業・創業支援事業	産業振興課
2 若者や子育て世代に魅力のある就労環境の整備	空き家や廃校跡地を活用したサテライトオフィスの誘致や、レンタルオフィスを有するにぎわい創出複合施設の整備など、若者や子育て世代に魅力のある就労環境づくりに取り組みます。 <具体的事業> ・ サテライトオフィスの誘致 ・ にぎわい創出複合施設の整備	まち経営課 財政課
3 企業誘致の推進	立地意向のある企業の情報収集を行い、トップセールスを含む企業誘致を積極的に行います。また、企業誘致ホームページを改修し、本町の災害リスクの少なさや交通の利便性の良さなどの魅力を分かりやすく紹介します。 <具体的事業> ・ 企業誘致推進事業	まち経営課
4 企業用地の確保	適地調査や民間が所有している空き用地等の情報収集を行い、企業用地の確保を図ります。 <具体的事業> ・ 企業用地適地調査事業	まち経営課
5 従業員確保の支援	ハローワーク及び近隣市と連携して合同の就職面接会等を開催し、企業の人材確保の支援及び地元の若者の定住支援、Uターン就職の促進を図ります。 <具体的事業> ・ 就職面接会開催事業	まち経営課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
町民は、町の支援施策も利用して地元で就職または起業し、やりがいや充実感を感じながら働きます。 企業は、町が開催する企業面接会などに積極的に参加し、地元住民の採用拡大に努めます。	商工会、金融機関と連携して起業家増加に努めます。また、地元企業と連携して面接会や説明会を開くなど、地元雇用の拡大を図ります。

政策
02**交流により、人が集い
にぎわうまちを創る****施策1 地域資源を生かした観光の振興（改めて和気清麻呂、和気広虫に
光を当て、歴史・文化遺産を活用し国内・国際交流を推進する。）****施策目標**

近隣地域を含めた観光ルートが人気で、年間を通して観光客が訪れており、町内の観光消費も向上しています。農業や田舎文化など地域資源を生かした体験型プログラムにより交流人口が増加し、リピーターや移住・定住にもつながっています。

現状と課題

本町の観光振興は、これまでの取組により、藤まつりは春の、和文字焼きまつりは夏の風物詩として県内外に認知され、多くの人に親しまれるようになりました。また、和気鶴飼谷温泉を始め、片鉄ロマン街道、岡山県自然保護センターなどは、一年を通して多くの方にご利用いただいています。しかし、各観光スポットの知名度は低く、滞在時間の短さから町内での観光消費につながっていないため、地域資源の魅力の深掘りや連携、そして効果的な情報発信によって新たな魅力を生み出す工夫が重要になってきます。

町内には観光振興の拠点である和気鶴飼谷温泉を中心に、アウトドア系の地域資源が点在しており、これらを連携させたPRが求められています。また、和気清麻呂、和気広虫、津田永忠など本町ゆかりの偉人たちの功績に今一度スポットを当て、ひときわアピールし、観光に関連付ける必要があります。

さらに、広域的には、旧関谷学校（備前市）、備前焼（備前市）、日本刀（瀬戸内市）など、外国人観光客にも知名度の高い観光資源があることから、近隣市町との広域連携を図り、国内外の観光誘客につながる観光プログラムの開発も求められています。

近年、SNSの普及により個人が実体験を発信するニーズが高まっています。住民とも協働し、アウトドア、史跡めぐり、農業や田舎文化など、様々な分野の地域資源を生かした体験型観光プログラムの開発にも取り組み、滞在時間の延伸及び観光消費の拡大につなげていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
和気鶴飼谷温泉利用者数（宿泊）	人 <small>(R元年度実績)</small>	1,890 (11,457)	12,000	13,200	産業振興課
和気鶴飼谷温泉利用者数（日帰り浴）	人 <small>(R元年度実績)</small>	24,642 (111,925)	125,000	130,000	産業振興課
藤まつり参加実績	人 <small>(R元年度実績)</small>	0 (57,879)	64,000	70,000	産業振興課
美しい森利用実績	人 <small>(R元年度実績)</small>	1,796 (2,068)	2,700	3,400	産業振興課
りんご販売量	千円 <small>(R元年度実績)</small>	562 (1,057)	2,000	4,000	産業振興課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 和気鶴飼谷温泉を中心とした観光プログラムの創出	<p>本町の観光の拠点である和気鶴飼谷温泉を起点として、地域資源をつなぎ合わせる観光プログラムの創出を推進します。また、既存の観光資源についてもその魅力を深掘し、関連する観光資源と連携を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 和気鶴飼谷温泉を起点とした観光プログラムの開発 既存観光資源の魅力再発見 	産業振興課 総務事業課
2 アウトドア系観光資源の有効活用	<p>本町のアウトドア系スポットは、連携が容易なだけでなく、感染症を避ける新たなニーズとして利用者が増加傾向にあり、成長が期待できることから早急に観光プログラムを創出します。また、「アウトドア=和気」というイメージを発信するため、各スポットを統一的なブランドとして情報発信していきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> アウトドアスポットを活用した観光プログラムの開発 アウトドアスポットとしてのブランド戦略 	産業振興課 総務事業課
3 体験型観光プログラムの開発	<p>SNS等の普及により特別な体験へのニーズが高まっていることから、農業体験、田舎文化体験、ドローン操縦体験、移住体験など、町の魅力を深く感じられる様々な分野の体験型観光プログラムを開発することにより交流人口の増加を図っていきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 体験型観光プログラムの開発 	産業振興課 総務事業課 まち経営課
4 広域連携による外国人観光客の誘客	<p>本町だけでは誘客の難しい外国人観光客を呼び込むため、世界的に知名度の高い観光資源を有する近隣市町と連携を図ります。外国人観光客のニーズに合わせた観光振興を行います。また広域連携により地域を通しての滞在時間延伸を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 広域観光プログラムの開発 外国語版パンフレット等の作成 	産業振興課
5 歴史文化、文化遺産を生かした観光振興	<p>和気清麻呂、和気広虫、津田永忠など、和気町ゆかりの人物の功績を再評価し、町内に点在する史跡と併せて観光振興、地域振興につなげていきます。歴史民俗資料館を活用し、地域の歴史を学び、体験できる観光プログラムの開発を推進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史文化をテーマにした観光振興 歴史民俗資料館魅力化事業 	社会教育課 産業振興課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>住民は、あらゆる分野で地域資源の魅力を見直し、郷土愛を育みます。また、和気町を訪れた観光客等に町の魅力を伝える活動に参加します。</p>	<p>町は、観光資源だけでなく、農業や歴史・文化など様々な分野の地域資源が持つ魅力を生かし、住民との協働により観光プログラムを開発します。</p>

政策
02**交流により、人が集い
にぎわうまちを創る****施策2 スポーツを核とした交流の推進****施策目標**

スポーツを中心とした新たな交流空間を創出することで、町外から多様な人々が集い、交流人口が増加しています。

現状と課題

スポーツは感動を与えるだけでなく、地域への社会的効果、経済効果を創出し、持続的なまちづくりや地域の活性化に資する大きな可能性を秘めています。また、スポーツ大会やスポーツアクティビティ等への参加料や附随する各種イベント等における事業収入のほか、選手や観戦者、観光客等、町外から地域を訪れる人々の滞在に係る消費（宿泊、飲食、観光など）といった経済効果も期待できます。

本町のような中山間地域においては、高低差を利用しヒルクライムやトレイルランなどが楽しめる場所としての可能性や、サイクリングやランニングに最適な片鉄口マン街道の利活用策も重要になってきます。

また、全国各地で総合運動施設の新設・建替構想が検討されており、スポーツ庁をはじめ、文部科学省による支援メニューのほか、国土交通省、内閣府や経済産業省などの各種制度も活用できる等、国として各地域における改革を後押ししている状況にあり、町としてもスポーツを核とした新たな交流施設の整備に向け対策を講じる必要があります。

スポーツという新たな観光の切り口によって地域の誘客ターゲットを拡大できる等、幅広い関連産業の活性化や交流人口拡大による地域活性化に大きく寄与することから、スポーツによる地域活性化の実現に向けて、官民が連携・協働してスポーツツーリズムの需要拡大・定着化に取り組んでいく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
レンタサイクル利用実績	台 <small>(R元年度実績)</small>	379 (1,004)	1,500	2,000	産業振興課
各種大会の実施数	件 <small>(R元年度実績)</small>	40	45	50	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 スポーツによる町民交流の活性化	和気町の文化や地理的環境を活かした町民だれもが取り組める中長期的なスポーツの振興を進めます。体力づくりや健康づくりだけでなく、町民同士や地域同士での交流を生み出し、新たな地域活動の創出と活性化につなげます。 <具体的事業> ・ 町民に親しまれる特徴的なスポーツの振興	社会教育課
2 各種大会等の誘致	和気駅や和気インターチェンジに近いという和気町体育館の立地を活かし、岡山県・中国地方・全国といったスポーツに関する大会を誘致するとともに、交流人口の増加を図ります。 <具体的事業> ・ スポーツ大会等の誘致	社会教育課
3 交流人口の創出	和気町体育館や交通公園などを拠点にしたトレイルラン、ヒルクライム、サイクリング、ランニングなどのモデルコースを設定し、町内外に情報を発信し、町外からの交流人口の増加に努めます。 <具体的事業> ・ 自然を活かしたアクティビティの創出	産業振興課 社会教育課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
様々なスポーツや関連するイベントに参画するとともに、他地域からの参加者を歓迎し、積極的に交流します。	地域や関係団体・町関係部局などとともに、大会の誘致やサイクリングやランニングなどの新しいモデルコース策定を推進して情報発信し、交流人口の増加を推進します。

**政策
03****にぎわいと雇用を生み出す
地域産業の活性化を促す****施策1 中小企業・小規模事業者の振興****施策目標**

新しい技術やサービスで新ビジネスに挑戦する中小企業・小規模事業者が増えており、地域経済が発展しています。

現状と課題

人口減少や少子高齢化等に起因する地域課題は多様化、深刻化し、町内の中小企業・小規模事業者の経営は厳しさを増していますが、このような状況下にあっても新たな分野、新事業に果敢に挑戦する企業に対して効果的な支援が行えるよう、商工会や地域金融機関等と連携して取り組んでいく必要があります。

新型コロナウイルス感染症のように町内の消費が短期間で大きな影響を受ける事態に備え、国の支援策はもとより、町独自の取組として、最も影響を受けている業種への効果的支援が行えるよう情報収集に努める必要があります。

本町には魅力ある農産物や観光資源が多くありますが、これらを活かした特産品開発の取組は始まったばかりであり、更なる充実が求められます。和気商工会が行うブランド認証制度の取組を活性化させる必要があります。

未来技術は有効に活用することで、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業を大きく向上させることが期待されます。町としても Society5.0 の実現に向けた取組などを進め、新サービスが生まれる土台づくりを行う必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
創業支援事業利用件数（県・町）	件	6	10	10	産業振興課
特産品ブランド認証件数（累計）	件	30	40	50	産業振興課
にぎわい創出複合施設の設置（累計）	件	0	1	2	財政課 まち経営課
ドローン等の未来技術を活用したサービス創出数（累計）	件	1	3	6	まち経営課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 商工会の支援と連携	和気商工会は、中小事業者や起業者の経営指導・相談等、商業振興の中核的役割を担う存在であり、その安定的な活動を支援するため、補助金を交付します。また、商工会との連携により、中小事業者や、起業を目指す若者への経営支援策を検討します。 <具体的事業> ・ 商工会への補助金	産業振興課
2 商工業者への支援	和気商工会や地域金融機関等との連携を強化し、若者等の起業支援や経営指導を行います。固定資産税減免等により製造業者の設備投資を促進します。また、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などにより経済、社会情勢が変化する中においても中小企業・小規模事業者が事業を継続できるよう経営を支援します。 <具体的事業> ・ 起業支援・経営指導の充実 ・ 製造業者による設備投資等促進 ・ 感染症、災害等発生時の経営継続支援	産業振興課 税務課
3 特産品の開発、販売促進	和気商工会の特産品ブランド認証制度の取組を推進します。認証を受けた商品が、インターネット等により全国展開につながるなど、メリットを感じられる仕組みを構築し、認証を希望する事業者・特産品の増加を図ります。 また、町内の魅力ある農産物や観光資源を活用した特産品開発、情報発信による利用促進を図ります。 <具体的事業> ・ 特産品ブランド認証制度の推進 ・ 町内農産物等の利用推進	産業振興課
4 未来技術活用による地域産業の活性化支援	ドローンを活用した取組を進めることで、様々な地域課題の解決・改善を目指すだけでなく、新サービスの創出や労働機会の拡大、人の流入による地域経済の活性化を図ります。 <具体的事業> ・ ドローン活用推進事業	まち経営課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
事業者は、近代化など創意工夫により経営の合理化を図り、経営を継続します。また、地域資源を活かした特産品の開発等を行います。 和気商工会は、若者の起業支援や商工業者の経営指導等を行います。	町は、商工会や地域金融機関等と連携して、若者の起業支援や商工業者の経営支援策を立案・実施します。

政策
04**循環型資源の利活用により、
持続可能な産業構造を創る****施策1 里山林の利活用と保全の推進****施策目標**

山林の計画的伐採により災害に強い森林が形成されています。また、森林資源が有効に活用され、林業が活性化しています。

現状と課題

中山間地域である本町の大部分は山林に囲まれており、かつては建築資材や燃料木としての需要も見込まれ、造林事業への取組が盛んに行われていましたが、今日では、森林資源への需要は大きく減少し、スギやヒノキの人工造林が資源の利用期に移行しているにもかかわらず放置され、里地里山の荒廃化が進んでいます。

森林には、表層崩壊や土砂流出を防止する林地保全機能があります。針葉樹の人工造林においてこの機能を十分に発揮させるため、適正な管理により根系や下層植生の発達を促進し、土壌を安定させる必要がありますが、長年の放置により、間伐や枝打ちなどがなされず光の通らない人工林では、下層植生が消失し、土壌侵食、土砂崩れが懸念されています。

災害に強い森林づくりを推進するためには、林地保全機能が強いとされる針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林を目指し、計画的な伐採を行う必要がありますが、森林資源に価値がない状態では、個人が所有する山林で伐採が計画的に進むことは期待できません。伐採に伴い発生する大量の木材の新たな活用方法を模索する必要があります。町内全域での定期的な伐採を促すには、長期的かつ安定的に森林資源の活用が見込まれる木質バイオマス発電等への活用についても検討していく必要があり、併せて町内の林業事業者の育成等の取組も求められます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
森林経営計画策定面積	ha	226	1,300	2,300	産業振興課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 災害に強い森林形成	<p>放置された山林を計画的に伐採することで、災害に強い針広混合林形成を推進します。計画的伐採に必要な森林経営計画の策定を山林所有者に促します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画策定の推進 	産業振興課
2 林業の振興	<p>森林資源に新たな価値を見出さなければ、山林の計画的伐採や災害に強い森林形成は進みません。</p> <p>伐採により生じた木材の有効活用方法を模索することで森林の計画的な管理・運営を促進し、林業の活性化を図ります。</p> <p>また、効率的な林内施業や計画的伐採に必要な林道等の路網整備を促進します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林資源の有効活用 木質バイオマス発電等への活用 林道整備事業等への助成 	産業振興課

関連する個別計画

和気町森林整備計画、森林経営計画（経営体）

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>山林所有者は、森林の計画的伐採に取り組みます。</p> <p>林業事業者は、事業採算性の取れる木材の有効活用方法を検討します。</p>	<p>森林の計画的伐採がなされるよう、山林所有者の森林経営計画策定を促進します。</p> <p>森林資源の有効活用方法を検討します。</p>

基本目標 7

人口減少社会に対応した、 効率的で持続可能な行財政運営 【自治体運営】

政策 01 町民に開かれた健全で持続 可能な行財政運営を行う

施策1. 健全で持続可能な行財政運営の推進	168
施策2. 広報・広聴の強化	170
施策3. 公共施設の整備・統合と利活用	172
施策4. 広域連携・自治体間連携の推進	174
【総合戦略】 施策5. ふるさと応援寄附金の推進	176

政策 02 人口構成のバランスを改善し、持 続可能な活気あふれるまちを創る

【総合戦略】 施策1. 若者世代の移住・定住促進、タウンプロモーションの推進	178
--	-----

政策 01

町民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う

施策1 健全で持続可能な行財政運営の推進

施策目標

新たな取組、斬新な発想で様々な財源の確保と事業の選択と集中を実行し、コンパクトでありながら強靱かつ持続可能な財政基盤の構築を進め、日々変化する社会情勢や住民ニーズに対し、迅速に対応できる柔軟な財政運営ができています。

現状と課題

今後の町財政運営においては、合併による財政的恩恵が無くなることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい財政運営に迫られることが予測されます。さらに、超高齢化に伴う社会保障費や公共施設老朽化対策などにより財政需要が年々増加するなか、いわゆる「2025年問題」も控えており、後期高齢者医療費、介護給付費など社会保障費がさらに急増することで、扶助費をはじめとする義務的経費がますます増加することが懸念されます。

このような状況に対応するため、新たな財源の確保と前例を踏襲しない新たな発想による聖域なき歳出の削減を行い、真に町民が求め、和気町にとって必要な事業に対して財源の“選択と集中”を図っていく必要があります。

町税の滞納による未収金の増加は、自主財源の安定的確保を図る上で、大きな課題となっていることから、滞納対策を強化していく必要があります。現在、町で行っている徴収事務では、滞納処分により、滞納者が減少する一方、完納の目途が立たないなど、徴収が困難な案件が残っており、徴収率の向上に支障をきたしています。岡山県や岡山市町村税整理組合と連携し、徴収等に関する専門的知識の習得等職員の能力向上を図り、困難案件の解消につなげる必要があります。

マイナンバーカードは各地のコンビニエンスストアで役場の開庁時以外でも証明書を取得できるという点で、住民の利便性の向上に寄与しています。令和3（2021）年3月からは健康保険証利用も開始され、今後も利活用の場面が広がる事が想定されているため、徐々に申請件数が増えてくるものと思われませんが、住民一人ひとりが安全安心にマイナンバーカードを取得し、その後、更なる住民サービスにつなげていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
経常収支比率	%	91.3(R1)	90.7	89.3	財政課
実質公債費比率	%	12.1(R1)	9.7	8.9	財政課
将来負担比率	%	71.6(R1)	33.2	11.7	財政課
町税の収納率	%	97.92(R1)	98.10	98.30	税務課
町税滞納処分実績	千円	4,328(R1)	5,000	6,000	税務課
職員定数削減実績	人	196	188	178	総務課
マイナンバーカード普及率	%	25	100	100	住民課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 財政の健全運営	<p>今後予測される地方税収の減少と財政需要の増需に耐えうる強靱な財政構造の構築を図り、持続可能な財政運営を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> “選択と集中”による予算編成 	財政課 及び すべての課
2 税収入の確保	<p>税に関する啓発活動と納税者の納付方法の利便性向上を図り、納税本来の姿である納期内自主納付を促進していきます。また、適切な滞納整理対策とともに、納税しやすい環境づくりに努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な納税方法の検討 新規滞納発生抑制 	税務課
3 職員研修の実施	<p>自主研修、職場内研修、職場外研修のそれぞれの特性を活用し、自ら行動することのできる「職員力」の高い職員を育成します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部との人事交流 職員のキャリア開発の支援 	総務課
4 組織機構の見直し	<p>地域主権改革等の時代の変化や町民ニーズの変化に対応するとともに、政策・施策の推進のため、必要に応じて組織機構の見直しを行います。</p> <p>また、計画的な職員採用、職員配置の一層の効率化・適正化を進めながら、減少基調の定員管理を行います。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 和気町定員適正化計画の進捗管理 職場環境の改善・活性化 	総務課
5 行政のスリム化	<p>行政と民間が担う役割を明確にしなが、民間活力の導入により効率性や経済性が効果的なものについては、行政サービスの委託や指定管理者制度等を推進し、行政のスリム化を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間能力の活用 	総務課
6 マイナンバーカードの普及促進	<p>マイナアシストを用いた出張申請支援や休日交付を行い、マイナンバーカードの利活用を促進するため、コンビニエンスストアでの戸籍等証明書交付サービスの拡充や図書館カードとしての独自利用等、新たなサービスの提供を進め、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、住民サービスの向上に努めます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの普及促進 	住民課
7 行政文書の電子化	<p>行政文書の電子化を行い、経費削減並びに手続きの簡素化及び事務の効率化を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書の電子化 	財政課

関連する個別計画

和気町財政運営適正化計画、和気町定員適正化計画、マイナンバーカード交付円滑化計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>町の予算、決算により税金の使途について関心をもちます。</p> <p>積極的に電子手続きを活用します。</p>	<p>税金を有効に使うため、町民ニーズの高い事業に対して集中的に配分し、費用対効果を高めるとともに、財政の健全化を推進します。</p> <p>スマート化、電子化が可能な手続きを精査し、電子手続きを積極的に導入します。</p>

政策 01

町民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う

施策2 広報・広聴の強化

施策目標

町民の町政についての理解とまちづくりに対する参加意識を高めるとともに、幅広い町民意向を把握し、町民の意見をまちづくりに反映するための積極的な広報・広聴活動ができています。

現状と課題

広報の現状としては、インターネットを介したホームページやSNSによる情報発信が発達する中、従来からの「広報わけ」「和気町行事予定表（カレンダー）」は、高齢者を中心としたインターネット等の活用が困難な情報弱者に対して、現在でも町政情報の提供手段として重要な役割を担っています。その一方で、インターネットとは異なり、広報紙等では、町外に対してイベントや町政情報、町の魅力を発信することが難しいことが問題と考えています。そのため、紙媒体の活用としては、新聞誌面に掲載されることが最も即時性があり有効的な手段ですが、現状は新聞社への情報提供件数が少ないことが課題となっています。

紙媒体、電子媒体を含め、町の情報を提供することは、町民の町政に対する理解や興味を深めるとともに、町への愛着を高めることで、まちづくりへの参加意識の向上を図るため必要なことです。広報紙においては町民の声を反映した紙面の充実を図るなど、魅力的な広報紙を発行するとともに、町外への幅広い情報提供の在り方も今後継続して検討する必要があります。

また、広聴の現状としては、現在、町民から寄せられた要望や提案等について、どのように町政に反映させたかを公表する仕組みを有していません。町民が町政に対して関心を持ち、町民と行政の協働によるまちづくりをより一層推進するためには、共に考えるための情報共有と、町民の要望や提案を町政に反映させる仕組みづくりが必要です。町民と行政がそれぞれ一方通行の関係にならないよう、町が保有する重点施策やそれに伴う事業展開、予算展望など、様々な行政情報について町民に分かりやすく広報するとともに、意見交換等の対話型の広聴に取り組み、町民と行政が情報を共有しながら本町のまちづくりを進めていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
新聞掲載依頼件数	件数	21	30	50	財政課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 要望・提案等ができる機会の拡充	若い世代も含め、町民が町や町政に対して興味や関心を持ち、まちづくりへの参画をより身近なものとして捉えることができるよう、広聴活動の拡充を図り、町政に対してだれもが気軽に要望・提案等ができる機会を充実します。 <具体的事業> ・町民対話事業	総務課
2 町民目線で伝わる広報	広報紙については、本町が伝えたい「お知らせ型」広報に加えて、「町民が知りたい」ニーズを意識した視点からの紙面づくりと、広報紙を通じて、町民が町や町政に対して興味や関心を持ち、まちづくりへの参画をより身近なものとして捉えることができるよう、町民参加型の紙面づくりを行います。 <具体的事業> ・町民参加型紙面欄の作成	財政課
3 町政情報等の発信	現在、各課及び区長を通じて得た行事・イベント等について、新聞などを使い広報していますが、まだまだ発信力が足りない事から、さらに多くの情報を収集し、町内外に向けて情報提供を行うとともに町の魅力を発信しています。 <具体的事業> ・新聞等への町政情報の発信	財政課 及び すべての課
4 ホームページの充実	各担当部署へ情報掲載の依頼等を行い、リアルタイムの情報伝達ツールとして活用させます。社会の変化を的確に捉え、よりニーズに合ったレイアウト、記事掲載を行います。 <具体的事業> ・ホームページの情報掲載内容の充実 ・ホームページの改良	財政課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>行事や出来事等の写真等を町に提供することで、自らが積極的に行政と関わりを持ち、町政への興味関心を深め、まちづくりの一役を担います。</p> <p>報道委員は積極的に報道委員会で町民が興味関心を持つニーズについて行政に伝えます。</p> <p>意見交換会やアンケートなどに積極的に参加し、要望や意見を伝えます。</p>	<p>だれもが気軽に要望・提案等ができる機会を提供し、充実した広聴活動を行うとともに、「町民が知りたい」ニーズを意識した視点からの広報活動及び広報紙紙面での町民発信コーナーの作成を展開し、町民と行政とが協働したまちづくりを進めます。</p>

政策 01

町民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う

施策3 公共施設の整備・統合と利活用

施策目標

老朽化施設の長寿命化や改修など、適正な利活用ができています。
少子化、人口減少を踏まえ住民ニーズに対応した公共施設の適正運用ができています。

現状と課題

高度経済成長期における人口の急増に伴い、学校、公営住宅、町民利用施設などの公共建築物や道路、橋りょう、上下水道などの社会インフラを整備してきましたが、これらの多くが整備後30年以上経過しており、今後は維持管理・修繕・更新に係る多額の経費が必要になることが見込まれています。

また、今後の少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少などにより、大幅な税収等の増加が見込めない中で更新費用の確保が困難な状況が予想されており、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっています。

さらに、人口減少などによる社会情勢の変化は、従来の公共サービスのあり方にも影響を及ぼし、これまでと同様の考え方では多様化する住民ニーズに対応したサービスの提供ができなくなることが考えられます。

このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するためには、施設の現状や課題を調査・分析し、住民ニーズを明らかにするとともに、その結果を踏まえた見直しを図り、公共施設等の安全性の確保及び効率的な活用が必要となります。

こうしたことから、将来町民に憂いのないよう、公共施設等の管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう、平成28(2016)年度に策定した和気町公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設等の管理・運営することが求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
和気町公共施設等総合管理計画の改定	改定回数	策定済	1	1	財政課
学校跡地利活用数(学校数)	学校数	6	1	1	財政課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 財産の適正管理	<p>個別財産の利活用方針を定め、民間への貸付や売却処分等も含め積極的に利活用します。</p> <p>公共施設の機能強化、複合化、ICTへの対応やまちづくり関連計画や自然環境などに配慮するとともに、住民の利便性向上を図ります。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の将来を見据えた管理計画 遊休地、未利用財産の利活用方法の検討 	<p>財政課 及び 公有財産を 所管する すべての課</p>
2 学校跡地の利活用	<p>旧日笠小学校及び旧山田小学校の利活用について、地域の実情や意見、町内外の意見、町としての意見を踏まえ、最善の方法を模索しながら検討します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 利活用案の収集 利活用事業者の公募 	<p>財政課</p>

関連する個別計画

和気町公共施設等総合管理計画

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>ニーズに対応した公共施設を積極的かつ大切に活用します。必要な施設の利用方法を住民ニーズとして発信します。</p>	<p>民間活力の導入も検討しながら、公共施設の適切な維持管理を推進します。住民ニーズにあった公共施設の設置、改修を行います。</p>

政策 01

町民に開かれた健全で持続可能な行財政運営を行う

施策4 広域連携・自治体間連携の推進

施策目標

町民が安全安心で快適な暮らしを営んでいけるようにするため、あらゆる資源を活用した近隣市町や関係機関との連携強化が進められ、地域の実情に応じた、多様で質の高い行政サービスが提供されています。

現状と課題

岡山県後期高齢者医療広域連合、東備消防組合、和気老人ホーム組合、和気北部衛生施設組合、和気赤磐し尿処理施設一部事務組合など様々な分野で県内の市町村と連携した広域行政を行ってきました。

また、本町は、岡山市を中心とした8市5町で形成される「岡山連携中枢都市圏」の構成町であり、地域経済の活性化や住民サービスの維持などに協力して取り組んでいます。

社会経済活動の高度化、交通手段や情報通信手段の発達等により、町民や事業所の活動範囲が広がることに伴い、広域行政に対するニーズもさらに高まっています。行政区域をこえた課題やニーズに対応するためには、より広域的な自治体間の連携の強化が必要となっています。

今後もより一層、防災や医療、福祉、観光などの分野で他団体と連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させるとともに、人口減少・少子高齢化社会においても活力ある社会基盤を維持する必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
岡山連携中枢都市圏に係る連携協約事務事業数	事業	19	24	29	まち経営課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 各地域の個性を活かした広域行政の推進	<p>「岡山連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地方圏域の中心的な役割を担う中心市と周辺市町が、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体連携の取組をより一層強化します。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住促進事業 ・ 広域連携による観光客の誘致活動 ・ 図書館相互利用 	<p>総務課 まち経営課 産業振興課 社会教育課</p>
2 包括協定による産官学連携の推進	<p>包括連携に関する協定の締結により、民間企業や大学と和気町が、地域の持つ特色に両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより地域の競争力を強化し、和気町のまちづくりの推進及び地域経済の発展に向け、包括的・継続的な連携と協働を推進していきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドローンに係る実証実験事業 ・ 公営塾への大学生講師派遣 	<p>総務課 まち経営課 社会教育課</p>

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
<p>近隣自治体にある施設などの広域資源を有効に活用します。</p>	<p>広域組織を構成する他団体との連携を強化し、業務の性質や状況に応じた最適な手法を選択するとともに、更なる事務処理の効率化を図ります。</p>

政策
01**町民に開かれた健全で持続
可能な行財政運営を行う****施策5 ふるさと応援寄附金の推進****施策目標**

魅力的な返礼品や地方創生に向けた先進的な取組が評価され、個人や企業からのふるさと納税が増加しており、地場産業が活性化するとともに、町の自主財源の確保が図られています。

現状と課題

ふるさと納税による寄附金については、平成 20（2008）年度の制度開始から継続して増加基調で推移しています。ふるさと納税は、裁量的に使うことのできる貴重な収入源であり、また、地場産業の活性化にもつながるものであるため、全国の自治体は、寄附金を増やすために競い合って魅力的な返礼品の開発やPRの創意工夫に取り組んでいる状況です。

和気町においても地元企業と連携し、地域特性を活かした魅力的な新規返礼品の開発・掘り起しを行い、他の自治体との差別化を図るとともに、「先行予約」や「期間限定」、「定期便」といった設定でPR効果を高め、寄附者への訴求力を高めていく必要があります。

また、企業版ふるさと納税についても、和気町とゆかりのある企業人をはじめ、和気町の地方創生の取組に理解をいただけるような企業に対してトップセールスを行うなど、積極的な取組を行い、寄附金額を増やしていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年 123,523 (R1実績)	令和7年	令和12年	
ふるさと納税寄附金額	千円	123,523 (R1実績)	300,000	500,000	まち経営課
企業版ふるさと納税寄附金額	千円	0	10,000	10,000	まち経営課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 農産物に係る魅力的な返礼品の開発	<p>ふるさと納税の返礼品市場を通じて農産物の販路を開拓するとともに、寄附金を農業活性化施策に充当することで生産者に利益を還元します。</p> <p>また、ふるさと納税の寄附金を増やすため、返礼品に供するふるさと米を出荷する農家を支援する仕組みづくりに取り組みます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物返礼品の開発 	まち経営課 産業振興課
2 企業版ふるさと納税の新規開拓	<p>英語教育、公営塾などの教育分野及び地域課題解決に向けたドローンの検証実験など、地方創生に係る和気町独自の取組を広くPRするとともに、トップセールスによる企業訪問活動等を積極的に行い、企業版ふるさと納税につなげていきます。</p> <p><具体的事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業版ふるさと納税の新規開拓 	まち経営課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
地域資源を活用して魅力ある特産品を開発し、ふるさと納税の返礼品として提供します。	地域の事業者が開発した特産品等をふるさと納税の返礼品とすることで、事業者の販路拡大を支援します。

政策
02**人口構成のバランスを改善し、持続可能な活気あふれるまちを創る****施策1 若者世代の移住・定住促進、タウンプロモーションの推進****施策目標**

和気町の“知りたい”情報や“伝えたい”情報が、ホームページ・SNS等で効果的に発信されているとともに、子育て環境の充実や安全安心に住み続けられるまちづくりが進んでおり、子育て世代の定住人口が増加しています。

現状と課題

本町は、人口減少対策として平成27(2015)年度から移住受入体制を強化し、子育て・教育環境の充実をはじめ、様々な移住促進施策を実施してきました。直近4年間での移住者数は420人で、うち約7割が20～40歳代の子育て世代となっています。

移住者が増加していることもあり、本町の社会動態は平成29(2017)、30(2018)年に転入超過になるなど、改善傾向となっています。しかし、出生数に影響を与える20～39歳の若年人口は転出超過の状況が続いており、持続可能なまちづくりのためには、更なる子育て世代の移住促進、流出防止に取り組んでいく必要があります。

移住を進める上で最大の課題は「住宅不足」であり、空き家の有効活用や分譲地の整備など、課題解決に向けた施策が求められています。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、リモートワーク移住や情報提供のオンライン化など、時代に対応した施策も重要となってきています。

さらに、タウンプロモーションの視点を取り入れ、本町の魅力を戦略的に発信していく必要があります。移住者アンケートによると本町への移住理由は「災害が少ないから」が最も多くなっているため、「災害が少なく、災害に強いまち」であることを情報発信することで、移住・定住者の更なる増加につながると考えられます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
和気町の若年人口(20～39歳)	人	2,243	2,350	2,400	まち経営課
社会動態数(単年)(再掲)	人	▲44	50	50	まち経営課
移住者数(単年)(再掲)	人	107(R1)	200	200	まち経営課
ホームページアクセス数(トップページ)	件	860,000	946,000	1,040,600	財政課
SNSアカウントフォロワー数	人	1,413	5,000	8,500	財政課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 相談支援体制の充実強化	今後「10年間で移住者1,000人以上最大2,000人」を目指し、相談支援体制の整備を図ります。 <具体的事業> ・移住定住相談支援体制の充実強化 ・移住希望者の町内案内・現地ガイド	まち経営課
2 住宅不足の解消	移住定住事業の最大の課題である住宅不足の解消のため、空き家や公営住宅の活用、分譲地の整備を進めます。 <具体的事業> ・空き家片付け補助金事業(再掲) ・町営住宅の目的外使用(再掲) ・移住・定住者用住宅用地の整備(再掲)	都市建設課 まち経営課
3 子育て・教育環境の魅力化	子育てで世代の移住促進、流出防止につながる施策を実施します。 <具体的事業> ・分譲住宅地に隣接する公園の整備(再掲) ・待機児童ゼロの実現(再掲) ・森のようちえんの研究と設立支援	まち経営課 都市建設課 教育総務課
4 移住者の定住支援	地域に精通した住民を定住促進アドバイザーとして配置し、移住後のサポートや移住者が地域に溶け込めるよう支援を行います。 <具体的事業> ・定住促進アドバイザーの配置 ・移住者(新旧住民)交流会の開催	まち経営課
5 関係人口の創出・拡大	将来的な移住者の増加につながることを期待される関係人口の創出・拡大に取り組みます。特に、和気開谷高校の全国募集枠による地域留学について支援を行い、新たな若者の流れづくりにつなげていきます。 <具体的事業> ・関係人口の創出・拡大(高校を核とした新たな人づくり等)	まち経営課 社会教育課
6 町内外に向けたタウンプロモーション	本町の様々な魅力や地域資源などの情報を効果的に発信することで、町民の自らのまちに対する愛着と誇りの醸成を図り定住につなげます。また、町外に住む若い子育て世帯から移住先として選んでもらえるよう、戦略的なプロモーション活動を行います。 <具体的事業> ・タウンプロモーション事業 ・公式 SNS の運用	財政課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
地域と移住者の良好なコミュニティを形成します。 まちづくりに関心を持ち、積極的に情報収集を行います。また、町の魅力を町内外に対して積極的に発信します。	地域と連携して、移住者が住みやすい環境づくりを行います。 町政やまちづくりについて分かりやすく情報を発信します。また、町内外に対して町の魅力を効果的に発信します。

長期財政見通し

本町はこれまで、市町村合併による有利な財政措置を受けながら、ハード事業、ソフト事業を問わず様々な事業に取り組んできました。しかし、この手厚い支援も令和2（2020）年度を最後に普通交付税[※]から合併算定替[※]が無くなります。また、令和7（2025）年度には合併特例債[※]の発行が終了することですべての恩恵が無くなります。そのため人口規模等による、真の本町の姿に見合ったコンパクトな財政構造の確立が急務となっています。

特に歳入では、市町村合併による財政措置の終了のほか、労働人口の減少による町民税を中心とした町税の減収などが予想されます。また、歳出では、超高齢社会を迎えることによる社会保障費の増大や老朽化による修繕が必要な公共施設、インフラが多数出てくることが予想されるため、財政需要の増大は避けられません。

「第2次和気町総合計画」の施策を着実に推進するためには、事業を実行するための支えとなる安定した財政基盤が必要です。新たな自主財源の確保、優先度や緊急度に照らした選択と集中による事業の選定などを徹底することで、持続可能な財政基盤を構築していく必要があります。

1. 歳入・歳出の概要

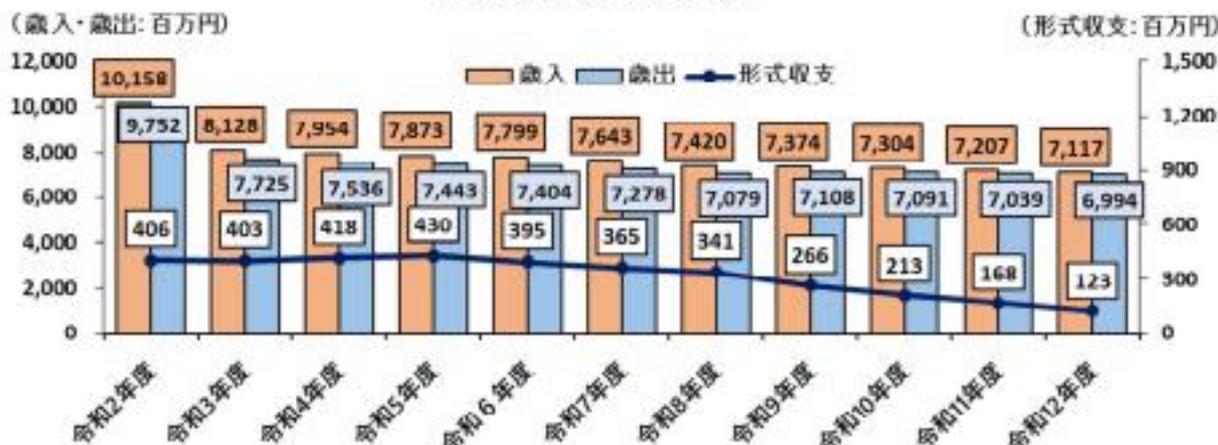
歳入額、歳出額ともに令和2（2020）年度をピークに縮小傾向で推移します。また、形式収支[※]は徐々に減少していきませんが、財政調整基金[※]に頼ることなく推移していきます。

■歳入・歳出の科目別内訳■

（単位：百万円）

科目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税		1,489	1,489	1,489	1,525	1,499	1,489	1,479	1,444	1,424	1,423	1,391
地方譲与税		79	79	79	79	80	80	80	80	80	80	80
交付金		343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343
地方特例交付金等		13	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
地方交付税		3,656	3,514	3,514	3,726	3,733	3,699	3,606	3,655	3,626	3,644	3,529
手数料・手数料		203	203	203	203	203	199	206	203	199	199	194
国・県支出金		2,785	314	826	939	821	904	815	936	826	954	964
財産収入		31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
雑入金		7	21	63	0	0						
繰越金		495	393	317	316	316	387	277	290	218	187	168
地方債		899	1,038	799	564	458	383	232	220	213	215	213
その他		74	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
歳入合計		10,156	8,110	7,954	7,872	7,726	7,642	7,429	7,274	7,204	7,281	7,117
人件費		1,346	1,220	1,216	1,219	1,212	1,187	1,196	1,181	1,162	1,171	1,173
保険費		629	629	646	669	696	611	630	669	679	1,083	1,029
公債費		180	647	836	961	856	965	874	983	869	936	869
物件費		1,283	1,289	1,200	1,201	1,233	1,263	1,269	1,285	1,406	1,416	1,422
維持補修費		144	122	120	121	120	120	144	140	154	150	164
補助費等		2,443	864	796	763	763	763	779	771	768	781	763
積立金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資出戻り金		27	27	27	27	19	19	19	30	11	10	10
繰入金		1,694	1,461	1,443	1,410	1,399	1,332	1,269	1,346	1,203	1,181	1,139
普通建設事業		1,199	1,159	869	763	672	574	408	411	402	487	361
歳出合計		8,753	7,715	7,536	7,442	7,404	7,279	7,179	7,189	7,301	7,029	6,864
形式収支(歳入-歳出)		495	495	418	436	399	389	341	289	212	186	123

■歳入・歳出額の推移■



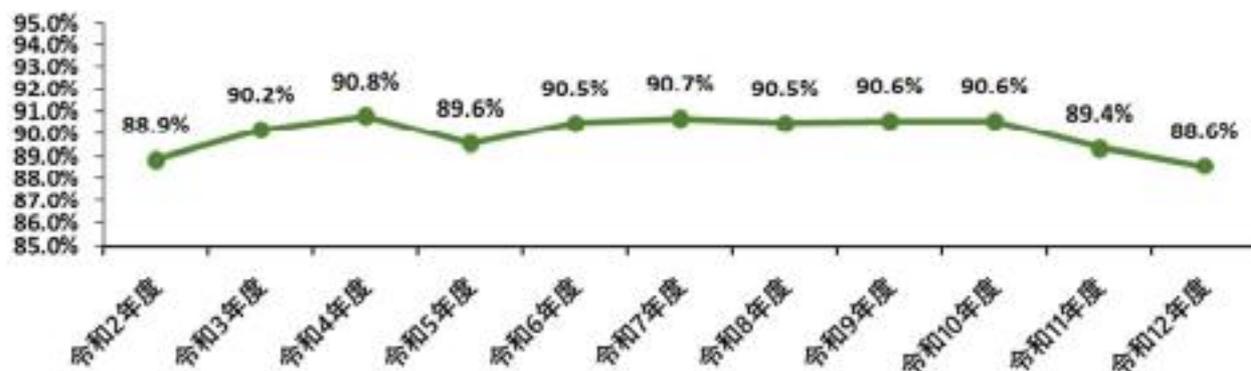
2. 経常収支比率について

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費や公債費*など「経常的な経費に充てられる一般財源」の町税など「経常的に収入される一般財源総額」に対する割合のことです。

計画期間内に増減はありますが、これまで高水準で推移していた下水道事業会計への繰出基準*に基づいた繰出金が減額することなどにより、令和12(2030)年度には88.6%まで改善する見込みです。

今後、超高齢化社会に突入し、社会保障費の増大を避けられない中、経常的経費の削減が難しい状況ではありますが、各種事業の見直しや適正な人員管理、また、独立採算を前提としている公営企業会計*の料金体系の見直し等による繰出金の減額に努めることで、弾力性のある健全な財政運営に努めます。

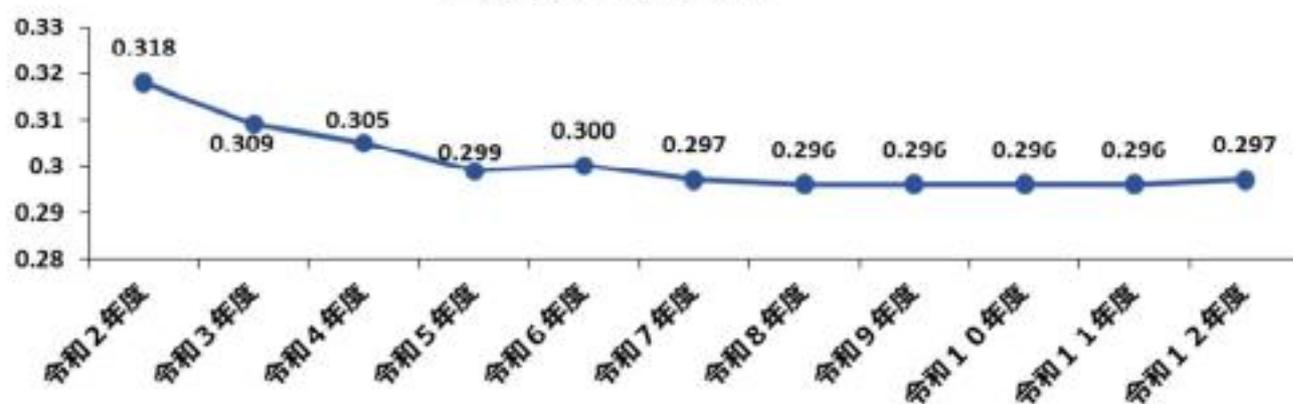
■経常収支比率の推移■



3. 財政力指数について

財政力指数とは、毎年の行政活動に必要な費用をどれだけ自力で調達できるかを示したもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額[※]を基準財政需要額[※]で除した値の過去3年間の平均値です。税収が伸び悩む中、分母となる基準財政需要額は、合併特例債や臨時財政対策債[※]の算入が増加するため、財政力は、ほぼ横ばいながら低下して推移していきます。課税客体の確実な補足や企業誘致などにより税収の増加に努める必要があります。

■財政力指数の推移■

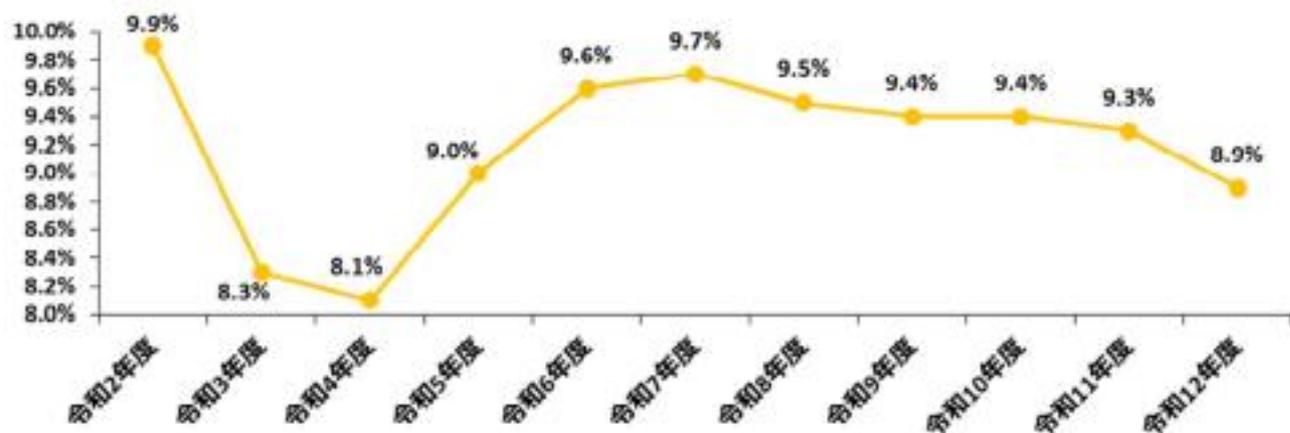


4. 実質公債費比率について

実質公債費とは、自治体の収入に対する負債返済の割合で、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模[※]に対する比率です。計画期間内に増減はありますが、おおむね改善傾向で推移する見込みです。

今後の事業実施には、有利な地方債を活用することは必要ですが、世代間の公平、将来負担の均衡化などを考慮しながら慎重に活用することで、実質公債費比率の抑制につなげる必要があります。

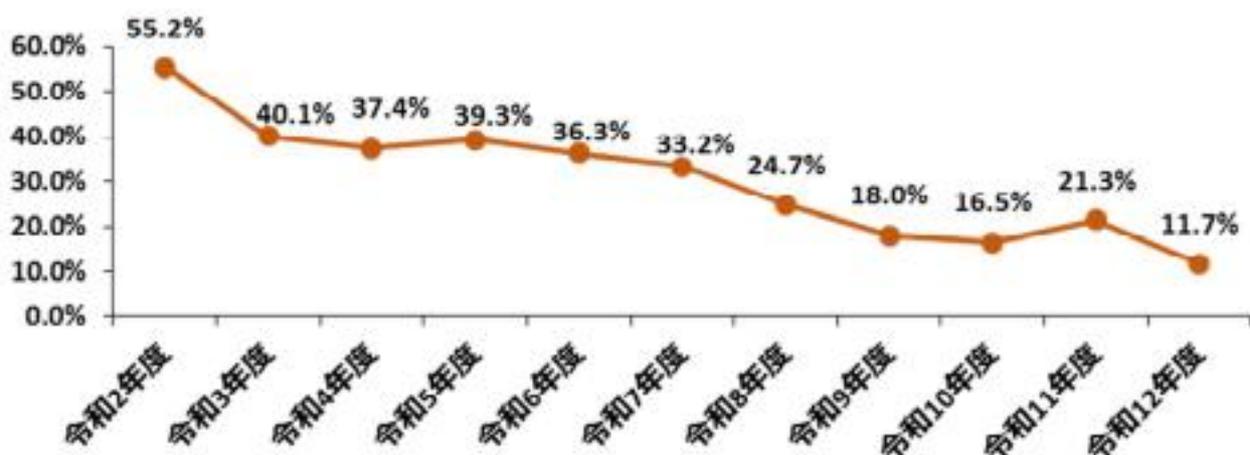
■実質公債費比率の推移■



5. 将来負担比率について

将来負担比率とは、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、一般財源等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。下水道事業会計なども含めた地方債残高の減少や決算剰余金[※]の財政調整基金への積立等により、指数は順調に改善していきます。今後も次世代への負担を軽減するよう、慎重な地方債[※]の活用と債務負担行為[※]の設定に努める必要があります。

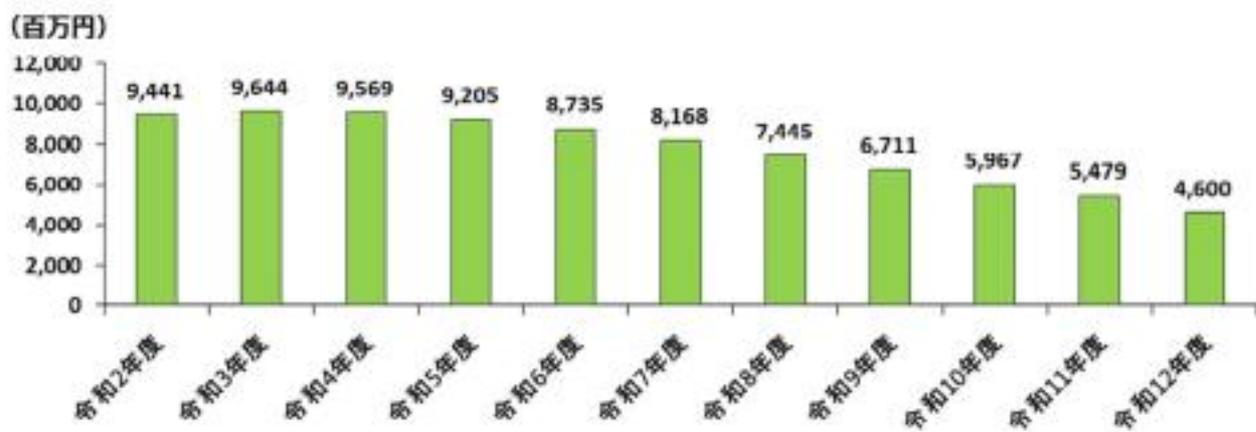
■将来負担比率の推移■



6. 地方債残高について

地方債残高は、令和3（2021）年度をピークに減少に転じていきます。安易な地方債への財源依存は、将来に負担を残すことになるため、活用にあたっては、普通交付税への算入が高い有利な地方債を選択するなど、慎重に行う必要があります。また、有利な地方債である合併特例債は、令和7（2025）年度までの措置であるため、令和8（2026）年度以降は、特に慎重な地方債の活用が求められます。

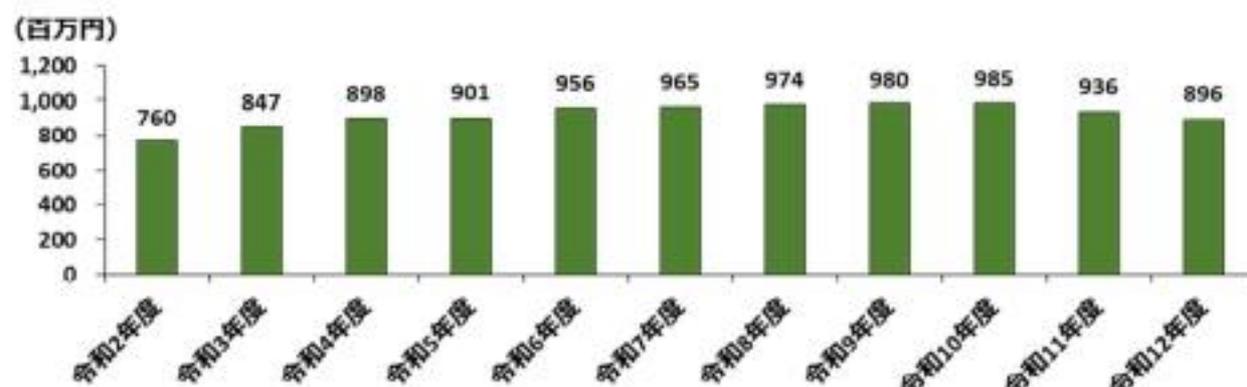
■地方債残高の推移■



7. 公債費について

公債費[※]は、徐々に増加し、令和10（2028）年度にピークを迎え、その後は減少に転じていきます。増額要因は、臨時財政対策債や緊急凌渡推進事業債[※]の増額が主なものです。臨時財政対策債や緊急凌渡推進事業債は、普通交付税への算入が高い有利な地方債ではありますが、公債費の増加は、経常収支比率の悪化の要因となり、財政の硬直化に直結します。また、実質公債費比率の悪化要因にもなるため、地方債の活用には、後年度の公債費の推移も考慮しながら検討する必要があります。

■公債費の推移■



8. 今後の方針

経常収支比率など各種指標は、改善に向かっていきます。しかし、今後の新型コロナウイルス感染症や国の動向によっては、予測に反し、財政状況が急激に悪化していく可能性も否定できません。

そのため、既成概念に囚われない新たな発想による財源の確保と、経費の削減を進めていく必要があります。歳入では、特別会計を含む使用料等について、受益者負担の適正化の観点から検証・見直しを進める必要があります。また、ふるさと納税の推進や遊休地の有効活用などによる新たな財源の確保に努めます。歳出では、費用対効果を検証しながら、補助金・交付金も対象とした既存事業の選択と集中による事業の選定を徹底します。

これまでの取組をゼロベースで見直し、再構築していくことで、総合計画に掲げる各種施策を効果的かつ着実に推進していくための礎となる柔軟で持続可能な財政基盤を構築していきます。

第5部 資料編



1. 計画策定の経過、審議会開催状況

年	月 日	内容
令和2年	5月 1日	公募委員の募集(5月22日まで)
	5月 26日	公募委員の決定
	6月 5日	第1回策定委員会
	6月 16日	第2回策定委員会
	7月 10日	政策会議
	7月 22日	第1回審議会
	7月 31日	第3回策定委員会
	7月~8月	小学生・中学生絵画募集 応募点数 小学生 86点 中学生 17点
	7月~9月	子育て世代の移住者意識調査 回答数 105人
	8月 4日	高校生ワークショップ 参加人数 21名
	8月 9日	大学生ワークショップ 参加人数 12名
	8月 18日	社会人ワークショップ 参加人数 11名
	8月 26日	政策会議
	8月 28日	中学生ワークショップ 参加人数 17名 第2回審議会
9月 1日	第4回策定委員会	
10月 1日	第3回審議会	
10月 16日	第5回策定委員会	
11月 13日	第6回策定委員会	
11月 24日	政策会議	
11月 27日	第4回審議会	
12月 11日	和気町議会全員協議会	
12月 18日	第5回審議会	
12月25日 ~1月15日	基本構想(案)に係るパブリックコメントの募集	
令和3年	1月 8日	第7回策定委員会
	1月 29日	第6回審議会
	2月 17日	政策会議
2月 24日	第7回審議会 第2次和気町総合計画(基本構想・基本計画)(案)の答申	
3月 22日	第2次和気町総合計画基本構想(案)の議決	

2. 振興計画審議会委員名簿

No.	役職	氏名	所属
1	会長	大崎 絃一	岡山商科大学 副学長
2	副会長	安東 哲矢	和気町議会議長
3	委員	万代 哲央	和気町議会総務文教常任委員会委員長
4	〃	居樹 豊	和気町議会厚生産業常任委員会委員長
5	〃	藤原 哲正	区長協議会会長
6	〃	栗尾 敬之	区長協議会副会長
7	〃	有正 省三	和気町教育委員会委員
8	〃	宗友 隆明	不動産鑑定士
9	〃	川上 健二	和気商工会長
10	〃	丸児 務	中国銀行和気支店 支店長
11	〃	梶谷 和寛	和気公共職業安定所 所長
12	〃	我澤 隆司	テレビせとうち株 営業局専任局長
13	〃	畑上 昌子	公募委員
14	〃	李 郁美	公募委員
15	〃	高原 嘉人	公募委員
16	〃	梅村 竜矢	公募委員

(敬称略)

※委員名簿は、令和2年7月22日訪問時の役職を掲載しています。

3. 諮問・答申書

(1) 諮問文

和 経 第 1 6 4 号
令和 2 年 7 月 22 日

和気町振興計画審議会会長 様

和気町長 草 加 信 義



和気町総合計画及び総合戦略の策定について（諮問）

和気町では、町の合併による新町発足後初となる第 1 次和気町総合振興計画を平成 23 年 3 月に策定し、その推進を図ってきたところです。

この間、わが町の人口は減少へと転じ、加速する少子高齢化とともに、想定をはるかに超えた自然災害の頻発や、このたびのコロナ禍など、社会経済状況が悪化する中、将来的な不安が増幅され、社会の硬直化が進むことが懸念されることです。

本町ではこのような状況にあっても、町民憲章に掲げた「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちをめざし、かつてない共助の力を発揮するときであり、町民と行政が一体となってしなやかなで健やかなまちをつくりあげていかなければなりません。

つきましては、その実現に向けた、まちづくりの基本方針を定めた第 2 次和気町総合計画（基本構想・基本計画）、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、和気町附属機関条例（平成 18 年条例第 28 号）別表に掲げる振興計画審議会の担任する事項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和3年2月24日

和気町長 草加 信 義 様

和気町振興計画審議会
会長 大崎 祐

和気町総合計画及び総合戦略について（答申）

令和2年7月22日付けで諮問がありました和気町総合計画については、審議会において慎重に調査・審議を重ねた結果、基本構想及び前期基本計画は審議結果を反映し、適当であると認められますので、次の意見を添えて答申します。

なお、総合計画は、将来の都市像である「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」の実現に向けた町民への公約であり、当該計画に掲げる諸施策が的確に推進されることを強く希望します。

記

（意見）

- 1 コロナ禍による社会環境の大きな変化の中で、すべての住民が安寧に暮らし続けることができる社会的包摂を旨とし、常に柔軟な発想をもって住民との協働により、まちづくりをまい進されたい。
- 2 人口減少が進む中、活力ある地域社会を維持していくためには、次代を担う人の育成が不可欠です。
子育てと子どもを地域社会全体で育み、応援していく気運を醸成し、子育て世代が不安なく快適に暮らせるまちを目指すとともに、新たな若い世代に定住地として選ばれる開かれた包摂的なまちづくりを進められたい。
また、子どもたちが時代の変化にしなやかに対応し、自分の夢や希望を叶える力を身に付けることができるよう、質の高い教育と充実した教育環境の構築に尽力されたい。
- 3 住民一人ひとりがのびのびと暮らし、活力あるまちであり続けるために、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく人権や個性を尊重され、地域社会でその人らしく活躍できるとともに、誰もが心地よい居場所を持てる、安全・安心で質の高いまちを実現されたい。
- 4 厳しい財政状況の中においても町長の安全、安心、満足度や利便性の維持・向上を図るため、総合計画の実施に際しては、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、適切な事業の評価・検証を行い、時代に即したメリハリのある柔軟な事業展開に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを図られたい。
- 5 総合計画の策定過程において、本審議会の審議並びに町民の意見調査及び町民からの意見募集等を通じて貴重な意見や提案をいただきました。総合計画の実施に際して、これらの意見・提案を十分尊重のうえ、活用されたい。

別 冊

- (1) 第2次和気町総合計画
- (2) 第2期和気町総合戦略・人口ビジョン

4. 審議会委員メッセージ

自然、人口への対応を基本にして、全ての町民が安全・安心に安寧な生活・活動ができる「質の高い社会環境」を実現し、「陽だまり」から皆が「WAKE UP」する和気町として発展されることを期待します。

大崎 紘一

町の将来像として“人と地域が輝く晴れの国の和気あいのまち”とあります。私達みんなが、お互いに支え合って楽しく生活していけるまちづくりを目指しましょう。町政の最上位の指針として、有効な実施計画を立てて欲しいと思います。

万代 哲央

和気町、これからの10年総合計画実施。確実な進行には、方法・手順においても町民参加のもと、確実な速さをもって取り組み、定期的・持続的な情報開示により目標実現を願います。

藤原 哲正

課題は多岐にわたり、解決は容易ではないかもしれませんが、提起された取組を積み重ねていく必要があると思います。次期については、激変しているであろう状況に前向きに対応するため、町民の本格的な参画を得て、すべての町民にアクションを求める新機軸の計画が構想されますようお願いしています。

有正 省三

災害の心配がなく、安全で安心のゆとりある生活が求められている。質の高い生活環境と自然が融合した、便利でコンパクトな美しいまちづくりを目指さなければならない。そして子供たちや若者をまちぐるみで育て上げること。このまちにはすごい魅力が詰まっているのです。

川上 健二

高齢者が皆活力にあふれ、町内のいたるところで子どもたちの賑やかな声が響き渡る。住みやすく、いつまでも暮らしたいと思える、自然が豊かで活気あるまちになることを期待します。

梶谷 和寛

改善すべき問題がたくさんある和気町ですが、赤ちゃんから高齢者まで、明るく楽しく毎日を送れるような町でありたい、そう努力していくべきだと、皆が思っていることに疑いはありません。『One for all All for one』共に前に進みましょう。

畑上 昌子

町民の一人一人が光るために、各々で自分自身を磨くことに気付けなければいけない。そのために、私たちは個人でできることから始めると町民にその輪が広がると考え、まずは「一緒に頑張ろう」と声かけから始める。そこから新しい和気町への第一歩となる。

高原 嘉人

人と人とのつながり、地域とのつながりを大切にしながら日々の生活の中で、お互いが支え合い、一人ひとりの個性が発揮できる、そんなまちづくりを目指してほしい。

安東 哲矢

未来づくりの主役は、町民一人ひとりであることを基本に、和気のマチに暮らす人々の未来の幸福、夢や希望の実現に貢献する責任を持つ地方自治体の議員の一人として、これからも真摯に取り組んでいきたい。

居樹 豊

町の周辺山間部は高齢化と人口減少が極端に進行していて、区の機能を維持することが困難なところも出てきました。総合計画をもとに、これらの地域の活性化策が大胆かつきめ細かく実施され、成果が上がることを期待します。

栗尾 敬之

純花的な計画すべては実現不可能なので、田舎の不便さを解消する先進のIT環境を整備して、児童・生徒・若者・子育て世代にその恩恵が渡るように、教育・生活・スマート農業・IC周辺の企業立地等々を進めるようにして下さい。

宗友 隆明

災害も少なく、美しい自然もある、交通アクセスも良い、生活しやすい環境と魅力いっぱいの和気町。将来にわたって、人々が安全・安心で尊敬をもち住み続けられる「陽だまりのようなまち」の実現に期待しています。

丸児 務

大きな合併がなかったことはラッキーです。コンパクトな町ゆえに実行できることだらけ。10年後、20年後には「陽だまりのようなまち」日本の理想郷になっているはず。さあ、みんな集まろう！地上の楽園 和気町へ！！

我澤 隆司

私が願う和気町の将来像は「戻りたくない町、住みたくない町」です。「和気町のここが好き」が積み重なり和気町のファンが増えるよう私も一任を担いたいと考えています。

李 郁美

子どもたちが将来、その町で暮らしたいか考えるとき、そこに住む大人が楽しそうに生きているかどうかが大事成ると思います。和気町が、大人に笑顔をもたらす町であり続けられますように。

梅村 竜矢



5. 用語解説

用語	説明
あ行	
IoT	Internet of Things モノのインターネット。 身の回りのあらゆるものがインターネットにつながる仕組み。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称。 コンピュータやインターネットに関連する情報通信分野の技術の総称。
Iターン	Iターンとは、都会出身者が地方に移り、定住することをいう。 類似語として、出身地に戻ることを「Uターン」、地方出身者が、いったん都会に出た後、別の地方に移住することを「Jターン」という。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省が国民に対し、公表した日常生活等で実践を推奨する基本的な生活様式。
池田家	近世において長く岡山藩(備前一国、備中の一部)を領有した大名家。
イノベーション	研究開発活動にとどまらず、社会・顧客の課題解決につながる革新的な技術・アイデアで新たな価値(製品・サービス)を創造し、社会・顧客への普及・浸透を通じて、ビジネス上の対価を獲得する一連の活動のこと。 狭義では「技術革新」の意。
インセンティブ	意欲向上や目標達成のやる気や意欲を引き出すために、外部から与えられる刺激策や動機のこと。
インバウンド	英語の本来の意味は、「外から中へ入る動き」を表すが、日本の観光分野においては、外国人の訪日旅行を指す言葉。
インフラ	インフラストラクチャー (Infrastructure) の略。 産業や社会生活の基盤となる社会資本。
ウィズコロナ	新型コロナウイルスが少なくとも短期的には、撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと。
AI(人工知能)	Artificial Intelligence の略称。 人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータなどの人工的なシステムにより行えるようにしたもの。
SNS	Social Networking Service の略称。 インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむことができる会員制サービスの総称。フェイスブック、ツイッターなどがある。
SDGs(持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略称。 平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際社会の共通目標。
オンラインワーク(リモートワーク、テレワーク)	インターネットでつながった状態で業務を行う、勤労形態の一種。 類似することばにリモート(遠隔)ワーク(働く)、テレ(遠く)ワーク(働く)といった造語があり、いずれも情報通信技術を活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方を指す。
か行	
片鉄ロマン街道	旧片上鉄道鉄軌道路線を整備した、総延長 34 km の自転車歩行者専用道路(県道備前柘原自転車道線)で、沿線住民の安全な生活道路として、また、風光明媚なサイクリングロードとして、県内外の愛好家に広く利用されている。
合併算定替	合併市町村における普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って普通交付税の額が合併前の額より減少しないようにするための特別な算定方法の通称。
合併特例債	合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として「新町建設計画」に基づき借入することができる地方債。
基準財政収入額	普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を一定の方法によって算出するもの。
基準財政需要額	普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体の標準的な財政需要を一定の方法によって算出するもの。
吉備文化圏	律令制下における、備前・備中、備後、美作を中心とする地域で、現在の岡山県と広島県東部にあたり、近畿、北九州の中間に位置する古代文化の発祥地。巨大古墳の築造、製塩、製鉄の技術文明をリードし、出雲や筑紫と並ぶ有力な文化圏。

旧片上鉄道	明治時代以降、岡山県北部の硫化鉄鉱を産出する柳原鉱山（久米郡美咲町）から、瀬戸内海に面した備前市の片上港までを結んだ鉄道路線。大正 12（1923）年から平成 3（1991）年の廃止に至るまで鉱石輸送とともに沿線住民の移動手段として旅客営業も行っていった。現在は、自転車歩行者専用道路（通称：片鉄ロマン街道）として利用されている。
急傾斜地崩壊対策(事業)	急傾斜地崩壊危険区域（がけ崩れにより、相当数の居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的として都道府県知事が指定する土地の区域）において、がけ崩れ等を起きにくくする斜面对策施設、崩れてきた土砂を安全に受け止めるための待受施設の整備による対策がある。災害をもたらす危険な崖（山林等）は、ほとんど個人で所有しているため、所有者が対策工事を行う義務を有するが、斜面の勾配や崖の高さ、被害を受ける家屋の数など、公共事業として県や町が実施するための採択要件を満たす場合、行政区等の申請を受けて、実施される。
緊急浚渫推進事業債	緊急的な河川等の浚渫経費に充当できる地方債。
QOL(クオリティオブライフ)	Quality of Life の略称。 「生活の質」、「人生の質」などと訳されることが多く、主に医療や福祉の分野で用いられている。
繰出基準	国が示す一般会計が公営企業会計に対して本来負担すべき経費の基準。
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの略称。 自然が持つ多様な機能を賢く利用することで、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画を指す。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。
決算剰余金	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いたもの（形式収支）を指すが、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものを純剰余金といい、この純剰余金はその 1/2 以上の額を積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てなければならないものとされている。
減災	事前の予防策を講じることで、災害発生時の被害を最小限に食い止めること。
経済協力開発機構(OECD)	OECD は、Organisation for Economic Co-operation and Development の略称。 欧州諸国、米国、日本など 34 の先進諸国によって構成され、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関。「世界最大のシンクタンク」と呼ばれる。
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
公営企業会計	使用料など、その事業における収入で、その事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算を原則とする事業の会計。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付せず、今後数年の間に再び作付する考えのない土地のこと。
交流人口	その地域に居住する定住人口の対となる概念で、その地域を訪れる人のこと。
高齢社会・高齢化社会・超高齢社会	WHO（世界保健機関）では、全人口のうち 65 歳以上人口が占める割合が 7% 超で「高齢化社会」、14% 超で「高齢社会」、21% 超で「超高齢社会」と定義している。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行っている。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度。学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。
コンパクトシティ構想	都市の中心部に居住と各種機能を集約させた人口集積が高密度なまちを形成するための構想。
さ行	
財政調整基金	経済不況などによる町税の大幅な減収や災害の発生などにより生じる予期せぬ支出の増加などに備え、長期的視点に立った計画的な財政運営を行うために積み立てている基金。
債務負担行為	将来の支出をあらかじめ約束する行為。次年度以降に経費の支出を義務付ける契約を締結するとき用いる。
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林（雑木林）を中心に、農地やため池、草原などで構成された地域。
山陽鉄道	現在の J R 山陽本線。兵庫県神戸市の神戸駅から福岡県北九州市の門司駅までを瀬戸内海に沿って結ぶ鉄道路線。 ※山陽鉄道の路線区間は兵庫県神戸市から山口県下関市

CS分析	CSとは、 C ustomer S atisfaction の略で、顧客満足という意味。 CS分析とは顧客（住民）に満足を感じさせるには、どの要素の改善に力を入れるべきかを分析するもの。
ジェンダー	社会的・文化的に形成される男女の差異をいう。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物学的な雄雌（sex）と区別される。
生涯学習	人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯の様々な場や機会において、自由に学習機会を選択して行う、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動などのあらゆる学習のこと。
食育	様々な経験を通じて、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。
実質 GDP 成長率	GDP（ G ross D omestic P roduct）とは、国内総生産を指し、モノが生産されたり、購買されたりと、一定期間の経済活動がどれだけ行われたかを計算して数値で表したものである。成長率は、この数値を前期や前年と比較した場合の伸び率を指し、経済成長率とも呼ばれる。GDP成長率には、実質と名目の2通りあり、実質GDP成長率は、物価の変動分を考慮するのに対し、名目GDP成長率では、実額ベースの成長率をいう。
新型コロナウイルス感染症	ウイルス性の風邪の一種とされ、発熱やのどの痛み、咳が長引くことが多く、強い倦怠感を訴える人が多い。 WHOによりCOVID-19と命名された。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混在する森林。
人口ビジョン	人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、地方創生に向けた施策を検討する上での重要な基礎となるもの。 本町では、平成27（2015）年に「和気町人口ビジョン」を策定。
人生100年時代	多くの人が100年の人生を生きることが当たり前になる時代が到来するという。生涯にわたる学習の重要性が高まり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会の実現が期待される。
新町建設計画	市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、市町村の合併について定めた「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいて策定される。和気町の最上位計画である総合計画「第1次和気町総合振興計画」は、新町建設計画の理念を尊重して策定したものの。
スマート農業	ロボット技術やドローン、ICTを活用して超省力、高品質生産を実現する新たな農業。
スマートモビリティ	スマート（賢い）モビリティ（移動できる能力）スマートモビリティとは、車だけでなく、広く交通システムも含めてスマート化することを指す。情報化や車や人、社会とのコミュニケーションを指し、ドライバー不在でも自動運行できたり、ドライバーの運転ミスカバーしたりする自動運転技術のほか、燃料電池や電気自動車など、エネルギーや環境に対応した技術も含まれる。
SWOT分析	SWOT とは、 S trength（強み）、 W eakness（弱み）、 O pportunity（機会）、 T hreat（脅威）の略称。 ビジョンや戦略を検討する際に、現状を分析する手法の1つ。置かれている状況をSWOTの4つに分類したうえで、どのように強みを活かすか、どのように弱みを克服するか、どのように機会を利用するか、どのように脅威を取り除く、または脅威から身を守るか、といった問いに答えていくことで、創造的な戦略につなげることができる。
生産年齢人口	15歳以上65歳未満の人口で生産活動の中心にいる人口層を指す。
ソーシャルスキル	社会の中で自立し、主体的であるとともに、他の人との協調を保って生きるために必要とされる生活上の能力、社会技能。
Society5.0（超スマート社会）	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。（例）ドローンでのモノの運搬、測量、災害救助、AI（人工知能）を搭載したロボットや自動走行車など。 ※ Society1.0（狩猟社会）、Society2.0（農耕社会）、Society3.0（工業社会）、Society4.0（情報社会）

た行	
タウンプロモーション	住民の地域への愛着度の形成や、地域の売り込み、自治体の知名度の向上などにより、自らの地域のイメージを高め、地域再生や観光振興を図るための取組のこと。
多様性	いろいろな種類や傾向のものがあること。多様性のある社会とは、性別や国籍、年齢などに関わりなく多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
団塊の世代	昭和 22 (1947) 年から昭和 24 (1949) 年の第 1 次ベビーブーム期に生まれた世代。3 年間の出生数は 800 万人で、平成 27 (2015) 年国勢調査では我が国の人口の約 5% を占める。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された社会のこと。
地域共生社会	制度、分野ごとの「縦割り」や「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者のだれもができる限り住み慣れた地域に安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの 5 つのサービスを一体的に提供できる体制のこと。
地方債	地方公共団体が資金調達のために一会計年度を越えて返済する債務（借入金）。
地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力をあげることを目的とした一連の政策のこと。
超スマート社会 (Society5.0)	科学技術基本計画（平成 28 (2016) 年 1 月 22 日閣議決定）によると「必要なもの・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」と定義されている。
テレワーク	勤務形態の 1 つで、情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態。
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って A T M を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝）や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。10 の類型に分類され、代表的なものに「オレオレ詐欺」がある。
ドローン	航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。（改正航空法抜粋）
な行	
南海トラフ地震	日本の太平洋沖、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域「南海トラフ」で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の地震発生から 70 年以上経過しており、次の地震発生の切迫性が高まっている。南海トラフ地震が発生すると、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸では強い震度となるとともに、大津波の襲来が想定されている。
2025 年問題	日本が令和 7 (2025) 年に本格的に直面する超高齢社会の問題。戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が後期高齢者（75 歳）に達する年で、医療費、社会保障等の問題にどのように取り組むかが大きな問題になると指摘されている。
は行	
バックカスティング思考法	望ましい未来を描き、そこから現在を振り返って何をすべきか分析し、実行する手法。持続可能な開発目標（SDGs）の取組の推進にあたっては、今できることの積み重ねでなく、令和 12 (2030) 年のゴールに向けて逆算して現在の行動を決める「バックカスティング」の考え方を採用している。
パブリックコメント	条例や計画を立案する場合に、その案や住民が検討するために必要な事項を公表して、住民に広く意見を求めること。
パンデミック	感染症や伝染病が世界的に大流行する状態を指す。感染爆発。
PDCAサイクル	マネジメントサイクル（企業や団体等が目標、目的を達成するための管理システム）の 1 つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施し、事業を実施した結果を成果の視点で評価する手法のこと。
ビッグデータ	膨大かつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。

標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債を加算した額。
複合営農	農業経営において、穀物、野菜、畜産など、いくつかの作物・部門を組み合わせで行う農業経営の方式。多角的農業、多角経営、複合経営なども同義語。
普通交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定の割合を、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付するもの。
フレイル	高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来、要介護状態となる危険性が高い状態になること。
包摂的な社会	包摂とは、ある事柄を一定の範囲に包み込むこと。社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）というときには社会的に弱い立場にある人々を含め、社会の一員として、共に支え合い生活していこうという考えを指す。
ま行	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、政府が人口減少克服、地方創生に向けた政府の施策の方向性を明示するために策定するもの。「地方版総合戦略」についても、地方自治体が国の総合戦略などを勘案して策定することが努力義務とされており、本町においては、第2次和気町総合計画前期基本計画に総合戦略を包含する形で策定。
や行	
用途地域	都市計画法に基づき、市街地のおおまかな土地利用の方向性を示す地域のこと。住居地、商業地、工業地などの土地利用によって13種類の用途地域に分類される。
ら行	
ラストワンマイル	元々、通信業界で使われていた言葉で、直訳すると最後の1マイルとなるが、実際の距離（1マイル）に限定したものではない。公共交通では、サービス供給側の末端地点からサービス利用者の居宅等までのサービスが供給（利用）できない区間を指す。
リーディングプロジェクト	リーディングは主要な、先導的などという意。本計画においては、基本構想の実現に向けて、基本計画全体を先導する重点施策を指す。
リーマンショック	平成20（2008）年9月にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの経営破たんをきっかけとして発生した世界的な金融危機と世界同時不況のこと。
リモートワーク	勤務形態の1つで、情報通信技術を活用し、場所の制約を受けずにリモート（遠隔）で柔軟に働く形態。
林業の成長産業化	林業を成長率の高い産業にするという意で、森林資源の適切な管理と有効活用により循環型の林業を構築するなどして、木材産業とともに安定的に発展させ、山村等における就業機会の創出や所得水準の上昇をもたらす産業に転換することを指す。
レジリエント	柔軟性のある、強靱な、という意の英語。 SDGs（持続可能な開発目標）No.9では、「強靱（レジリエント）なインフラ構築・・・（略）・・・」という目標があり、強靱（強く、しなやかで粘りがあること）、レジリエント（速やかに元の状態に回復する能力・性質）と定義されており、自然災害等にあっても、いち早く元の状態に回復できるインフラを指す。
臨時財政対策債	国から地方公共団体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方公共団体が借入する地方債。
わ行	
和気アルプス	JR和気駅のすぐ北にある和気富士から、その奥にそびえる神ノ上山に至る東西約3km、南北約4kmの山塊のこと。170～370mの低山脈だが、アルペン的な縦走ができ、険しいルートを利用すれば本格登山のトレーニングもできる。※「和気アルプス」は俗称。
和気清麻呂	備前国藤野郡（現和気町）の出身で奈良時代から平安初期の高官。称徳天皇に用いられた。769年、道鏡が皇位に就こうとした際、宇佐八幡の神託をもって皇統の断絶という道鏡の野望を阻止（宇佐八幡神託事件）するとともに、造宮大夫として平安遷都や水利事業等で功を立てた。
和気町助け合いのまちづくり条例	和気町が、助け合いのまちづくりを進めるために制定した条例で、町民・ボランティア団体・事業者及び町による協働社会を構築し、自助・共助・公助による人情あふれ、活力に満ちた住みよいまちの実現を目指すことを目的として平成18（2006）年に制定された。

6. 関係条例・規則

○和気町議会の議決すべき事件を定める条例

平成 26 年 6 月 23 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づく和気町議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止に関する事。
- (2) 町立学校・園統廃合整備基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○和気町振興計画審議会規則

平成 18 年 3 月 1 日

規則第 25 号

改正 平成 23 年 3 月 25 日規則第 6 号

平成 26 年 7 月 1 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和気町附属機関条例(平成 18 年和気町条例第 28 号)第 4 条の規定に基づき、和気町振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見の陳述)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年和気町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部まち経営課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後、最初に開かれる審議会は、第5条の規定にかかわらず町長が招集する。

(任期の特例)

3 この規則の施行後、新たに委嘱する委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

附 則(平成23年規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第8号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

7. パブリックコメント

令和2（2020）年12月25日～令和3（2021）年1月15日までの間、第2次和気町総合計画（案）をホームページ等で公表し、案に対する意見を募集しました。

（1）意見の提出状況

① 意見の提出者数 個人 15名

提出者属性別内訳	人数
町内に住所を有する人	14名
町内に事務所または事業所を有する個人・法人等	1名

② 意見の件数 31件

<パブリックコメント一覧>

項目	意見の趣旨	町の考え方
町民の意識からみえる課題の整理と施策の優先度	町民の意識からみえる課題の分析では、仕事、医療・福祉において、特に改善に取り組む必要があるとの分析にも関わらず、施策においてはその優先度が反映されていないと思われます。課題分析と施策の優先順位が一致していないように感じます。施策の具体的な方法及び目標が明示されていないからではないでしょうか。	序論の地方創生に関するアンケート結果の施策別の重要度と満足度に関するご意見です。 ご指摘の施策（しごと、医療・福祉）はいずれも本総合計画の将来像を実現するための主要な施策として位置づけています。基本構想の基本目標、前期基本計画へ掲載しています。 また、町の7つの課題に対し、施策の大綱における7つの基本目標の掲載順に係る整合性についてのご指摘かと思いますが、施策の目標については、町の7つの課題に対応したのではなく、町行政全般の政策分野別に目標設定したものであるとともに、掲載の順番が各目標の優先順位というわけではありません。
移住者による和気町の評価	JRを利用して近隣自治体への通勤が可能な地域の優位性は理解できますが、そのことと企業立地が重要な課題となるのが十分に議論されておらず、施策立案の見直しが必要ではないでしょうか。	序論の町民の意識からみえる課題の整理の移住者による和気町の評価についてのご意見です。 多様な働き口の有無は、移住・定住を考える上で大きな判断材料となるため、近隣都市への道路のアクセス性や公共交通機関の存在等、通勤可能な点をアピールするとともに、町営工業団地への雇用創出につながる優良企業誘致を図っていくという考えに基づいています。
第2次総合計画で解決すべき町の課題	すべての町の課題に5GとAIを組み入れることが必要だと思います。5GとAIは共に、私たちの毎日をあらゆる面で変えようとしているテーマであり、総合計画の全部門がこれらをうまく活用できるかどうか鍵になると考えます。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 ご提言のとおり、国では新たな未来社会であるSociety5.0の実現を目指しており、その取組の1つとして、AI、IoTなどICTを活用したスマート自治体への転換が求められています。序論の社会の潮流に考えを記載していますが、本町においても、こうした新たな技術の活用を見据えて町民サービスの向上をはじめ、施策への活用など、効率的で持続可能な行財政運営を図ってまいります。

項目	意見の趣旨	町の考え方
いのちとくらしを守る 安全・安心への備え	災害に強いまちづくりのために、堤防への洪水対策については、アーマーレビー工法を用いて堤防を整備することを提案します。また、電気を供給する仕組みについては、地域分散型とすることを提案します。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 本町は、大規模災害が発生した際のダメージは比較的小さいと考えていますが、ご提言のとおり、大雨洪水に対する備えは国交省等の浸水予測等からも万全ではありませんし、中山間地ならではの土砂災害、ため池決壊などが最も大きな脅威と捉えているところです。ご提言の洪水対策としての堤防の工法については、国・県直轄管理の河川堤防への採用検討が主となると思料しますが、国県への要望協議の際の参考とさせていただきます。 また、電気の供給については、地域分散型をとのご提言ですが、すでに国内の自治体において、近年の多発する自然災害への対応をはじめ、里地里山の環境保全、森林資源の有効活用等を図るため、バイオマス等、地域資源の活用による地域エネルギー事業について、国の支援のもとスタートしており、本町においても、積極的に事業展開を検討していくこととします。
人口減少、少子超高齢 化社会への対応	人口減少対策として、若い世代の方が、住居先として和氣を遊覧してくれるような計画を実行してほしいと思います。そのためには、和氣町の素晴らしさをPRし、定住人口を増やし、一人でも多くの方が家を建てる必要があると考えます。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 ご提言の内容は、本総合計画の最重点目標の1つです。「住民のいのちと暮らしを守ること」、「若い世代に定住していただき、人口構成バランスを改善し、持続可能なまちであり続けること」を最優先の政策目標としています。
若者と子育て世代への 支援	移住定住のためにも子育てと教育に対して、町ぐるみで時間とお金を投資すべきではないかと考えます。和氣町の存続、発展には、次世代の担い手を育てることが急務であると考えます。個人の主体性と多様性を認め、自立を促し、そして地域全体でどんな時代にも子どもたちが生きていけるよう、町全体で子育てを支援していただきたいと思ひます。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 ご提言の内容は、本総合計画の趣旨そのものです。2030年までの10年間にわたる「基本構想」の3つの基本理念の1つに、「(つなぐ)若者世代を軸に次世代につながる活気あるまちを創る」と明記しており、優先的に施策を進めてまいります。
農林業・農山村を取り 巻く環境の変化	特用林産物を木材のカスケードとして利用し、地域の森林資源を活用することを提案します。 無農薬・無化学肥料で栽培したオーガニック食品を、学校給食の導入に向けて考えてみてはどうか提案します。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 森林資源の有効活用は、本総合計画においても町の重要な課題として捉えています。国をあげてエネルギー転換を目指す中において、町の豊富な木質資源等の森林資源を余すことなく活用することで、災害に強い森林づくりと、町の林業が抱える課題の解決に資するものと考えられるため、ご提言の内容についても積極的に検討してまいります。また、無農薬の標榜はできませんが、オーガニック(有機)食品の導入については、子育てをする若い世代にとって大きな関心事であり、移住、定住の動機になりえることも考えられますので関係部局と連携し、前向きに検討していきたく思ひます。
農林業・農山村を取り 巻く環境の変化	耕作放棄地の増加、移住者の就農希望者の増加に伴い、その対応策として、無農薬特区の制定を提案します。理由として、農薬使用については、健康被害、近隣への環境汚染にもつながると考えますので、水源に近い一部の地域に限っては、無農薬特区の調査事業の提案をします。さらに、町の特産品として、オーガニック食材を開発し、安全安心な町のイメージ定着にも役立てられると思ひます。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 ご提言のように、移住者の生業として、農林業への従事を促進していく方向で計画をまとめています。仕事として選択していただくためには収益的な魅力、もうかる農業である必要があります。そうした点においても、無農薬特区の制定は困難かと思われませんが、オーガニックに注目し、他との差別化を図るなど、実現に向けて十分検討していきたく思ひます。

項目	意見の趣旨	町の考え方
農林業・農山村を取り巻く環境の変化	植林された手つかずの杉や桧の木材は、海外産に比べ高価ではありますが、住宅や家具の材料としての利用、端材は燃料としてバイオマス発電にも利用可で、そのことは林業に携わる人の雇用の確保にもつながると考えます。このことを踏まえ、和気町でのバイオマス利用を促進する計画を進めてほしいと思います。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 ご提言のバイオマスについては、本計画においても積極的に推進する方向で考えており、前期基本計画の政策において、基本目標1「安全・安心で安らぎを実感できるまち（暮らし安全・環境）中の「地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの利活用」に掲げています。
地域共生意識の醸成	新型コロナウイルス禍が露呈したものは、災禍においても普段からの地域連携、地域共生の重要性があると考えます。地域共生の考え方を、すべての施策に反映させるべきではないかと思えます。	序論の第2次総合計画で解決すべき町の課題についてのご提言です。 ご提言のとおり、共に助け合い、支え合いながら暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組と、協働のまちづくりは、本計画の目標（10年後の将来像）を達成する上で必須の条件となります。ご提言のとおり総合計画の随所に考えを記載しています。
和気町の未来の姿（全体に対して）	和気町の未来の姿は、行政から提示されるものではなく、住民の内発的な意思から積み上げて策定するものではないでしょうか。行政は住民の共通認識として積みあがった未来像を実現するために、どのような施策を取るべきかを提案することが重要であると考えます。	基本構想の和気町の未来の姿についてのご意見です。 本町が第2次総合計画において目指す理想の未来については、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会を目指す」という世界共通のビジョンのもと、策定を進めました。また、町民アンケート、ワークショップ、パブリックコメントを通じて町民の意見を重視して各種施策の策定を行ってきました。「和気町の未来の姿」については、官製ではなく、本計画の策定に際して、未来を担う子どもや若者世代の考えを聞いた上でまとめたものです。
和気町の未来の姿 2.ひと ①子ども	10年後には無理かもしれませんが、20年後から50年後には、基本構想にあるような和気町が達成できるかもしれないと思われる、未来の姿の案を新たに提案します。 ・乳児、幼児のころから保護者や周囲の人に愛され大切に育てられており、それぞれの発達段階において課題を解決し、知的好奇心や学ぶ意欲に満ちています。 （文言追加提案）	基本構想の和気町の未来の姿についてのご意見です。 地域に開かれた学校の実現に向け、学校と地域とが積極的に情報を共有するとともに、地域人材を活用した教育活動を推進します。また、ICTを活用した学習により、基礎学力の向上に努めるとともに、論理的思考力を養う教育で知的好奇心や学ぶ意欲の向上に努めていきます。 ご提案いただいた内容については、前期基本計画にて対応していきたいと考えますので、基本構想は原案のとおりといたします。
和気町の未来の姿 2.ひと ①子ども	これからの教育は、学力だけではなく、ITも活かし、地域の良さを実感しながら故郷で活躍でき、将来の仕事に結びつくようなものを目指してほしい。	基本構想の和気町の未来の姿についてのご意見です。 ご提言のとおりであり、本計画の考えそのものです。
和気町の未来の姿 2.ひと ①子ども	タブレット端末を活用した学びは、セキュリティ対策や、ネット社会の危険性など詳しく学べてよいと思います。 学校と地域が一体となって特色ある教育活動を展開していくことは、和気町の恵まれた自然を生かし、山、田んぼ、畑での体験学習など、一年を通してできそうで良いと思います。	基本構想の和気町の未来の姿についてのご意見です。 次代を担う子どもたちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましく、しなやかに生きる力を育むため、個別最適化された学び、創造性を育む学びが展開できるよう、ICTを軸とした学習環境や教育環境の整備を進めます。 また、地域に開かれた学校の実現に向け、学校と地域が積極的に情報を共有するとともに、地域人材を活用した教育活動の展開により、児童生徒の地域への関心を高め、郷土愛の醸成を図ります。

項目	意見の趣旨	町の考え方
和気町の未来の姿 2.ひと ③高齢者	IoTの活用において障害となるのは高齢者によりデバイスが利用されないことであるため、高齢者へのスマートデバイスの普及促進に関する施策を付け加えることが望ましいと考えます。	基本構想の和気町の未来の姿についてのご意見です。 高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきとその暮らしを暮らし続けられるような体制を構築することは本総合計画でも重要な課題となっています。高齢の方も安心してIoTやAI技術等の活用によるサービスが受けられるようなスマートデバイスの普及促進施策の実施について検討していきます。
和気町の未来の姿 3.くらし・まちの様子 ①くらし	高齢者や若い世代の人たちのために、小さなコミュニティ単位で、野外に屋根つきのテーブル、腰掛のある集える場所があるとよいと思います。	基本構想の和気町の未来の姿についてのご提案です。 高齢化が一層進展していく中において、地域の中でいきいきと暮らししていくためには、小集落単位でいわば「歩いて暮らせる」エリアでのコミュニティを充実していくことは、安全・安心や共助の精神を培うにおいて重要であると考えています。ご提言はまさにそうした考えに合致するもので、積極的に検討してまいります。
和気町の未来の姿 3.くらし・まちの様子 ②まち	国道、県道等の沿線への植栽について、藤公園に行くまでの道路の環境整備の一環として、花を植えるときれいだと思えます。	基本構想の和気町の未来の姿についてのご提案です。 国道、県道等の沿線への桜、藤の植栽に係る具体的な施策については、基本計画、実施計画にて展開していくこととしておりますが、いただいたご提案は、町民の日常にうらおいを与えるばかりでなく、来街者に対し本町が「藤」をはじめ町花町木に彩られたまちであることを印象付けられる点においても素晴らしいご提案だと思われまので、施策に反映していきたいと考えています。
定住人口確保のための土地利用の推進	定住人口確保の障害の一つとして、住宅の確保があると認識しますが、新たな住宅の整備のみならず、現状として実質空き家となっている住宅の再活用も効果的な施策と考えられます。空き家が不動産市場や空き家バンクを通じて流通されない大きな理由は、住宅内の片付けが進まないことであり、空き家の片付けなどを促進する施策を取ることが重要であると考えます。	基本構想の財政の見通し・土地利用の基本方針についてのご意見です。 ご提言のとおりでありますので、空き家の片付け費用の一部を助成する制度を創設し、所有者の方へ空き家バンクへの登録を促していきます。
定住人口確保のための土地利用の推進	和気駅を起点にその周辺には土地利用の適地があり、その土地を有効活用することで、付加価値の高い住環境の整備と、併せて、町道を含む都市計画を推進することは、定住人口増加につながるのではないかと考えます。	基本構想の財政の見通し・土地利用の基本方針についてのご意見です。 ご提言のとおりであり、生活利便性の高い和気駅周辺の低未利用地を活用し、住宅地の整備や民間活力の誘導等を図るとともに、生活道路等の整備を進めることで、快適で暮らしやすい住環境を創出し、定住促進につなげていきたいと考えております。
安全・安心でやすらぎを実感できるまち	全国各地で大規模な自然災害が発生しています。今後、南海トラフ地震が発生することが予想されています。有事に備えた防災体制の構築が急務だと考えるので、町民のための防災対策を実行するとともに、安全・安心なまちづくりのために、防災拠点機能を備えた施設整備が必要だと思えます。	基本構想の基本目標1「安全・安心でやすらぎを実感できるまち」についてのご意見です。 町民の命と暮らしを守ることは行政の果たすべき最大の使命であり、本総合計画はこのことを基本として策定しております。今後発生が予想されている大規模災害に対し、危機感を持ってハード・ソフト両面の対策を講じていきたいと考えております。

項目	意見の趣旨	町の考え方
だれもが健康ではつらつと暮らせるまち	保健医療分野は、科学的な分析がしやすい分野であるので、医療費支出の増加などの原因を早急に究明し、住民の行動変容を促すような具体策を導入すべきではないでしょうか。	基本構想の基本目標3「だれもが健康ではつらつと暮らせるまち」についてのご意見です。 健康寿命の延伸については、本総合計画においても随所に考えを反映しております。具体的な施策については、前期基本計画、実施計画にて展開してまいります。町が実施する健診等の結果や国民健康保険医療費のデータ分析等に基づき、町民一人ひとりが個別性に応じた健康情報の提供や支援を受けられるような取組等を展開していきたいと考えております。
認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち	男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会参画の促進策を進めるべきではないでしょうか。	基本構想の基本目標4「認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち」についてのご意見です。 本町では、「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」の理念の下、人権尊重のための研修会などにおいて、女性の人権という課題についてこれまでも取り上げてきました。今後も女性が安定して働ける場の環境整備を進めるなど、女性の社会参画を促進していきたいと考えております。
交流が生まれ、活気に満ちたまち	創業支援を促進する具体的な施策として、スタートアップ企業への初期投資を軽減するような施策が必要であると考えます。理由として、コロナ禍を背景としたリモートワークの推進や、従来の働き方改革の流れからの副業容認などを受けて、今後は兼業や副業を志向する人が増加すると考えられるからです。	基本構想の基本目標6「交流が生まれ、活気に満ちたまち」についてのご意見です。ご提言のとおり、創業支援に取り組む上で創業時の初期費用の負担を軽減する施策は効果的であると考えます。現在は岡山県と同様の制度があるため町単独での補助制度は実施しておりませんが、若い世代のUターン促進のため、町単独での事業実施についても検討いたします。
交流が生まれ、活気に満ちたまち	農業の振興施策の一つとして、「有機農業等、環境に配慮した農業の推進を図り、その実現に向けた環境整備に取り組む」等の内容を反映して欲しい。理由として、食の安全に対する人々の関心が高まっていると感じるからです。また、環境問題の観点から、農薬や除草剤、化学肥料を使わない農業は消費者にとっても注目され、実際、有機無農薬や自然栽培を志している移住希望者も増えてきていると感じています。	基本構想の基本目標6「交流が生まれ、活気に満ちたまち」についてのご意見です。環境に配慮した有機農法等については、近年消費者にとっても注目され、農業の振興施策として、前向きに進めるべき取組と考えます。一方で、農薬や除草剤等を使わない農業については、隣接農家への理解や、地域で合意形成を図ることが必要で、導入に向けては慎重に検討していきたいと考えます。
交流が生まれ、活気に満ちたまち	創業支援の促進には特に力を入れていただきたいと思っております。具体的な提案理由として、①和気町での創業サポートのアピールを都心に向けて積極的に行い、②創業塾だけでなく創業後のアフターケアを定期的実施し、③和気町をチャレンジしやすい町として宣伝すると、移住促進につながると考えます。	基本構想の基本目標6「交流が生まれ、活気に満ちたまち」についてのご提案です。本計画の中心にあるリーディングプロジェクト「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、「しごと」は特段重視しています。移住定住を促進する上でも多面的・多角的支援の充実に努めてまいります。
人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営	町民に対し、どの項目が最優先課題で、何が必要か、広聴による意見募集を行ってはどうでしょうか。	基本構想の基本目標7「人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営」についてのご提言です。 計画策定にあたって、パブリックコメント、ワークショップなど、様々な形で意見を聞いてまいりましたが、今後も折にふれ町民のニーズを汲み取りながら計画を進めてまいります。
人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営	行政による公助は、最も弱い人たちに対しては継続すべきですが、公助に頼りすぎず、町民と行政の共助、自助によって解決できることは解決していけるようなまちづくりの姿勢を、もう少し示しても良いのではないかと思います。	基本構想の基本目標7「人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営」についてのご意見です。 持続可能な行政運営を進めるためにも、自助・共助・公助によって解決すべきまちづくりの姿勢を示すことは重要であり、本計画においても随所に示しています。

項目	意見の趣旨	町の考え方
人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営	行政職員の心身の健康が守られる状態を実現すること、また、行政組織でジェンダー平等が実現されることが、持続可能なまちづくりにつながると考えます。	基本構想の基本目標7「人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営」についてのご意見です。 行政職員に限らず、だれもが住み慣れた地域で、健康にいきいきと暮らすことができるまちづくりを目指していくことが重要であります。また、行政組織の中でも、政策や方針決定の場における女性の参画を実現するため、管理職への女性登用を推進することを基本計画の中で明記しています。
持続可能な行政運営	町の世代構成のバランスを改善するために、移住定住を促進するという政策は理解できませんが、移住してきた人たちが活躍できる環境を整えなければならないのではないのでしょうか。	基本構想の計画推進の基本姿勢についてのご意見です。 近年、様々な技術や知識を持った移住者が増えています。仕事の面で活躍できるように、和気商工会とも連携して起業・創業支援を進める施策を推進していきます。また、移住してきた新規就農者に対しても、新たな担い手への農地の集積などを図ることなどで、支援を図っていききたいと考えます。
総合計画の進行管理について	PDCA サイクルにおいても、地域からの声を集約させるプロセスを経ることで、本計画への住民の主体者意識が高まると考えます。今後は、区などの住民自治組織と協力しつつ計画・実施・評価の各段階で協働の枠組みを作るべきではないかと考えます。計画プロセスに住民が主体的に関与すること自体が、若者を含む住民の政治参加及び活力につながるのではないかと思います。	基本構想の計画推進の基本姿勢についてのご意見です。 今回の総合計画の策定においては、若い世代によるワークショップを実施し、住民意見を反映させています。次期計画策定においても、計画策定プロセスに住民が主体的に関与できるよう、まちづくり協議会や区とも協力して、新たな広聴手法を取り入れ、住民の声を反映させる方法を模索していきたいと考えます。
総合計画の進行管理について	第1次総合計画についてどのように評価されているのでしょうか。その評価に基づいて第2次総合計画が立案されるべきと考えますが、どのように第2次総合計画に反映されているのでしょうか。	基本構想の計画推進の基本姿勢についてのご質問です。 第1次総合計画の評価については、基本計画に掲げた主要施策について、担当職員により各事業の現状と課題及び今後の方向性をそれぞれ考察・評価し、併せて所属部長・副町長による評価を行いました。計画どおり進まなかった施策等については、原因の分析を行い、また計画どおり進んだ施策についても目標設定の見直しを検討することで、第2次総合計画へ反映させています。

第2次和気町総合計画

“人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち”

発 行 和気町

発行年月 令和3年3月

編 集 和気町まち経営課

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555 番地

TEL:0869-93-1121

URL:<https://www.town.wake.lg.jp/>



岡山県
和気町